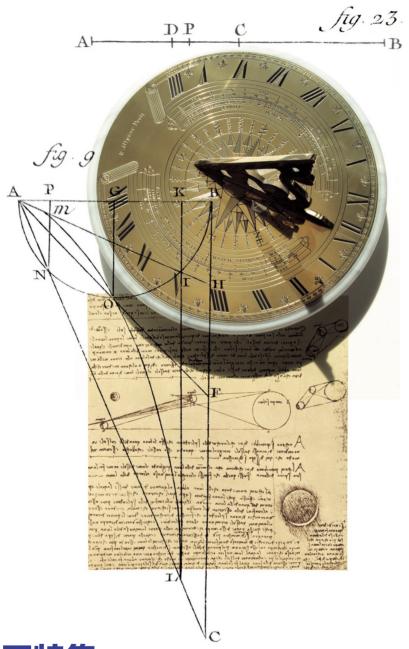
生活。4号安全ジャーナル



■特集

改正消費生活用製品安全法

安心を未来につなぐナイトです。

National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構



●表紙について●

紙片は、芸術家として科学者として、多くの分野に天才的な才能を発揮したレオナルド・ダ・ヴィンチが残した手書きのメモです。500年前に描かれた月の満ち欠けや天体運動に関する図譜と日時計とを並べることで「科学や技術への創造力」を表現しています。

生活安全ジャーナル

特集 改正消費生活用製品安全法

改正消費生活用製品安全法の特集に向けて・・・・・・・・3
消費生活用製品安全法の改正に寄せて 経済産業省 本庄 孝志・・・・・・ 5
ウ스 ウン사사스의 무니 ブ
安全・安心な社会の一員として
東京消防庁 大内 康裕・・・・・・・・ 7
東京都消費生活総合センター 鈴木 省五
(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 青山 理恵子・・・・・・・ 8
(財) 関西消費者協会 林 郁・・・・・・・・・・・ 9
(社)日本電機工業会 片岡 啓治······10
(社)日本ガス石油機器工業会 竹下 克彦・・・・・・・・・・・11
(社)日本エルピーガス連合会 高須 國廣
(社)日本ガス協会 野村 明雄・・・・・・・・・・・・13
办工 兴弗 <u>什</u> 洋田制 日 中 <u></u> 人计
改正消費生活用製品安全法
新しい消費生活用製品安全法について
改正の主なポイント・・・・・・・14
改正消費生活用製品安全法 Q&A ·····16
重大製品事故の報告・公表制度発足に伴うNITEの事故情報収集について・・・・・23
消費生活用製品安全法34年の歩み・・・・・・・34
資料集 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 39
改正条文、新旧対照条文、施行令、施行規則、通達、
新しい消安法について(パンフレット)、ガイドライン
NITE安全の視点
事故情報収集制度における事故情報の調査結果及び収集状況について
(平成18年度第2四半期)・・・・・・・・・・・・・・・・107
事故情報収集制度における事故情報の調査結果及び収集状況について
(平成18年度第3四半期)・・・・・・・・・・・・・・・113
事故動向等について(平成18年度第2四半期・第3四半期)・・・・・・・・ 119
海外事情······125
社告・リコール情報 (平成18年度第2四半期)・(第3四半期)・・・・・・・・ 127
生活者の視点
消費生活用製品のリコール・キャンペーンを考える
(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 谷口 直子・・・・・・139
コラム 取説考 「読みやすい取説作りを」· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
製品安全カレンダー ・・・・・・・144 事故情報収集制度とNITE・・・・・ 147
編集後記・・・・・・・・・・・・・・148

特集

工消費生活用製品 全法

NITEが運営している事故情報収集制度がスタートしたのは昭和49年、消費生活用製品安全法(消安法)施行の年です。そして本年5月、消安法が改正され、新たに重大製品事故の報告・公表制度が導入され、更なる製品の安全性の確保に向け大きな1歩を踏み出します。

今回の特集では、改正消安法施行を前に、各方面からの新たな取り組みや要望、また消安法の主な改正点、改正に関するQ&A、法制定からの今日までの歩みをまとめました。また資料集として、法律の条文から報告の様式まで網羅し掲載しました。

改正消費生活用製品安全法 の特集に向けて

消費生活用製品安全法(消安法)は今から 34年前の昭和48年に制定されました。

当時の日本は経済社会の高度化に伴い、国 民の価値観も多様化し、生活の質的向上への 要求も高まりつつあり、安全な消費生活をお くることを求めていた時代でした。

生活安全ジャーナル事務局で消安法が誕生した歴史的な背景を調べてみました。

消安法の制定を語る上で、欠かせないエピ ソードがあります。

昭和30年、厳寒の北アルプス・穂高で命綱である登山用ナイロンザイルが切断し転落死する事故が発生しました。この事故は、後にナイロンザイル事件にまで発展し、小説「氷壁」の素材になるなど社会問題化したことで知られています。ナイロンザイルは約1トンの重さには耐えても鋭角にかかる衝撃に弱いとみられ、登山中のスリップの際などに起きた一時的な衝撃に対し強度が足りず、そこに人の体重がかかったため切断されたとの仮説が立てられました。その後もザイルの切断事故が発生し、昭和46年には再び転落死亡事故が発生しました。

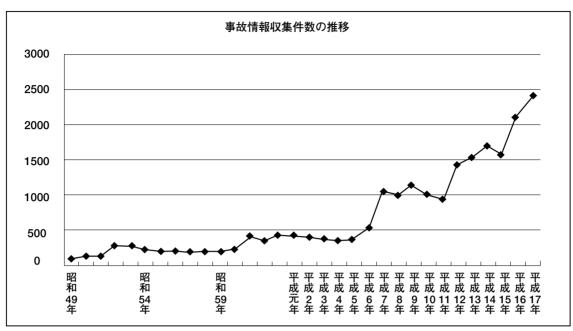
一方、同年にはコーラびん等の炭酸飲料びんの破裂事故が多発しました。その中には眼球障害2件、縫合手術43件など重傷事故も含まれ、被害者は300人にものぼりました。また、圧力鍋が爆発したケースやベビーカーや歩行器、玩具などによる乳幼児の事故も多発した年でした。

生活安全ジャーナル編集事務局

このような製品事故の多発を契機として、 われわれの身の回りの製品の欠陥による事故 の発生を未然に防止するため、食品や電気用 品など特別の製品のための法律ではカバーで きない製品の安全性を確保するための法の制 定が望まれました。

そうして昭和48年に消安法が制定され、同時にNITE(当時の工業品検査所)によって事故情報収集制度の前身である事故報告システムの運営が開始されました。当時の資料を調べると、「実際に発生した製品に起因する事故のデーターを一元的に収集し、原因を究明した上でこれを原因、製品の種類、被害の状況等毎に分類、整理及び分析し、その結果の情報を提供して製品の安全性確保・向上施策に反映させるシステムを創設する必要がある・・」とされています。

消安法には国が安全基準を定め、これに適合しなければ販売できない「特定製品」が指定されました。ザイルの切断による転落死事故の発生から約20年を経て、鋭角にかかる衝撃に弱いという仮説が立証され、登山用ロープは、消安法の特定製品に追加され、また世界で初めての登山用ロープの安全基準となりました。



注:各年度に収集した事故情報収集件数から重複情報や収集対象外情報であることが判明したものを除いた件数をグラフ化したもの。

消安法の制定から30年以上経過した現在、 事故情報収集件数がどのように変化してきたか、その数値を追ってみると、82件でスタートした事故情報収集件数が、平成17年度約3,000件、同18年度は4,000件を超えました。ここ1~2年石油温風暖房機やガス瞬間湯沸器、シュレッダーなどの製品事故が多発し、製品安全に対する社会の関心が高まってきたことが収集件数増加の要因ですが、事故の多発という点では、消安法制定時と同じような状況となっています。 本年5月14日より、消安法が改正され、製造事業者や輸入事業者に対し、重大製品事故の報告が義務化され、国はその事故情報を公表する新しい制度が設けられます。製品の事故情報を社会全体で共有し、製品事故の再発防止を図ることを目的に、また新たな1歩を踏み出します。今号の生活安全ジャーナルでは、改正消安法の特集を行うことにしました。

消費生活用製品安全法の改正に寄せて

平成 19 年 4 月 経済産業省 大臣官房審議官(製品安全担当) 本庁 孝志

1. はじめに

ここ数年、製品事故が相次いで明らかになる中、製品安全に対する社会の関心は、ますます高まっております。このような状況の中で、我が国の製品安全行政は大きな転換点を迎えていると言えるでしょう。経済産業省としては、消費者の安全確保を第一に考え、製品安全対策を最重要課題として、省内における体制を強化しました。その一環として、この度、新たに製品安全担当審議官として着任いたしましたので、一言御挨拶申し上げます。

2. 消費生活用製品安全法の改正

製品安全における取り組みの一つとして、 昨年の臨時国会において、「消費生活用製品 安全法」(以下「消安法」という。)の改正を 行い、私たちの生活に使用される身の回りの 製品(消費生活用製品)を対象とした事故情 報の報告・公表制度を創設しました。

本年5月14日に運用を開始する当該制度において、メーカーや輸入事業者に対して、重大製品事故の発生を知った際、国への事故報告を義務付けるとともに、国はこうした事故情報を迅速に消費者へ周知することとしています。

一方、販売事業者、修理事業者、設置工事 事業者に対しては、重大製品事故の発生を知 った際は、メーカーや輸入事業者に通知する よう努力義務を課しています。

また、消安法には規定していないものの、

通達(平成19・04・09商局第1号「消費生活 用製品等による事故等に関する情報提供の要 請について」)により、製品事故のうち重大 製品事故でないものや、製造・輸入事業者 以外からの事故情報については、独立行政 法人製品評価技術基盤機構(以下「NIT E」という。)に報告するよう協力を求めて いるところです。

このように、国やNITEを通じて、製品 事故の情報を幅広く収集し、その情報を迅速 に消費者に公表することで、事故の未然・再 発防止を図ってまいります。

3. 事業者による自主的な取組

しかし、消費者の安全確保という観点からは、事故情報の収集・公表だけでは、十分であるとは言えません。まず、事業者の方々においては、消安法に規定する義務を履行することにとどまらず、製品安全に対する自主的な取り組みを実践し、安全な製品を供給することはもちろんのこと、製品事故に関する情報を積極的に消費者に提供することが求められます。

そのため、経済産業省として、企業トップの意識の明確化や体制整備及び取り組み等の製品安全に関する基本的な考え方や行動の在り方を示した「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」(96ページ参照)を策定しました。

4. 消費者の意識の向上

また、消費者についても、こうした国や事業者から提供される製品安全に係る情報に基づき、製品を正しく使うことへの意識を新たにし、自らの安全を自らで守ることを改めて認識していただきたいと考えています。

そのため、経済産業省では、消費者への啓発活動として、毎年11月に「製品安全総点検週間」を設け、毎月第2火曜日を「製品安全点検日」と定め、セミナー等を開催することを通じて、製品の安全な使い方等を周知しているところです。

5. 最後に

以上のような、国による消安法の円滑な執行、事業者の自主的な取り組み、消費者の意識の向上等の取り組みを通じて、製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着が図られ、製品安全が持続的に確保されるような安全・安心な社会が構築されると確信しております。

安全・安心な社会の一員として

東京消防庁

防災部生活安全課 大内 康裕

東京消防庁では従来から、火災だけではなく、日常生活で発生する様々な事故情報をもとに、都民等の注意喚起を行っていますが、平成16年3月に都内で発生した自動回転ドアによる男児死亡事故を契機として、事故情報の収集体制の強化を図ったところです。

平成17年度中に東京消防庁管内で発生した 救急事故のうち、日常生活における事故(一般負傷、運動競技、水難、労働災害及び自然 災害)とみられるものは、約10万件で、年齢 別にみると、乳幼児と高齢者が、約半数を占 めています。また、加齢とともに負傷の程度 が高くなるなどの傾向がありました。

事故件数の多い製品や設備等(以下「関連器物」という。)のうち、公共性の高いものの一例として、エスカレーターと遊具があげられます。エスカレーターに係る事故人員は約1,200人で、このうち高齢者が半数以上を占めています。事故要因としては、不適切な利用によるものが大半ですが、ベルトやステップでの挟まれ、停止に伴う転倒などによるものも発生しています。遊具に係る事故人員は約900人で、このうち約9割が、概ね小学生以下の子どもです。事故要因としては、遊具の上に立つ、飛び降りるなどの危険な遊び方によるものがほとんどですが、遊具の隙間に手や足を挟まれたものも散見されます。このような関連器物自体が要因として考えられる

事故については、施設管理者等に対しその都度、改善を指導しています。

日常生活における事故情報の多くは、救急 隊により収集されたものですが、負傷者への 救護が優先される活動の中で事故状況を確認 し、情報収集を行うこととなることから、事 故に係る関連器物の詳細情報を把握すること は難しい状況となっています。

東京消防庁では、今後も関連器物に係る事故に際しては、より詳細な情報の把握に努めるとともに、積極的な情報発信と併せ、関連器物を製造・販売、管理等する者や関係機関等に対して事故状況等について情報提供し、日常生活の安全確保を図っていきます。

詳しい内容については、東京消防庁ホームページ「都民生活における事故(平成17年度中)」を参照ください。

(http://www.tfd.metro.tokyo.jp)

東京都消費生活総合センター

所長 鈴木 省五



エレベーター、ガス湯沸器、シュレッダー、パソコンバッテリーなど製品の重大事故が、頻繁に報道されています。繰り返しの報道に接し、今後の事故防止に向け有効な手立てが

必要と痛感しているところです。

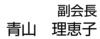
東京都消費生活総合センターにおける平成 18年度の危害・危険に関する相談は合計で 314件(速報値)となっています。ここ数年 こうした相談件数は増加傾向にあり、3年前 の平成15年度の209件と比較すると、1.5倍に なっています。この中には、サービスに関す るものも含まれており、全てが製品に関する ものではありませんが、消費者の安全に対す る関心は、年々増していると言わざるを得ま せん。

製品事故に関する相談内容は、多岐にわたっており、自動車のエンジントラブル、テレビ・電気ストーブ・洗濯機からの発煙、石油温風機からの異臭、ノートパソコンからの発火、携帯電話の電池の発熱等私たちの生活の身近な製品に関するものとなっています。

昨年末に、消費生活用製品安全法の改正がなされ、重大事故情報について製造業者等の行政への報告を義務付けるなどの措置がとられることとなりますが、いかに速やかにまた効果的に事故情報を消費者に届けるかが問われています。そのためには、「事故情報の共有化」が的確に図られることが肝要です。既に、行政機関における情報共有化のネットワーク構築に向けた取り組みが始まっているところですが、行政、事業者、そして消費者との間で、実効性の高い取り組みが進められることが必要です。

例えば新聞でのリコールの告知について も、消費者に届ける視点での情報提供方法が とられているかといえば疑問な点もありま す。消費生活センターとしても、重大な危 害・危険情報を国民生活センターはじめ関係 行政機関に早期につなぐことや、センターの 持つ情報ツールを活用し情報提供を図るな ど、事故拡大防止策にしっかりと取り組むこ とが重要なことです。一方で、消費者が発信 された情報をしっかりと受けとめることも重 要なことと思われます。

社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会





平成16年5月改正施行された消費者基本法では消費者の権利として、はじめて安全の確保が盛り込まれました。国の具体的政策としては、「消費者が危険な製品の情報を素早く入手し、事故を回避できるようにする」と明記しております。明文化された消費者政策の基本的方向と相まって、今回の「消費生活用製品安全法」の一部改正における事故情報の報告義務と公表については、事業者に対する懲罰的意味合いというより、社会の安全・安心に欠かせない情報の共有化という意味で高く評価をしています。

昨今、事故を発生させた企業は情報を隠ぺいし、出来得るなら、責任を回避しながら隠密裏に対処したいというネガティブな意識が作用した事実は否定できないと思います。その結果が事故の拡大被害を引き起こし、消費者の信頼を失墜させた企業も多かった訳ですが、法整備により、まずは、官民あげて「製品安全文化の醸成」に取り組む第一歩を踏み

出したということが言えましょう。

ただ、今回の報告義務・公表制度は重大事 故に限るとしております。しかし、世の中に は重大事故につながるであろうと推測できる 「ヒヤり・ハット情報」が沢山あります。電子 レンジで加熱するゆたんぽ、脱水槽が停止し なくとも蓋が開く洗濯機、幼児の指が容易に 入ってしまうような暖房機の吹き出し口、コ ードがねじれて発煙してしまうヘアドライヤ ー等々。ぜひ、法整備を機に、NITEの事 故情報収集機能を高め、これらの情報収集に 従来にも増して傾注してほしいものと思いま す。消費者からの小さな提言が大きな事故の 回避につながることも多いでしょうし、製品 設計の改善に寄与することにもなります。あ るいはまた、製品を安全に使用するための消 費者への啓発へとつながると思います。

メーカーは安全な製品作りを希求しフェイルセーフ(システムの一部が故障しても全体として安全な方向に動き大事故を防ぐ仕組み)設計に努め、販売事業者は安全な商品の販売および事故情報の通知に努める。そして、消費者は適切な表示を目安に安全な製品を選択し使用する中で、製品の不安・疑問は積極的に発言していく。国は厳正に市場を監視し、事故情報の適切な制度運用を図ることにより、社会の安全・安心の環が構築できると思います。

NITEには、その環が順調に機能するよう情報収集と使用実態に即した分析、情報提供を行い、社会の安全・安心を支える重要な役割を担っていることを再確認していただきたいと期待します。

まさに、NITEは「国民のKnight (ナイト)」であると思うのです。



去る3月23日、経済産業省主催の「製品安全啓発緊急シンポジウム」が明治大学で開催され、各界からご説明やご発言がありました。以下は、安全・安心な社会の一員としてご発言されました主な参加者の方の発表内容です。

財団法人 関西消費者協会





このたびの消費生活用製品安全法の改正 は、製品安全行政、消費者行政において、大 きな前進であると感じております。それだけ に事業者、行政、消費者の三者が、それぞれ の責任を果たしながら実のあるものにしてい かなければなりません。特に事業者の責任が 大きいと思います。

35年間消費者問題に携わってきた立場から申しますと、現代は消費者運動が見えにくい時代です。今こそ、消費者が団結し、製品事故や製品の安全性の問題に対し力を持って対抗していくエネルギーが必要だと思っています。

また、今の社会はより個人主義になっており、情報を持つ者と持たない者の「情報の格差」が広がっています。その対策に最も有効なのはマスメディアによる情報の提供です。

これからは、1週間に1回でも時間とスペースを決め、製品事故やリコール情報をまとめて報道するというようなことをぜひやっていただきたいと希望します。

製品を作っている方には、多機能だけに走らず、使い方が優しい商品の開発にも力をいれていただき、消費者の使い方に少々のミスがあっても安全な商品作りをお願いしたいと思います。

昨今、製品事故に対する消費者の過剰反応 が問題視されていますが、消費者はマス メディアの報道を通して情報を得、自分 の行動を決めています。そういう意味でも、 消費者が冷静に判断して行動できる事故情 報を行政・企業・マスコミが協力して作って いっていただきたいと思います。

社団法人 日本電機工業会

会長 片岡 啓治



昨今の家電製品を始め、製品事故の発生は 誠に遺憾であり、残念であります。私ども製 造事業者は、"ものづくりの原点"に立ち返 り、安全は何者にも優先すると肝に銘じて事 業活動をしてまいります。

今回の法改正では、製造事業者の果たすべ

き責任すなわち事故情報の報告の判断基準、報告時期が明確になり、判断にバラツキがなくなりました。また事故の情報公開は行政によっても行われ消費者への注意喚起がより強化されます。加えて、販売事業者の協力義務が示され、万一事故が起こった場合は告知、回収、使用者の特定において大いに効果があるものと思っております。

先般、経済産業省から示された「製品安全 自主行動計画のためのガイドライン」の中で は、企業トップの意識から、体制整備、およ び具体的な取り組みが示されております。こ のガイドラインを受けまして、家電業界とし て自主行動計画を取りまとめ、また、各製造 事業者においてはそれぞれの自主行動計画を 策定してまいります。

私ども日本電機工業会では、昨年、「JEMAビジョン」という行動指針を取りまとめ、企業の社会的責任の推進に向け一丸となって取り組んでおります。特に家電分野におきましては、製品の安全性の強化を最重点テーマとし、日本のみならず、世界の家電メーカーとして、社会的責任を全うし、高品質で安心・安全な製品を提供していく所存です。

さらに消費者の皆様には、製品を安全にお使いいただくためにカタログ、取扱説明書、HP等を通じ、製品の設置方法、正しい使い方、点検の勧めなどを提供してまいります。

以上の取り組みを今後一層強化し、製品安 全文化の醸成に向け取り組んでまいります。

社団法人日本電機工業会(The Japan Electrical Manufactueres' Association 略称 JEMA)

電機業界団体。電気機械器具、発電用原動機及び原子力機器の製造及びこれに関連する事業の総合的な進歩発展を図り、我が国の繁栄と国民生活の向上に貢献することを目的としている。昭和23 (1948) 年に日本電機工業会として設立し、昭和29 (1954) 年に社団法人として認可され現在に至っている。平成19年3月時点で正会員数186、賛助会員95となっている。

社団法人 日本ガス石油機器工業会

会長 竹下 克彦



この度のガス石油機器の一酸化炭素事故で お亡くなりになられた方々に対しまして心よ りお悔やみ申し上げます。またガス石油機器 における相次ぐ製品事故により消費者の皆 様、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑を おかけ致しましたことを深くお詫び申し上げ ます。ガス石油機器工業会では、これらの製 品の事故を業界全体の共通の問題ととらえ、 製品安全の確保のために早急な対策に取り組 んでおります。

対策の第1点は、ガス石油機器の「事故対 策マニュアル」と「製品安全に関する自主行 動計画 | を工業会の標準として策定し、会員 会社に水平展開を図っているところです。ま た、工業会事務局では4月1日から「事故情 報室」を新設し、事故情報を収集して科学的 に分析し、製品の改良や消費者の皆様への注

意喚起へとつなげてまいります。さらに消費 者の皆様に情報をより分かりやすくお伝えす るため、業界内で使用する用語の統一、表示 方法の統一化についても研究を進めてまいり

2点目は市場にある古いストック機器を、 より安全で快適な機器に取り替えていただく 積極的な活動の展開です。現在、ガス事業者 と工業会が連携し、より安全な機器への取り 替え運動に取り組んでおりますが、これらは 安心高度化機器の開発課題とともにさらに強 化してまいります。

3点目は、現在問題化しているのは経年変 化が原因となった製品の事故が多いという点 です。古いストックの製品をいかに安全なタ イミングで継続的に取り替えていただくか、 長期使用時点の機器の点検の制度も含めた制 度や仕組みの構築が重要であると考えており ます。

これら製品安全に関わる諸施策を早く着実 に実施していくことにより、現在の工業会の 緊急かつ最重要テーマである信頼のブランド の構築を図ってまいります。

社団法人日本ガス石油機器工業会

ガス石油機器及び関連部品の製造及び販売会社の団体。ガス・石油機器産業の健全な発展を図り、もって国民生活文化の向上とわが 国産業の発展に寄与することを目的とする。昭和36 (1961) 年設立、昭和37 (1962) 年社団法人として認可され、平成19年3月時点で会 員数は145社(ガス石油機器及び関連部品の製造及び販売会社、並びに賛助会員)となっている。

社団法人 日本エルピーガス連合会

先ごろ国から発表された、エネルギー基 本計画の改定について、LPガスは、引き 続きクリーンで災害に強いエネルギーであ ると位置付けられています。

そのような中で、私どものLPガス販売

会長

業界は、2万5千の販売事業者が全国2 千6百万世帯のお客様に日夜LPガスを供給し、お客様の快適な生活の維持に寄与しております。

さて、昨今のガス機器による一酸化炭素 中毒事故問題については、ガス業界の一員 として、安全の確保のため、周知の方法な らびに不具合のガス機器の取替えなどに再 考の余地があったのではないかと認識を致 しております。

そのため、現状を厳粛に受け止めて、日本エルピーガス連合会としては、引き続き今後3年間にわたって、全国一斉LPガス保安高度化運動を展開し、ガス機器の正しい取り扱いについて、各種の広報手段を利用して、お客様にとって分かりやすい的確な方法により周知し、保安の確保を図ってまいります。

また、特に調査点検の結果、不具合などが発見されたガス機器については、安全装置付きへの取り替えのご協力をお客さまにお願いし、ガス事故、根絶のために努力を致します。

次に、ガス機器メーカ並びに都市ガス業界の皆さまと、事故撲滅に向かって問題意識を 共有化し、お客様の視点に立った、より安全 なガス機器の開発への協力とその普及に努め てまいりたいと存じます。

以上のとおり、我々ガス業界は、都市ガス、 LPガス、メーカが一体となって、お客様の 安全確保のため、業界全体の信頼回復のため に今後とも全力で努力していく所存でござい ますので、皆様方にご理解とご協力をお願い 申し上げて、決意表明と致します。

全国の2万5,000のLPガス販売事業者は、全国の過半数の2,600万の需要家のLPガス事故を撲滅するために、平成16年度から「全国一斉LPガス保安高度化運動」を3年計画で全国的に展開し、平成18年度をもって終了することとしていた。

しかし、この度のガス湯沸器の不具合等によるCO中毒事故などのLPガス事故を根絶するため、同運動を今後も3年間にわたって、継続実施していくこととした。

全国のLPガス販売事業者から定期的に報告を受けるとともに不完全燃焼防止付き機器等への取り替え促進などの安全機器の設置促進については、割引を行うなど、需要家の取り替え促進が一層進むよう働きかけたり、ガス機器の正しい取り扱いについて、保安啓発活動を展開するなど需要家のご理解を得つつ、引き続き運動を展開することとする。

全国一斉LPガス保安高度化運動の主な項目

- ① 安全機器の設置促進(不完全燃焼防止付き 機器への取り替え促進など)
- ② 老朽化機器の一掃(湯沸器、コンロなどの取り替え促進)
- ③ L P ガス販売事業者・従業員への保安教育 の徹底
- ④ 一般消費者等への保安啓発活動の一層の 実施
- ⑤ 雪害対策の強化
- ⑥ 埋設管対策の実施

社団法人日本エルピーガス連合会

エルピーガスの販売事業者の団体。LPガスの安全の確保とLPガス販売業の総合的な発展を図り、もって国民生活の向上寄与することを目的としている。昭和30(1955)年設立、昭和55(1980)年社団法人日本エルピーガス連合会として認可された。平成19年3月現在、全国47都道府県の各エルピーガス協会会員約2万5,000社(ほぼ全ての販売事業者が加盟)を組織している。

社団法人 日本ガス協会

会長 野村 明雄



ガス機器の不完全燃焼による一酸化炭素中 毒事故で、尊い命を失うという重大な事故が 発生しましたことは誠に遺憾で、お亡くなり になられた方々のご冥福を心からお祈りし、 ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げ ます。私ども都市ガス業界では、今般死亡事 故が連続して発生する事態を極めて重く受け 止め、今まで以上に安全への取り組みを強化 することをここに決意致します。

具体的には3つのアクションで取り組んで まいります。

1点目は、定期的な法定安全点検の徹底を始め、あらゆる機会を利用してお客様にガス機器の安全な使用方法を説明させていただきます。毎年9月から11月に「安心ガスライフ21運動」としてガス機器の安全な使用方法を説明するキャンペーンを実施しておりますが、今年からそれをさらに強化致します。

2点目は安全型機器への取り替えのお勧め

です。例えば、不完全燃焼防止装置のない小型湯沸器が平成7年度には120万台ありましたが、その後11年間で16万台にまで減らすことができました。機器の取り替えはお客様にご負担がかかりますが、少しでも軽減できるようガス機器メーカーと一体となって取り組んでまいります。

3点目は情報の開示についてです。今般経済産業省において事故の公表基準が策定されました。私どもも公表に積極的に協力し、自らもお客様の安全上重要な事項につきましては積極的にお伝えするよう努めます。

安全の確保にはガスに関わる者全体が連携して取り組むことが必要と考え、昨年12月にはガス機器メーカー、LPG業界と連携し、「あんしん高度化ガス機器普及研究会」を発足させ、従来から取り組んでおりましたガスこんろに加えて、ガス湯沸器の安全性の向上に向けた取り組みをスタートさせたところです。

お客様の安全を守ることは私どもの事業存 続の根幹であります。今後とも経済産業省を はじめ、国や地方の行政機関あるいは関係団 体の皆様のご指導とご協力をいただきながら ガスエネルギーに関するお客様の信頼を1日 も早く回復するよう全力で邁進する所存です。

社団法人日本ガス協会

都市ガス事業者の団体。都市ガス事業の健全な発展を図るとともに、産業の振興と文化の進展に寄与することを目的としている。昭和22 (1947) 年に創立、昭和27 (1952) 年社団法人として認可され、平成19年4月時点で、正会員として都市ガス事業者213者、賛助会員として都市ガス事業に関係の深い企業約260社が加入する団体となっている。

新しい消費生活用製品安全法について

消費生活用製品安全法が改正され、5月14日に施行されます。

製品事故情報を社会全体で共有し、製品事故の再発防止を図り、私たちが安全で、安心して暮らせる世の中の実現を目指して、製品事故情報の報告・公表制度が始まります。

| 法改正の主なポイント

1. メーカーや輸入事業者に対し、重大製品事故の報告を義務付けます。

消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、事故の発生を知った日から10日以内に当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣に報告しなければなりません。

2. 主務大臣(経済産業大臣)により公表します。

主務大臣は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表します。

- ●ガス機器・石油機器による重大製品事故は、報告後直ちに事業者名、製品の名称・ 型式、事故の内容等を公表します。
- ●その他の消費生活用製品による重大事故は、製品起因の事故であることが疑われる場合、報告後直ちに①事業者に再発防止措置を求め、②事業者名、機種、型式名、事故の内容、消費者の危険回避に資する事項等を公表します。(ガス機器、石油機器も同様です。)

また、製品起因かどうか断定できない場合には、製品事故判定第三者委員会の判定 を経た上で、事業者名、型式名等を経済産業省のウェブサイトにて判定の結果を付 して公表します。

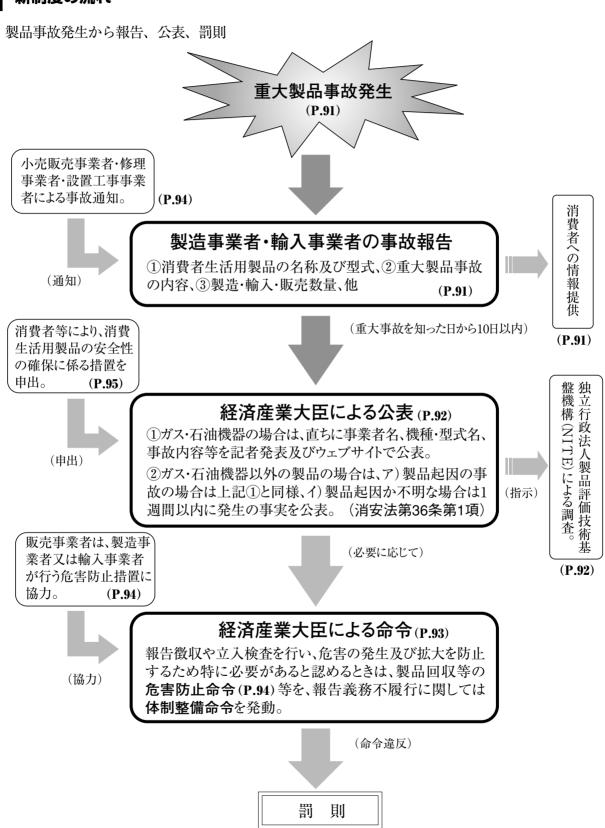
3. 報告義務を怠った場合は体制整備命令を発動します。

経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故の報告を怠ったり、又は虚偽の報告をした場合には、体制整備命令(事故情報の収集、管理及び提供するために必要な社内体制の整備を命ずる)を発動します。

- ●体制整備命令に違反した場合は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられます。
- 4. 重大製品事故を知った販売事業者等は、製造事業者又は輸入事業者に報告する責務があります。

消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

新制度の流れ



改正消費生活用製品安全法 Q&A

今回NITEが経済産業省の了解を得て、改正された新しい制度に対する疑問を網羅的に集めて取りまとめたものです。

■報告対象の製品か否か17業務用として使用していた製品や公園の遊具は対象?など10問。
■報告対象の事故か否か ·······18 明らかに誤使用の場合、海外で起きた事故は対象?など13問。
■誰が報告をしなければならないか19 部品製造事業者に義務はあるか、リサイクル事業者はどうか?など 6 問。
■報告方法、報告期限について20 事故発生の事実を知った日とはいつか。報告期限が土日の場合は?など7問。
■販売事業者の対応について ····································
■公表について ·······21 公表の方法や公表の基準など 7 問。
■報告義務を履行しなかった場合は22 体制整備命令とは、危害防止命令とはなど 4 問。
■その他 ·················22 事業者が倒産している場合の対応など 2 問。

※消費生活用製品安全法本法	
製造物責任法PL法	

報告対象の製品か否か

- Q1 家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所(業務用として)で使用し、一酸化炭素中毒 になった場合は報告の対象となりますか。
 - A. 一般家庭で使用される製品を業務用として使用していた場合でも報告の対象となります。
- Q2 消費生活用製品を学校で使用していた場合は、報告の対象となりますか。
 - A. 本法で定める消費生活用製品を家庭以外の会社や学校で使用していた場合でも報告の対象となります。
- Q3 自社が製造している製品はビジネス用からパーソナル用までいろいろあります。報告対象である製品か否かの判断はどうすればいいのですか。
 - A. 一般消費者が、店舗やインターネット通販等で購入できる製品であれば報告対象となります。
- Q4 「一般消費者」とは、どのような者をさしているのですか。
 - A. 本法において「一般消費者」とは、事業者又は労働者が、事業又は労働に従事している場合を 除いた全ての場合の者という意味です。したがって、事業者又は労働者が、事業又は労働に従 事していない場合は、事業者又は労働者は「一般消費者」となります。
- Q5 すでに製造を中止している製品で重大製品事故が発生した場合も対象となるのですか。
 - A. 対象になります。
- Q6 PL法では製造物を引き渡したときから10年を経過したとき時効になりますが、本法はどうですか。
 - A. 本法では製造 (輸入) 時期や販売されてからの年数により報告が免除されるような制度はありません。現に使用されている消費生活用製品で重大製品事故が発生すればすべて報告対象となります。
- Q7 滑り台などの公園の遊具は消費生活用製品ですか。
 - A. 公園の遊具は都市公園法の「公園施設」とされており、消費生活用製品ではありません。
- Q8 電安法で規定する電気用品は消費生活用製品ですか。
 - A. 業務用製品を除き電気用品は消費生活用製品です。
- Q9 レンタル品は報告の対象ですか。
 - A. 対象です。レンタル用品による重大製品事故の報告義務は貸出し業者ではなく、製造又は輸入業者に課されます。本法では貸出し業者に責務規定はありませんが、製造又は輸入業者が行う製品回収等の措置に対しできる限りの協力をお願いします。
- Q10 「電気用品の事故等に係る報告要領」は廃止になると聞きましたが、業務用の電気製品の事故について報告はどうなりますか。
 - A. NITEに報告してください。

報告対象の事故か否か

- Q11 火災に該当する事故とは消防が火災と確認したものとのことですが、初期消火で鎮火し、消防が出動していない場合は重大製品事故には当たらないのですか。また、被害者本人が申告しているだけの場合はどうですか。
 - A. 本法における火災とは、消防が火災と確認したものを言います。初期消火で鎮火し、消防が確認を行っていない場合は重大製品事故とはなりません。被害者が申告しているだけの場合も同様です。しかし、製品事故に当たる可能性がありますので、その場合はNITEへ報告していただくようお願いします。
- Q12 一酸化炭素中毒にも入院するといったものから、少し気分が悪いといったものまでいろいろな レベルがありますが、どのレベルまで対象になりますか。
 - A. 一酸化炭素中毒事故は症状の程度にかかわらず重大製品事故に該当しますのですべて報告対象 になります。
- Q13 化学製品によるアレルギー性疾患で治療に30日以上を要した場合は重大製品事故に該当しますか。
 - A. 消費生活用製品による事故で30日以上の治療を伴う場合は重大製品事故に該当します。
- Q14 誤飲による重大製品事故は報告の対象となりますか。
 - A. 原則対象外です。ただし、幼児用のおもちゃの笛やおしゃぶりなど、通常の使用で口に含むような製品での誤飲の重大製品事故は報告の対象となります。
- Q15 消費者の不注意による事故や目的外使用による重大製品事故も報告の対象ですか。
 - A. 製品の注意表示も含めて総合的に判断する必要があり、迷う場合は経済産業省製品事故対策室 にお問い合わせください。
- Q16 修理事業者が不正改造を行い事故が発生した場合、報告の対象となりますか。
 - A. 専ら不正改造を行ったことのみが原因である場合は対象外ですが、製品の不正改造が容易で、 それを行う事情が製品側の不具合によるもの等である場合は、不正改造を行わせる原因が製品 にあるとも考えられます。判断に迷う場合は経済産業省製品事故対策室にお問い合わせくださ い。
- Q17 製品の欠陥が原因かどうか疑わしい場合の重大製品事故も報告の対象となりますか。
 - A. 対象となります。明らかに製品の欠陥ではないことが明らかな場合以外は対象です。
- Q18 重大製品事故が海外で起きた場合、国内で同じものが販売されていたとしても、報告の対象に ならないと考えていいのですか。
 - A. 海外で発生した事故は、重大製品事故であっても法律の対象外ですが、参考までにNITEに 報告していただければ幸いです。
- Q19 法施行前に起きた重大製品事故を製造事業者が法施行後に知った場合は報告義務が生じますか。 A. 生じます。

- Q20 被害者から医師の診断書の提供がない場合は報告する必要はないのですか。
 - A. 診断書がないと重大製品事故か否か分からない場合は、被害者に十分説明し協力が得られるよう努めてください。なお、診断書がなく、けがの程度が軽い場合であっても事故後30日が経過し、その段階で完治していない場合はその時点で重大製品事故と判断されます。
- Q21 機器内の電子部品が発火する事故が頻発していても類焼がなく、被害が機器内で収まる場合は 報告の必要はないですか。
 - A. 火災でなければ重大製品事故とはなりません。その場合はNITEに報告してください。
- Q22 パンプスのヒールが折れ骨折した場合も報告の必要がありますか。排水口の溝にヒールが挟まって捻挫した場合等は明らかに消費者の不注意といえないでしょうか。
 - A. 骨折が全治30日以上である場合は報告の対象となります。排水口の溝にヒールが挟まった場合は、挟まる過程で製品に問題がないことが明らかであるか否かケース・バイ・ケースで判断されることになります。
- Q23 重大製品事故以外の報告は義務ではないという理解でよいですか。
 - A. 法律上の義務はありませんが、1件でも多くの事故情報を収集・分析し、事故の再発防止を図るため、NITEへ報告をお願いします。

誰が報告をしなければならないか

- Q24 OEM(相手先ブランド製造)製品について、設計や検査はせず、ラベルだけ貼り替えてプライベート・ブランドとして販売する場合がありますが、この場合の報告義務者は誰ですか。
 - A. 実質的に製造を行っている事業者が報告義務者となります。
- Q25 中古品を扱うリサイクル業者に報告義務はありますか。
 - A. 本法で報告義務を負うのは当該製品を製造又は輸入事業者で、リサイクル業者は含まれません。
- Q26 消費者から受け取った事故品が自社製品ではなく、製造事業者が不明の場合はどうすべきですか。
 - A. 消費者にその旨を伝え、商品を購入された販売店あるいは経済産業省に通知するよう伝えてく ださい。
- Q27 警察、消防、病院など外部機関からの問い合わせで事故の発生を知った場合、被害者や事故の 詳細が分からなくても報告義務は製造又は輸入事業者にあるのですか。
 - A. 自ら製造・輸入した製品で重大製品事故が起こったことを知ったときは報告義務を負います。 報告期限10日以内で情報を収集し、重大製品事故の要件を満たしていれば経済産業省に報告してください。
- Q28 自社は補修用製品を事業者以外に一般消費者にも販売しています。その部品を単品で取り扱っていたときに事故が起きた場合の報告義務者は誰ですか。
 - A. 報告義務者は最終製品の製造事業者ですが、部品でも単品で販売され一般消費者が購入できる ものは消費生活用製品と捉えられます。この場合は部品の製造事業者に報告義務があります。

Q29 電動工具に取り付けた他社製造の刃で重大製品事故が発生した場合報告義務を負うのはどこで すか。

A. 最終製品の製造事業者である電動工具メーカーです。なお、当該電動工具メーカーが指定しない刃が取り付けられ、刃そのものに問題がある場合は刃を製造(輸入)した事業者も報告義務を負います。

報告方法・報告期限について

Q30 「事故発生の事実を知った日から10日以内に報告」とありますが、事実を知った日とはいつですか。通知を受けただけでは事実か否かはわかりません。

A. 重大製品事故が発生した旨の連絡が入った日が起算日となります。事実関係に不明な点があれば、できるだけ10日以内で事実確認をするようにしてください。報告すべきか否か迷った場合は、経済産業省製品事故対策室にご相談ください。

Q31 経済産業省への事故報告はE-mailやFAXでいいのですか。

A. 経済産業省のウェブサイト上で直接事故情報を入力し報告できます。また、E-mailやFAX、郵送でも受け付けます。

Q32 被害者に関する個人情報は個人情報保護法により記載できないのではないでしょうか。

A. 消費生活用製品安全法第35条に基づく報告(様式第一に記載する個人情報)は、個人情報保護法第23条第1項第1号に該当するため、本人の同意を得ずに国に個人情報を提供することができます。他方、任意の報告(参考資料に記載する個人情報)は、個人情報保護法第23条第1項に基づき、本人の同意を得る必要があり、その旨、参考資料の脚注に注記されています。

Q33 報告は本法で定めている様式第一だけ提出すればいいのですか。

A. 報告義務があるのは様式第一だけです。ただし事故原因を分析していく中で、参考資料に掲げた項目は事故報告後、確認をとらせていただく可能性が高いものですので併せて提出していただくようお願いします。

Q34 報告書を提出した場合、受領書等の書面は発行されますか。

A. 書面等の発行は予定しておりませんが、個別にお問い合わせいただければ、報告をいただいた 旨ご連絡致します。

Q35 報告義務のかかる様式第一について、10日間で全ての内容を調べられなかった場合はどうすればいいのですか。

A. 様式第一については、重大製品事故の発生を知った日から10日以内に報告する義務があります。 したがって、すべての項目が分かってから報告するのではなく、10日以内にできる限りの情報 を収集し報告してください。なお、不明な項目は「調査中」「確認中」と記載いただいて構い ません。その後新たな事実が判明した場合は追加報告を行ってください。

Q36 報告期限が土曜・日曜日や休日の場合はどうしたらよいですか。

A. 土曜・日曜日や休日でもE-mailやFAX等で期限内に報告してください。

販売事業者の対応について

Q37 販売事業者が製品事故を知った時の対応を教えてください。

A. 小売事業者については、その小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故情報を収集し、一般消費者へ適切に提供するよう努めなければなりません(第34条第1項)。また、重大製品事故が生じたことを知ったときは製造又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません(第34条第2項)。したがって、製造又は輸入事業者にお知らせください。

Q38 販売事業者が顧客名簿を製造又は輸入事業者に提供することは個人情報保護法に抵触するのではないでしょうか。

A. 本行為は法令に基づく措置(消費生活用製品安全法第38条第2項において製造又は輸入事業者の措置に対する販売事業者の協力への責務)に該当するため、個人情報保護法第23条第1項第1号及び第2号に基づき、個人情報保護法の適用対象外になります。

公表について

Q39 ガス・石油機器製品による重大製品事故は、製品の欠陥による事故でなくても報告後すぐに製造事業者名が公表されるのですか。

A. そのとおりです。消費者に事故情報を迅速かつ的確に提供し、事故の再発を防止する観点から ガス・石油機器製品については、報告後直ちに事業者名、製品の名称、事故内容を公表するも のです。また、ガス・石油機器以外の製品でも製品起因の事故であることが疑われる場合には 製品の名称・型式、事故の内容を迅速に公表します。

Q40 ガス・石油機器以外の製品による重大製品事故で、製品に起因する事故か否か不明の場合の公表はどうなりますか。

A. 明らかに報告対象でない事例を除き、第1ステップ、第2ステップの2段階に分けて公表します。第1ステップでは、製造又は輸入事業者から報告を受けて1週間以内に①製品一般名②事故概要③受理日④事故発生日を公表します。事故情報をさらに分析し、製品起因する事故と疑われる場合は、第2ステップとして①事業者名②機種・型式名③事故の内容④消費者の危険回避に資する事項を公表します。

Q41 公表の方法を教えてください。

A. 記者発表及び経済産業省のウェブサイトで公表します。

Q42 事故原因が製品に起因していたか否かの判断はどこでなされますか。

A. 事故原因については製造又は輸入事業者から説明を求めるほか、必要に応じてNITEにおいて原因究明を行います。最終判断は消費経済審議会製品安全部会の下に設けた製品事故判定第三者委員会において判断します。

Q43 第三者委員会とはどのような組織ですか。何を議論するところですか。

A. 第三者委員会とは、消費経済審議会製品安全部会の下に設けた外部委員からなる製品事故判定 第三者委員会です。ここでは行政庁の恣意的な裁量を制限し、安定的な制度運用を図るため、 製品事故に該当するか否かの判断や経済産業省の運用状況を定期的に確認し、透明性の高い仕 組みづくりに努めます。

Q44 第三者委員会で、報告義務の対象ではないと判断された事故事案の対応はどのようになりますか。

A. 経済産業省のウェブサイトで、報告の対象外事例である旨公表し、すでに事故の公表を行っているものについては、その公表をリストから削除します。

Q45 第1ステップ公表後、製品事故でないことが判明した場合の対応はどうなりますか。

A. 公表内容にその旨を一定期間明示した上で公表から除外します。

報告義務を履行しなかった場合は

Q46 体制整備命令とはどのような内容のものですか。

A. 製造又は輸入業者が重大製品事故の報告を怠り、虚偽の報告をした場合、当該事業者に対して 重大製品事故に関する情報を収集、管理、提供するために必要な社内体制の整備を命令します。

Q47 体制整備命令に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。また罰則は誰に科すのですか。

A. 体制整備命令に違反した場合、違反した行為者に対し一年以下の懲役若しくは100万円以下の 罰金に処され、又はこれを併科することとなっています。さらに行為者本人の他、法人に対し ても罰金刑を科す両罰規定も設けられています。

Q48 危害防止命令とはどのような内容ですか。

A. 主務大臣が、製品の欠陥により、一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、必要と認める場合、当該製品の回収や販売の中止、その他必要な措置を命ずるものです。

Q49 自社で報告義務がないと判断した事故が、後日、報告を要すると経済産業省が判断した場合、 報告義務違反として罰則を受けるのですか。

A. 重大製品事故の報告を怠った場合、体制整備命令発動の対象となりますが、直ちに罰則を科す ものではありません。

その他

Q50 法律に基づき重大製品事故の報告を行った場合、例えばPL法等の民事上の責任も負うことに なるのでしょうか。

A. 今回の事故報告制度においては、製造事業者又は輸入事業者が国への事故報告を行った事実を もって、直ちに製品欠陥があるということを認めたことにはなりません。したがって事故報告 の義務を履行したことをもって、民事上又は刑事上の責任を負うことにはなりません。

Q51 製品の製造又は輸入事業者が倒産して、もはや事業者が存在しない場合、当該製品で重大製品 事故が発生した情報を得た販売事業者は、事故情報を誰に通知すれば良いのでしょうか。

A. 重大製品事故が発生した場合で、製造又は輸入事業者が不在の場合には、国に連絡をしてください。なお、製造事業者等が倒産又は廃業等となっている場合については、必要に応じ経済産業省及びNITEが当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるようにします。

重大製品事故の報告・公表制度 発足に伴うNITEの事故情報 収集について

独立行政法人製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター

はじめに

NITEは消費生活用製品安全法が施行された昭和49年より30年以上、製品安全行政の一環として「事故情報収集制度」を運用し、長年培ってきた原因究明の技術、知識、経験を活かし、製品事故の未然・再発防止に貢献してきました。

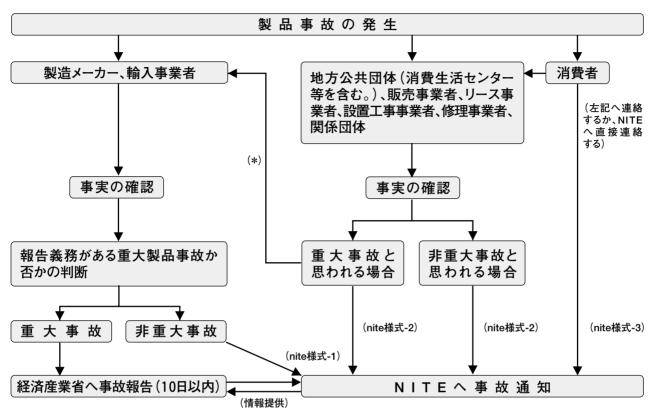
今回の消費生活用製品安全法の改正による 重大製品事故の報告・公表制度を補完する制 度として、報告の義務のない非重大製品事故 (死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負 傷・疾病、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事 故及び火災事故等重大製品事故以外の事故) や業務用の電気製品による事故及びLPガス 機器による事故については、NITEへ報告 するよう経済産業省から製造・輸入事業者団 体、消費者団体や地方自治体等関係機関に対 し通達を発しています。この通達を受け、N ITEは、経済産業省と連携して非重大事故 等の情報収集を行っていきます。また、N I TEは、国へ報告された重大製品事故のうち 原因究明が必要なものについて、経済産業省 の依頼によりその原因を究明するという重要 な役割も担うこととなりました。昨年9月に は事故リスク情報分析室を設置し、事故情報 の分析体制を強化しました。NITEは、消 費生活用製品による非重大事故については、 これまで以上に積極的に情報収集・分析を行 い、重大事故につながる事故の未然防止・再 発防止に努めていくとともに経済産業省から 依頼された重大製品事故に対する原因究明を 行っていきます。

これら重大製品事故の報告・公表制度の施行により、製造メーカーや輸入事業者は、重大製品事故か否かを判断し、その結果により報告先が異なります。NITEは、この制度に対応させることや、調査の精度を上げるため、新たな報告様式に改めました。事業者、地方自治体、消費者団体や消費者等の皆様、今後はこの様式に従い、報告等をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

│ N I T E への事故情報報告等に │ ついて

NITEでは、製品事故の報告・通知者別に次の3通りの様式を用意しました。今後は、この様式により製品事故の報告等をお願いいたします。①製造・輸入事業者からは、非重大製品事故を知った場合には、nite様式-1により報告してください。②地方公共団体(消費生活センター等を含む。)、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、及び関係団体の方々が事故を知った場合には、重大製品事故か否かに係わらず、nite様式-2により通知してください。③消費者が事故を通知される場合には、重大製品事故か否かに係わらず、nite様式-3により、NITEへ連絡してください。④業務用の電気製品による事故及びLPガス機器による事故を知った場合には、

製品事故の発生から報告等までの流れを簡単に図示します。



(*) 販売事業者、設置工事事業者、修理事業者が重大事故を知った場合には、製造・輸入事業者に連絡する。

製造・輸入事業者の方は、nite様式-1、その他の方は、nite様式-2により報告等してください。 なお、NITEは、個別の製品事故について、 被害者救済のための仲介、あっせん、原因究 明テストは行っておりません。

1 製造事業者、輸入事業者が消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故に該当 しない製品事故を知った場合

報告書(製造事業者、輸入事業者用) (nite 様式-1)、補足資料 (nite様式-1) を用い以下 のように記載し報告してください。 (29ページ)

① (nite様式-1) の冒頭に記載している「報告書(製造事業者、輸入事業者用) | の欄の該

当する項目に○をつけてください。

②製品名、品名 (ブランド名)、機種・型式等、 事故発生年月日

製品名、品名(ブランド名)、機種・型式等、事故発生年月日について、できるだけすべての項目の記載をお願いします。不明な箇所については可能な限り被害者の方からの聞き取りを行い記載をお願いします。

③火災の有無、一酸化炭素中毒の有無、製品 被害の有無、人的被害区分

火災の有無(消防署が火災と認定しているかどうか)、一酸化炭素中毒の有無、製品被害の有無の各項目の有無を○で囲んでください。人的被害区分は該当する項目に被害者の人数を記載してください。なお、火

災(消防署が火災と認定している場合)、一酸化炭素中毒、死亡事故、骨折や重度の火傷など全治30日以上の負傷や疾病の場合は、製造事業者や輸入事業者に対し国への報告義務が課せられますので、この場合には消費生活用製品安全法に基づく報告を国(経済産業省製品安全課製品事故対策室80ページ)に行ってください。

④事故内容

事実関係については、詳細を記載し、同一機種による類似事故の発生件数、該当項目の有無とその内容について記載してください。事故発生原因については、すでに調査が行われている場合など、該当項目を○で囲み、詳細を記載してください。調査中の場合は、途中経過を記載してください。

事故に係る再発防止の措置については、 既に実施している場合は該当項目を○で囲 み詳細を記載してください。また、実施予 定の場合は、予定と明記した上で、該当項 目に○をつけてください。

⑤事故を認識した契機と日

事故と認識した事象と日時を記入してください。

例えば、「被害者から電話にて事故発生を 知った。その後事故品を受け取り、事故原 因を調査中である」。この場合の事故を認識 した日は、被害者から電話を受けた日とな ります。

⑥事故発生場所

事故が発生した住所、及び事故が発生した場所(居間、台所、寝室、浴室、トイレなど)を記載してください。

⑦当該型式品の製造時期及び数量、同輸入時期及び数量、同販売時期及び数量

国内で製造されたものにあっては、国内で製造された時期と数量、国内で販売された時期と数量を記載してください。輸入品にあっては輸入された時期と数量を記載してくだい。

⑧製造・輸入事業者の名称及び所在地、所属の業界団体名及び同所在地

国内で製造されたものにあっては、製造事業者の名称及び所在地を記載してください。 輸入品にあっては、輸入事業者の名称及び所在地を記載してください。所属している業界団体が複数存在する場合には、その製品を取り扱う業界団体を記載してください。 なお、ここに記載する住所及び電話番号は、本件について連絡の取れる担当者の所属部署としてください。

補足資料 (nite様式-1) の各項目については、 次のように記載してください。

①被害者、事故製品の所有者

個人情報に関する内容は、記載いただける範囲内で結構です。住所は都道府県名、被害者については性別や年齢だけでもかまいません。また、個人情報は事故調査以外の目的には使用しません。

②人的被害区分、治癒状況、被害者の要望、 被害者への措置、製品の購入等年月日及び 入手先、貼付されているマークの名称 該当項目を○で囲んでください。被害者の 要望については具体的に記載してください。

地方公共団体(消費生活センター等を含む。)、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、及び関係団体が製品事故(重大製品事故)

を知った場合

通知書(販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)用)(nite様式-2)を用い以下のように記載し通知してください。

なお、販売事業者、修理事業者、設置工 事事業者が重大製品事故を知った場合に は、当該消費生活用製品の製造事業者や輸 入事業者に連絡をしてください。

- ① (nite様式-2) の冒頭に記載している「通知書(販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む)の中で該当する項目に○をつけてください。
- ②製品名、品名 (ブランド名)、機種・型式等、 生産国名、製品に付されているマーク、取扱 説明書の有無、事故発生年月日

製品名、品名(ブランド名)、機種・型式 等、事故発生年月日について、できるだけす べての項目の記載をお願いします。不明な箇 所については可能な限り、被害者の方からの 聞き取りを行い記載をお願いします。

③事故発生場所

事故が発生した住所、及び事故が発生した場所(居間、台所、寝室、浴室、トイレなど)を記載してください。

④被害者

個人情報に関する内容は、記載いただける範囲内で結構です。性別や年齢だけでもかまいません。また、個人情報は事故調査 以外の目的には使用しません。

⑤火災の有無、一酸化炭素中毒の有無 火災の有無(消防署が火災と認定してい るかどうか)、一酸化炭素中毒の有無の各項目の有無を○で囲んでください。

⑥人的被害の概要

人的被害の概要で該当する項目の被害者の人数を記載し、人的被害で該当する項目を○で囲んでください。販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者にあっては、火災(消防署が火災と認定している場合)、一酸化炭素中毒、死亡事故、骨折や重度の火傷など全治30日以上の負傷や疾病の場合は、製造事業者や輸入事業者に連絡を行ってください。

なお、製造事業者や輸入事業者に連絡を 行った場合は「事故内容」の欄にその旨記 載してください。

⑦人的被害以外の被害状況、製品の購入及び 使用状況

該当する各項目の有無を○で囲み、当該製品の周辺への被害拡大がある場合には、 その内容を記載してください。購入年月日、 使用期間及び購入先については、わかる範囲で記載してください。

⑧事故内容、事故原因

事実関係については、詳細を記載し、事故原因については、事故品を確認した結果 あるいは被害者からの聞き取りの内容等から記載してください。

(9)被害者の要望

被害者の要望について該当する項目を○ で囲み、その他の要望については、その内 容を記載してください。

⑩製造事業者等の名称及び所在地

国内で製造されたものにあっては、製造 事業者を○で囲み、名称、所在地、電話番 号を記載してください。輸入品にあっては、 輸入事業者を○で囲み、名称、所在地、電 話番号を記載してください。

①通知書作成者

通知書作成者の所属する機関名、氏名、 e-mail、住所、電話番号、FAX番号を記載 してください。

②事故品の提供及び事故品の解体についての 確認

事故品提供の可否、事故品返却の要否、 事故品解体の可否について該当する項目を ○で囲んでください。

3 消費者が製品事故 (重大製品事故及び非重 大製品事故) を知った場合

地方公共団体(消費生活センター等を含む。)等へ連絡していただくか、NITEへ直接連絡する場合には、niteへの製品事故連絡票(消費者用)(nite様式-3)を用い、各項目については以下のように記載し連絡してください。(33ページ)

- ①製品名、メーカー名、品名(ブランド名)、 機種・型式等、できるだけすべての項目の 記載をお願いします。
- ②事故発生年月日、事故発生場所

事故発生年月日については、できるだけ 記載してください。事故が発生した住所、 及び事故が発生した場所(居間、台所、寝 室、浴室、トイレなど)をできるだけ、詳 しく記載してください。個人情報は事故調 査以外の目的には使用しません。

③事故通報者

事故通知者の氏名、電話番号、e-mail、被 害者との関係を記載し、被害者の性別につ いて該当する項目を○で囲んでください。 事故内容の確認のため連絡をさせていただ くことがあります。個人情報は事故調査以 外の目的には使用しません。

- ④火災の有無(消防署が火災と認定しているかどうか)、一酸化炭素中毒の有無火災の有無、一酸化炭素中毒の有無を○で囲んでください。
- ⑤人的被害の概要

人的被害の概要で該当する項目の被害者 の人数を記載し、人的被害で該当する項目 を○で囲んでください。

⑥人的被害以外の被害状況

該当する各項目の有無を○で囲み、当該 製品の周辺への被害拡大がある場合には、 その内容を記載してください。

⑦製品の購入時期及び使用状況 製品の購入年月日、使用期間、購入先に ついて可能なかぎり記載してください。

⑧事故内容

事故内容について、事故が発生した時点の状況を詳細に記載してください。

4 消費生活用製品に係る製品事故につなが るおそれのある製品の欠陥・不具合等情報 を知った場合。

製造事業者、輸入事業者は2-1項に従いNITEへ報告してください。地方公共団体(消費生活センター等を含む。)、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体は2-2項に従いNITEへ通知してください。消費者の方は2-3項に従い、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)等やNITEへ連絡

してください。

(注)製品事故のおそれのない、故障や、 不良品は対象外です。

5 業務用の電気製品、LPガス機器による 事故情報

(1) 業務用の電気製品による事故

「電気用品の事故等に係る報告要領について」は廃止されます。業務用の電気製品による事故は、重大製品事故か否かに係わらず、製造事業者や輸入事業者が事故を知った場合には2-1項に従い報告していただき、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)が事故を知った場合には2-2項に従いNITEへ通知してください。

(2)業務用LPガス器具による事故

LPガス器具等における①調整器、②継手金具付高圧ホース及び低圧ホース、③耐震自動ガス遮断機のうち、液化石油ガス販売事業者が所有するものについては、消費生活用製品に当たりませんが、2-2項に従いNITEへ報告してください。

NITEへの通知先について

報告、通知等は、NITE生活・福祉技術センター大阪本部や最寄りの支所へお願いします。連絡先は、通達に明記されており、本誌80ページに記載しています。なお、フリーダイヤルファックス(0120-23-2529)でも受け付けています。

(nite様式-1)

報告書

(注)※印の欄には記入しないでください。

取扱注意

(製造事業者1)加入事業者用)

※管理番号※受付年月日 年 月 日

			品名(ブランド名)	スティーブン(ビ	+ - 11.)		
	製 品 名	自転車		シティーサイクル	•		
(2)			機種・型式等	(生産国名:日本)		
	事故発生年月日	2007年 5月 14日	午前·午後	8時頃			
	火 災 の 有 無	1.有 2.無 一酸化炭素中	毒の有無 1.有 2.	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無		
(リアウン) 名 (ファン) ス (ファン) 名 (ファン) ス (ファン) 名 (ファン) ス)名 3		
		③負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)(1)名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害()名 2.聴覚又は平衡機能の障害()名 3.嗅覚の障害()名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害()名 5.肢体不自由()名 6.循環器機能の障害()名 7.呼吸器機能の障害()名 8.消化器機能の障害()名 9.泌尿器機能の障害()名					
		④人的被害なし					
	4	①事実関係(詳細を記述してください。) 弊社製造の自転車にて通学のため中学生が、平坦な舗装道路を走行していたところ、突然、フレームの上パイプが溶接部分から折損し、転倒した。転倒した際に腕に全治1週間の擦過傷を負い病院で手当てを受けた。 ・同一機種による類似事故の発生件数:2件(本件を除く)・当該製品の周辺への被害拡大の有無:1.あり(その概要・リコール実績の有無:1.あり(年月) 2.なし					
	できるだけ、詳しく ご記入下さい。	6.取扱説明書の不備 7.据付 (以下、詳細を記述してください 上パイプとたてパイプを溶接	2造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 不備 7.据付・工事の不良 8.その他() 述してください。)				
	ずれた位置を溶接したため、強度不足となり分離したものと推測される。 ③事故に係る再発防止の措置 ①、製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善6.品質管理の強化 (7.製品の回収 8.製品の点検・修理 (9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他 (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述してください。) 至急、製造を中止し販売店に連絡して店頭在庫製品の回収を行う。今後、製造する製品については、製造工程の改善を行い、溶接ロボットを導入して作業ミスの低減を図る。 既販製品については平成19年6月1日付で新聞社告を行い、回収を行うことにした。						

	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名 称) (財)日本自転車事故究明機構 (連絡先) 06ー○○○一△△△△ ②東サロナログンスが開発の名称及び連絡生			
)	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先(名 称) ドルトムント自転車(株)(連絡先) 03-○○○-△△△△		
	5 事故を認識した	(認識した契機) 被害者の母親からの電話連絡。		
	契機と日	(認識した年月日) 2007年 5月 14日 午前・午後 3時頃		
	6	●(住所)大阪府大阪市中央区大手前4丁目付近		
	事故発生場所	(具体的場所)中央大通りの下り勾配の歩道上		
	当該型式品の	(時期): 2005年 4月 1日 から 2007年 5月26日まで		
	製造時期及び数量	(数量): 6942台		
7	当該型式品の	(時期): 年 月 日から 年 月 日まで		
	輸入時期及び数量	(数量):		
	当該型式品の	(時期): 2005年 4月15日 から 2007年 5月26日まで		
	販売時期及び数量	(数量): 6830台		
		(名称):ドルトムント自転車(株) (報告者の業種)1.製造事業者 2.輸入事業者 (届出の有無)1.あり(根拠となる法律名:) 2.なし		
製造・輸入事業の 名称及び所在地): 東京都渋谷区西原2-49 (電話番号): 03-○○○-△△△ (担当部署): 品質管理部 (担当部署電話番号): 03-△○△○-○○○ ●(担当者役職): 部長 ●(担当者氏名): 大阪 太郎				
	所属の業界団体名 及 び 同 所 在 地	(名称)(社)大日本自転車連盟 (住所): 東京都千代田区霞が関1-3-1 (電話番号): 03-△△△△-○○○		
L	/Mb (a) 1 2 2	(电前年ケ)・リュームムムー()()()		

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注)・●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

報告書提出時点において、不明な項目がある場合は「空欄」で報告して頂き、後日、判明した時点で追記の上、再度ご提出願います。

(nite様式-1) 補足資料

		フリガナ	ナニワ	タロウ		性別	1.男	2.女	\
		(姓)	浪花	(名) 太郎				●(年齢	: 16歳)
	被害者	(住所)プ	卜阪市中央区大	手前4丁目2一50	(雷)	活悉号)	06-69	42-00	$) \bigcirc$
		購入先企	業名(ザウバー	大阪(株)	(161	ш ш .7 /	00 00	12 000	30
	② 人的被害区分	8.聴覚又 11.肢体不 15.泌尿器	は平衡機能障害 「自由 12.循環	4.擦過傷 5.火傷 6 9.嗅覚機能の障害 1 8機能の障害 13.呼吸 16.一酸化炭素中毒 1 の他(10.音声機 及器機能の	継、言語の障害	唇機能又は 14.消化器	景機能の障	
	③ 治 癒 状 況	1.完治	2.治療中 3.不明	全治(日間・	内入院	日月	間・通院	2日間)
	●④ 被害者の要望)製品の交換 3.修 射罪(他の要望なし)			取り(代		5.慰謝料 9.要望なし
2		(内容) 事故原因	目を究明し、製品	に起因する場合は治	療費の負	負担及び	『良品に交	を換して欲!	Cl ³ °
		6.引取り	(代金返済) 7.』 #置しない 11.複	品交換 3.部品交換 慰謝料の支払 8.事故 技害者と交渉中 12.係)	対原因等の かんりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	の説明(5.部品提值 9.見舞金 13.謝罪		
	●⑤ 被害者への措置	前項2.~	~5.において	1.有償 2.無償	被	接害者の	反応	1.納得	2.納得しない
		(内容) 病院治	お療費を弊社がり	負担し、あわせて見舞	金を支払	いった。ま	た、良品の	の製品と交	:換を行った。
		(提示金	額:	20,000円)	(支払金	額:		30,000	円)

(注)①~⑤については、被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入してください。

		フリガナ ナニワ	タロウ	
	(1) ⑥ 事故製品の所有者	(姓): 浪花	(名): 太郎	
	ず以表面の所有有	(住所) 大阪市中央区大手		話番号) 06-6942-000
	7	2007年 1月	15日購入 製品	の使用期間 一年 5ヶ月使用
(2)-	製品の購入等年月 日及び入手先	1.デパート 2.スーパーマー 7.通信販売 8.中古品販売 12.その他(月店 5.量販店 6.ホームセンター 製造事業者 11.輸入事業者
	⑧ 貼付されている マーク等の名称	なし	取扱説明書の有無 1.有 保証書添付の有無 1.有 保証書の有効期限 購入I	2.無 3.不明 2.無 3.不明 日 製造日より 1年 一月

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- (注)・報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付してください。
 - ・上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を②~⑤の欄の情報と併せてniteに提供することを、被害者本人に同意を得る必要があります(ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)。
 - ・上記⑥の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑦の欄の情報と併せてniteに提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要があります(ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)。
 - ・上記①、⑥の太線で囲まれた欄(住所については町村以下の部分に限る。)及び●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

通知書

(nite様式-2)

(販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、

取扱注意

関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)用)

(注) ※印の欄には記入しないでください。

※ 管 理 番 号 ※受付年月日 年 月 日

	製 品 名 品名(ブランド名)	自転車 ○○○○(△△△△)			
2	機種・型式等	シティーイサイクル 26インチNITE-26	生産国名: △△		
	製品に付されている 表 示 又 は マ - ク	000, ΔΔΔ	取扱説明書の有無 有 ・ 無		
	事件発生年月日	2007年 5月 16日 午前·午	後 8時頃		
●(住所) 大阪府大阪市中央区大手前4丁目付近					
	事故発生場3	(具体的場所)中央大通りの下り勾配の歩道上			
	被 害 4	●氏 名:浪速 花子 性別	刊: 男 · 女 ●年齢: 14才		
	火災の有5	1.有 2.無 一酸化炭素中	毒 の 有 無 1.有 2.無		
	6	1.死亡()名 2.負傷又は疾病(全治30日以上の (病院治療()名・家庭内治療()名)	ひもの)(1)名 3. その他軽傷又は疾患		
	6 人的被害の概要	1.滑折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音			
	被害状況は十分、確認の上、記入してください。	11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素以外の中毒 17.窒息 18.感電 19.その他(□人的被害なし	機能の障害 14.消化器機能の障害		
	人的被害以外の被害状況	1.製品破損の有無 有 ・ 無	その内容 7) ・無		
	製品の購入及び使用状況	購入年月日: 年 月 日 使用 購 入 先:	期間: 年 ヶ月(日)		
8-	事	(詳細を記述してください。別紙に記載していただいても 自転車にて通学のため、中学生が平坦な舗装道路を た。転倒した際に腕を骨折した。全治2ヶ月と診断された	を持していたところ、突然、前輪がロックし、転倒し		
	事 故 原 因 (貴所における所見)				
L	9 ●被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品交換 3.修理・点検 4.5 6.調査・原因究明 7.謝罪(他になし) 8.その他(引き取り(代金返済) 5.慰謝料)		
	10 製造事業者等の名称 及 び 所 在 地	(名称): (業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者 3	3.発売元 4.その他		
		(所在地): (電話番号): ●(担当者氏名):			
	通知書作成者	(名称・機関名) 〇〇消費者センター e-mail:tanimati-tarou@nite.go.jp	(氏名) 谷町 太郎		
		(住所) 大阪市中央区大手前4丁目 ○○一△△ (FAX): 06 一○○○一△△△△	(電話番号): 06-○○○○-△△△△		
	事故品の提供及び 事 故 (12)解体 についての確認	事故品提供について(事故品をniteに提供 事故品返却について(提供いただける場合は、返去 事故品解体について(試験によって解体し	印する必要がありますか。)→ 要 ・ 否		

⁽備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 (注)・通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印 の項目の記載(住所については町村以下の部分に限る。)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140 号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。



(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- (注)・提供いただいた個人情報は、事故調査以外の目的に使用しません。なお、●印の項目の記載(住所については町村以下の部分に限る。)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。
 - ・当連絡は、事故の再発・未然防止に役立てるため調査結果をホームページで公表しております。調査結果はホームページを御覧く ださい
 - ・本事故情報収集制度は、事故に遭われた方々の個別救済制度ではありません。

★御連絡は、次のフリーダイヤルファクシミリを御利用ください。:0120-23-2529

消費生活用製品安全法 34年の歩み

昭和30年、登山用ナイロンザイルが切断し転落死する事故が発生しました。この事故はその後ナイロンザイル事件に発展し、小説「氷壁」の素材になるなど社会問題化しました。その後も事故は起き、昭和46年にも転落死亡事故が発生しました。その同じ年にコーラびん等の炭酸製飲料びんの破裂事故が多発し、眼球傷害、縫合手術などの重傷事故も含めその被害者は300人にものぼりました。このような製品事故を契機として、昭和48年消費生活用製品安全法(消安法)が制定されました。

ここでは、消費生活用製品の安全性を確保するための一般法として生まれた消安法の34年間の歩みをまとめました。

年号	消費生活用製品安全法の主な歩み	注釈
昭和40年 (1965) ~昭和45年	いざなぎ景気	
昭和43年 (1968)	消費者保護基本法制定	
昭和44年 (1969)	欠陥車問題発生	
昭和45年 (1970)	大阪で日本万国博覧会開催、国民生活センター発足	
昭和48年 (1973) 6月6日	「消費生活用製品安全法」制定(法律第31号) 昭和45~46年、日本では所得水準の向上と技術革新の進展に伴い、高性能な消費生活用製品が次々と開発され、国民の消費生活は豊かなものへと変わりつつありました。しかし、国民自らが多様な製品の安全性について判断することは難しく、製品の欠陥や苦情も増加する傾向(※1)にありました。 生活の質的向上と安全への欲求が高まる中、従来の電気用品取締法やガス事業法などの特別法(※2)だけでは扱うことのできない製品の安全性を広く確保する一般法が必要となりました。 ■法の要旨 ①特定製品(※3)の製造及び販売を規制。 特定製品について国が安全基準を定め、これに適合しなければ販売できないとした。	(※1)製品の欠陥や苦情が増加 昭和46年度に、通商産業省 (現経済産業省) や各消費 生活センター、国民生活センター等へ寄せられた消費 生活用製品の安全性に対す る苦情は、3,600件余りありました。 (※2)特別法と一般法 一般法は、人、場所、事柄
	この規制を担保するため特定製品についての検定及び製造事業者の登録、型式承認制度等を設け、欠陥商品の回収命令などの措置を命じることができることとした。 ②製品安全協会に関する規定。 協会は、国の監督のもと特定製品の検定等の事務や安全性の認定を行い、その製品の欠陥により事故が発生した場合の被害者救済制度を設けることとした。 第1次オイルショック	を特定せずに適用される法で、特別法は、特定の人、場所、事柄に適用される法。消安法や民法は一般法、電気用品安全法やガス事業法、食品衛生法等は特別法にあたる。特別法は一般法に優先する。
昭和49年 (1974) 3月5日	「消費生活用製品安全法」施行(政令第48号) 国が製品の安全性を確保する必要がある製品として家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット、炭酸飲料びん詰、炭酸飲料用ガラスびんの5品目が特定製品に指定。特定製品には政府認証制度(※4)が適用され、安全基準に適合したもの以外は販売できないことになりました。	(※3) 特定製品 消費生活用製品のうち、消 費者の生命・身体に対して 特に危害を及ぼすおそれが 多い製品として政令で定め るもの。

年号	消費生活用製品安全法の主な歩み	注釈
10月	事故情報収集制度創設 (※5) 従来、製品に起因する事故の情報が十分把握されず、事故後の適切な措置や再発 防止対策が取れないことが問題でした。産業構造審議会の答申においても事故のデ ータを一元的に収集し、原因を究明した上でこれを原因、製品の種類、被害の状況 等ごとに分類、整理及び分析し、その結果の情報を提供して製品に安全性確保・向 上施策に反映させるシステムが必要と指摘されました。NITE(当時の工業品検 査所)では本法が制定された昭和48年から事故報告システムを開始し、本法が施行 された年に本制度をスタートしました。	(※4) 政府認証制度 製品の流通前に政府が検査を行い、基準に適合していることを確認したものについて、流通を認める制度。 (※5) 事故情報収集制度創立衆議院商工委員会の附帯決
昭和50年	狂乱物価、地価上昇率32.4% 特定製品を追加 (政令第176号)	議に「製品の欠陥に起因する危害の発生について事業者による届出又は通報の制度化、試買検査、定期検査
(1975) 6月5日	特定製品に登山用ロープ、ローラスケート、金属製バット、乳幼児用ベッドが追加されました。	の効率的な実施及びモニタ ー制度の拡充等により監視
昭和54年(1979)	第2次オイルショック	体制を確立すること」と明 記されたことも本制度の創 設につながった。
昭和58年 (1983) 1月6日	金属製バットを特定製品から指定解除(※6)(政令第2号) 製品に起因する事故がなくなったことや、すでにSGマーク制度(※7)の対象 になっていたことから、金属製バットが特定製品から指定解除されました。	(※6)金属製バットを 特定製品から指定解除 当時、外国の事業者は消安 法の型式承認が受けられ
5月25日	外国事業者による登録および型式承認が可能に (法律第57号) 政府は自由貿易体制を維持強化し、貿易の拡大均衡による世界経済の発展を図る ための市場開放措置の一環として、わが国の基準・認証制度等について抜本的な見 直しを行いました。この決定をふまえ、国内の各種製品の使用者の安全など利益の 確保を図り、認証手続きの内外無差別を法制度として確保するという観点から必要 な規定の整備を行うことを目的に、関係法律を一括して改正。それに伴い本法も改 正され、外国事業者による登録および型式承認が可能となりました。	ず、経済的な負担の大きい 個別の検定(対象製品の抜き取り検査)を受けなくて はならず、円滑な国際貿易 を行う上で問題があるとG ATT (関税および貿易に 関する一般協定)で取り上 げられていた。金属製バッ
昭和60年(1985)	日航ジャンボ機墜落事故	トが指定解除された背景に はこのような貿易上の問題 もあった。
12月24日	特定製品に自己確認制度を導入 (法律第102号) 製造技術の進歩や事業者の品質管理能力の向上などによって、政府の関与がなく とも企業自らの責任において安全性の確保が可能となった品目について、自己確認 制度が導入されました。当時、特定製品に指定されていた8品目を、第一種特定製 品と第二種特定製品に区別 (※8) し、第二種特定製品については自己確認制度が 適用されました。	(※7) SGマーク制度 消費生活用製品のうち、製品安全協会が定めた安全性に関する認定基準に適合した製品にSGマークが表示
昭和61年	製品安全協会を民間法人化し、試験事務を民間指定機関へ委譲 (法律第54号)	される。このマークが付い た製品の欠陥が原因で人身 事故が生じた場合、被害者
5月20日	行政事務の簡素合理化を目指した行政改革の一環として、製品安全協会が民間法 人化されました。また、行政分野における民間能力の活用を図るため、それまで国 等が行っていた検査検定等の試験事務が、一定の能力を有する指定機関へ委譲され	1人あたり最高限度額1億 円が賠償される。
5 8 2 2 5	ました。	(※8)第一種特定製品と第二種特定製品に区別
5月30日	特定製品の乗用車用ヘルメットに種類を追加(政令第190号) 第一種特定製品であった乗用車用ヘルメットの種類に、原動機付自転車乗車用 ヘルメットが追加されました。	第一種は乳幼児用ベッド、 登山用ロープ、家庭用の圧 力なべ及び圧力がま、乗用 車ヘルメット、野球用ヘル
	円高ドル安	メット、ローラスケート。 第二種は炭酸飲料びん詰、
昭和62年(1987)	漂白剤と酸性洗剤の併用による死亡事故が発生(※ 9)	炭酸飲料ガラスびんに区別 された。
平成元年 (1989)	消費税導入、バブル景気、ベルリンの壁崩壊	

年号	消費生活用製品安全法の主な歩み	注 釈			
平成 2 年(1990)	カラーテレビの発煙・発火事故相次ぐ	(※9) この死亡事故を契機に、家 庭用品品質表示法雑貨工業			
平成6年(1994)	製造物責任(PL)法制定、道路運送車両法を改定し、リコールを法制化	品品質表示規程により、洗 剤の容器に「まぜるな危険」 の文字を表示することとし			
平成7年(1995)	阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件	かえ子を表示することとした。			
6月26日	炭酸飲料びん詰及び炭酸飲料用ガラスびんを特定製品から指定解除 (政令第263号)				
	製品に起因する事故の発生がなくなった炭酸飲料びん詰及び炭酸飲料用ガラスびんが第二種特定製品から指定解除されました。				
	製品分野別のPLセンター設立相次ぐ				
平成9年(1997)	消費税 5 %に引き上げ、京都議定書採択				
平成10年 ⁽¹⁹⁹⁸⁾	家電リサイクル法制定				
平成 11 年 ⁽¹⁹⁹⁹⁾	EURO(欧州連合)始動				
8月6日	政府認証制度の廃止、及び適合性検査制度の創設等 (法律第121号) 「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(以下、整理合理化法)」により、製品安全 4 法 (※10) が改正され 4 法間の規制体系の整合化が図られました。	(※10) 製品安全 4 法 「消費生活用製品安全法 (消安法)」「液化石油ガス の保安の確保及び取引の適			
	■主な改正点 ①新技術の導入や品質管理体制の整備の発展、事業者の安全確保能力の向上により、 欠陥に起因する事故の発生件数が減少、これまで安全性の確認の主体を担っていた 政府を安全性確保のためのルール策定に位置づけ、具体的な安全性の確認は事業者 が自己責任のもとに行うことを原則とした。特別特定製品(※11)の販売にあたっ ては政府認証制度を廃止し、事業者の自己責任において適合性検査を受ける第三者 検査制度(※12)に改正した。	正化に関する法律(液石法)」「ガス事業法(ガス事法)」「電気用品安全法(電安法)」の4法の総称。 (※11)特別特定製品第一種特定製品から改正。			
	②検査機関については、公益法人以外の株式会社等を含めた民間検査機関を認定 (国内検査機関)・承認(外国検査機関)できるようにした。	特定製品の中でも危険度の 高いものが対象となり、事 業者自身による自主検査の みでは十分ではないと認め			
	③製品に起因する事故の報告徴収または立入検査等の対象を、特定製品から消費生活用製品全般に拡大し、緊急命令を実効的に発動するための情報収集を可能にするなど、危険な製品が流通した場合の措置の充実を図った。	られた品目について、第三 者機関である民間検査機関 による検査が義務付けられ			
平成12年 (2000) 10月1日	特定製品の安全基準適合表示を変更 「整理合理化法」により製品安全4法が改正(平成11年)され、消安法、ガス事法、液石法の3法が施行されました(電安法は翌年に施行)。これにより、技術基準への適合性が確認された製品に付すマーク表示が変更され、第一種特定製品が特別特定製品に、第二種特定製品が特定製品に改められました。また、野球用ヘルメットとローラスケートが特定製品から指定解除されました。	た。 (※12) 第三者検査制度 自己確認を基本としながら、ある程度の危害発生の 蓋然性が認められるものについて、第三者による安全			
平成13年 (2001) 1月31日	携帯用レーザー応用装置を特別特定製品に追加(※13)(政令第14号) 会議等用の文具として使用されてきた携帯用レーザー応用装置(レーザーポイン ター)の低価格化が進み、子どもの玩具として使用される実態が広がり、目にレー ザー光線を照射して視力の低下や網膜損傷を起こすという事故が発生しました。こ の状態を放置すれば事故が増加する可能性が高く、事故が発生した場合、網膜は再 生できず後遺症が残るおそれもあることから、第三者検査制度が義務付けられる特 別特定製品に追加されました。	性の確認を義務付ける仕組み。			

年号	消費生活用製品安全法の主な歩み	注釈			
平成13年 ⁽²⁰⁰¹⁾	ニューヨーク同時多発テロ	(※13)携帯用レーザー応用装置			
4月1日	製品評価技術センターが独立行政法人化され、製品評価技術基盤機構 (NITE)となる	平成9年~12年に10件の事 故が報告された。玩具とし て使用されたものの大半は			
平成15年 (2003) 5月16日	浴槽用温水循環器を特別特定製品に追加(※14)(政令第225号) 平成12年に、入浴中に女児が浴槽用温水循環器(ジェット噴流バス)の吸込口に 髪の毛を吸い込まれて浴槽内でおぼれ死亡する事件が 2 件発生しました。製造・販 売事業者は「ジェット噴流バス協議会」を設立し、自主安全基準を作成し部品の交 換等を行いましたが、平成14年に同協議会非加入事業者が販売した製品で同様の事 故が発生しました。ジェット噴流バスは一般家庭で広く使用され、安全対策のなさ れていない製品を放置することによる事故の再発(子どもが入浴中に潜る行為は容 易に想定され潜在的危険性がある)が懸念されることから特別特定製品に追加され ました。	中国や台湾で生産された輸 入品で、中小事業者が輸入 し複雑な販売経路を経て玩 具店やゲームセンターの店 頭に並んだ。事業者のほと んどが必要な検査機器を所 有しないまま輸入していた 状況から、自主検査など品 質の確保能力の向上が求め られた。			
平成16年 ⁽²⁰⁰⁴⁾	消費者基本法施行	(※14) 浴槽用温水循環器 ジェット噴流バスの製造・			
平成17年 ⁽²⁰⁰⁵⁾	アスベスト問題発生	販売、輸入事業者は大手から中小まで様々で、自主的な安全対策を行ってきた			
11月29日	消安法第82条に基づく緊急命令発動 M社が昭和60年~平成4年に製造した強制給排気式石油温風暖房機から一酸化炭素が漏洩する可能性があることから、経済産業省は同社に対し、消安法第82条の規定に基づき、該当する製品について、回収・危険性の周知等必要な措置をとるよう緊急命令(第1号)を発動しました。	「ジェット噴流バス協議会」 などの団体に参加していな い事業者が相当数あるとみ られた。このため、製造・ 輸入事業者の中には必要な 検査機器や検査技術を持た ない事業者がいるなるれが			
平成18年 (2006) 8月28日	消安法第82条に基づく緊急命令発動 P社が製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器 7 機種には製品の欠陥があると認められることから、経済産業省は同社に対し、消安法第82条の規定に基づき緊急命令(第2号)を発動しました。				
11月9日 11月29日	消安法の改正案が衆議院本会議、 参議院本会議において、全会一致で可決 近年、ガス瞬間湯沸かし器やシュレッダーなどの製品による事故が多発、製品安 全に関する問題が明らかとなり、国民の製品に対しての信頼が大きく揺らぎました。 製品安全対策を強化する必要があるとの認識から、製品事故に関する情報収集・分析体制を充実し、製造業者等から国への事故報告の義務付けなどを行うため、消費 生活用製品安全法の改正法案が国会に提出され、全会一致で可決されました。				
12月6日	「改正消費生活用製品安全法」を公布 今回の改正により、消費生活用製品の重大製品事故の報告・公表制度が設けられ ました。				
平成19年 ⁽²⁰⁰⁷⁾ 5月14日	「改正消費生活用製品安全法」を施行				
特定製品	はにおける認証制度とマークの移り変わり				
		第三者検査制度 特別 特定製品 特定製品 PS 自己確認制度			
	特定品目が指定された当初は、政府主導により製品の安全性が確認されていたが、 時代の移り変わりとともに、事業者の自己責任のもとに行われることが原則となっ				

消費生活用製品安全法指定対象品目の推移

金属製バット (昭和50年6月 5日指定)	野球またはソフトボール用のものに願る		指定率	解除					
炭酸飲料ガラ スぴん (昭和49年3月 5日指定)	内容積か0.4リットル 以上のガラスびんに 温度の内における イージ圧の反こおける グラム毎平方センチ メートル以上で炭酸 繁料を充てんしたも のに履る	海海	→	→	# 	機器			
炭酸飲料びん 詰 (昭和49年3月 5日指定)	内容積が0.4リットル 以上のガラスびんに 現20度における イージ圧カ2.5キロ グラム毎平方センチ メートル以上で炭酸 メートル以上で炭酸の のに履る	期(水)	→	→		無際			
ローラスケー ト (昭和50年6月 5日指定)	前部及び後部にそれぞれ2個の車輪を 地列に取り付けためのとし、くつが装着や れた部分の最大長さ が18センチメート 末述のものでは、 にペアリングを用い ていないものを除く		撤定	→	第一紙	第二(()	機器		
野球用ヘルメット ット (昭和49年3月 5日指定)	原式野球用のものに限る はいままま はいちの	指(承)	→	→	無人文字	# 	搬		
乗車用ヘルメット ット (昭和49年3月 5日指定)	自動二輪車乗車用 のもの(昭和61年に 原動機付自転車を 追加)に限る	指(承)	→	→	無人	無 □ 	特定 C C	→	→
家庭用の圧力 なべ及び圧力 がま (昭和49年3月 5日指定)	内容積が10リットル 以下のものであって、 9.8キロバスカル以 上のゲージ圧力で使用 用するように設計し たものに限る	指例例	→	→	第一个	第二(()	特定 C C	→	→
登山用ロープ (昭和50年6月 5日指定)	与体確保用のもの に限る		指定	→	第一種	→	特定 CC C	→	→
浴槽用温水循環器 (平成15年8月1日指定、同日一部施行)	主として家庭において使用することを目的 として協計したものに 関る水の吸水口と明 出口とが構造上一体 となっているもので、 を落環させることがで きる木の最大の選大の が10リットルを分 が10リットルを分 満つものので								特別でした。
携帯用レーザ ー対応装置 (平成13年1月 31日指定、同 日一部施行)	レーサー光(可視光 器に限る)を外部に 関係を大いた中非がは 図形を表示するにや を目的たいで設計し たものに限る							特別である。	→
乳幼児用ベッド ド (昭和50年6月 5日指定)	主として家庭におい て出生後24月以内 の乳が別の腫脹ま たは保育に使用する ことを目的として設 計したものに限る。 播動形のものを除く		指定	→	無(文)	→	特別でいる。	→	→
目暗	型式	昭和50年 施行	昭和51年 施行	昭和58年 施行	昭和61年 施行(※1)	平成8年 施行	平成12年 施行(※2)	平成13年 施行	平成15年 施行

指 定:特定製品への指定 第一種:第一種特定製品への指定、政府検定制度 昭和60年に改正〉(※1) 第二種:第二種特定製品への指定、事故確認制度 昭和60年に改正)(※1) 特 別:特別特定製品への指定、第三者検査制度 平成12年に改正)(※2) 特 定:特定製品への指定、事故確認制度 平成12年に改正)(※2)

資料集

· 消費生活用製品安全法条文 ·······4
・消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案新旧対照条文5
・消費生活用製品安全法施行令6
・消費生活用製品安全法施行規則(法律に基づく報告様式)…7億
・通達(各種報告様式)7
・新しい消費生活用製品安全法について8
・製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン9

○消費生活用製品安全法

(昭和四十八年法律第三十一号)

改正 昭和五八年五月二五日法律第五七号 昭和五八年一二月一〇日法律第八三号 昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号 昭和六一年五月二〇日法律第五四号 平成五年一一月一二日法律第八九号 平成八年三月三一日法律第一四号 平成八年五月二二日法律第四四号 平成九年一一月二一日法律第一○五号 平成九年一一月二一日法津第一一五号 平成一一年七月一六日法律第八七号 平成一一年八月六日法律第一二一号 平成一一年一二月二二日法律第一六〇号 平成一一年一二月二二日法律第二〇四号 平成一二年五月三一日法律第九一号 平成一五年六月一一日法律第七六号 平成一七年七月二六日法律第八七号 平成十八年一二月六日法律第一〇四号

消費生活用製品安全法消費生活用製品安全法をここに公布する。

目欠

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 特定製品

条) 第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三条—第五

第二節 事業の届出等 (第六条—第十五条)

第三節 検査機関の登録 (第十六条—第十九条)

第四節 国内登録検査機関 (第二十条—第二十九条)

第五節 外国登録検査機関(第三十条・第三十一条)

第六節 危害防止命令 (第三十二条)

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供(第三十三条—第三十七

(第三十八条・第三十九条)第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

第四章 雑則(第四十条—第五十七条)

第五章 罰則(第五十八条— 第六十二条)

密型

第一章 総則

(国的)

の利益を保護することを目的とする。情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の

(定義)

- るものを除く。) をいう。 して一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げ第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主と
- 2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品

- 認められる製品で政令で定めるものをいう。生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いとのうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の
- 定めるものをいう。保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又
- をいう。ると認められる事故として政令で定めるものを除く。)ると認められる事故として政令で定めるものを除く。)規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができものでないことが明らかな事故以外のもの(他の法律のるものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたの使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当すよ」この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品
 - 事故一一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した
 - るおそれのあるものて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生す」」消費生活用製品が減失し、又はき損した事故であつ
- 政令で定める要件に該当するものをいう。あるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関しうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大でら この法律において「重大製品事故」とは、製品事故の

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

(基準)

るものとする。に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めとができることとされているときは、当該規格又は基準る危害の発生を防止するための規格又は基準を定めるこの法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対す場合において、当該特定製品について、政令で定める他ため必要な技術上の基準を定めなければならない。この般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止する第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一

(販売の制限)

- らない。ば、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはな第十三条の規定により表示が付されているものでなけれ第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、
- 該当するときは、適用しない。2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に
 - する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。一輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列
 - 臣の承認を受けたとき。し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大二、輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売
 - で陳列するとき。二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的三号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的三、第十一条第一項第一号の規定による届出又は同項第

(表示の制限)

表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。何人も、特定製品に同条の主務省令で定める方式によるて第十三条の規定により表示を付する場合でなければ、下単に「届出に係る型式」という。) の特定製品につい者」という。) が同条の規定による届出に係る型式(以第五条 次条の規定による届出をした者(以下「届出事業

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

- ことができる。 分」という。) に従い、次の事項を主務大臣に届け出る省令で定める特定製品の区分(以下単に「特定製品の区第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務
 - 代表者の氏名
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その
 - 二 主務省令で定める特定製品の型式の区分
 - 当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)所在地(特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、三、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び
 - の賠償を行う場合に備えてとるべき措置体について損害が生じ、その被害者に対してその損害団 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身

(承継)

- 法人は、その届出事業者の地位を承継する。した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継したその者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員のがあつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)し、又は届出事業者が当該届出に係る事業の金部を激励する。
- 務大臣に届け出なければならない。 遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、

(変更の届出)

ものであるときは、この限りでない。ならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽徴なときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければ第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に変更があつた

(廃止の届出)

らない。きは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければなきは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければな第九条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したと

(届出事項に係る情報の提供)

できる。 二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することが第十条 何人も、主務大臣に対し、第六条第一号及び第 (基準適合義務等)

- げる場合に該当するときは、この限りでない。に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲定められた技術上の基準(以下「技術基準」という。)し、又は輸入する場合においては、第三条の規定により第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造
 - いて、その旨を主務大王に届け出たとき。一輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する場合にお
 - けたとき。し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受工」輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造
 - 三、試験用に製造し、又は輸入するとき。
- れを保存しなければならない。く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、こ定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除製造又は輸入に係る前項の特定製品(同項ただし書の規2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その
- る基準に適合するようにしなければならない。 3 届出事業者は、第六条第四号の措置が主務省令で定め

(特別特定製品の適合性検査)

い。 舎令で定めるものを保存している場合は、この限りでなていないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務 起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過ししている場合において当該証明書の交付を受けた日から既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受けなる場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、当該特別特定製品(以下「適合性である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製品等十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第

1 当該特別特定製品

- 主務省令で定めるもの届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他二、試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る
- した証明書を当該届出事業者に交付することができる。ときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載の他主務省令で定めるものに関する基準に適合している技術基準又は主務省令で定める同項第二号の検査設備そいて主務省令で定める方法により検査を行い、これらがと 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものにつ

(表示)

務省令で定める方式による表示を付することができる。の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主(特別特定製品の場合にあつては、同項及び前条第一項)の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品

(改善命令)

- な措置をとるべきことを命ずることができる。の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に関し必要特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、
- 認めるとき。 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反していると
- める基準に適合していないと認めるとき。 二 第六条第四号の措置が第十一条第三項の主務省令で定

(表示の禁止)

- 表示を付することを禁止することができる。める届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により事業者に対し、一 年以内の期間を定めて当該各号に定第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出
 - ない特定製品の属する届出に係る型式必要があると認めるとき。当該技術基準に適合してい生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に術基準に適合していない場合において、一般消費者の適用を受けて製造し又は輸入したものを除く。) が技型式の特、定製品(第十一条第一項ただし書の規定の一届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る
 - 製品の属する届出に係る型式条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る
 - る特定製品の属する届出に係る型式同条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係型式の特定製品について、前条第一号の場合における三二届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る
- る。 条の規定により表示を付することを禁止することができ製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業と 主務大臣は、届出事業者が前条第二号の場合における

第三節 検査機関の登録

(海線)

- 性検査を行おうとする者の申請により行う。 下単に「特別特定製品の区分」という。) ごとに、適合ころにより、主務省令で定める特別特定製品の区分(以第十六条 第十二条第一項の登録は、主務省令で定めると
- 査を行わせることができる。第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第十八条があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤は、前項の規定による申請があつた場合において、必要条第四項、第四十三条及び第四十九条において同じ。)二項、第三十一条第三項、第三十六条第二項、第四十一済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第3 主務大臣(第五十四条第一項第三号の規定により、経

(欠格条項)

- 第一項の登録を受けることができない。第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条
 - ない者は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しし、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又一この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反
 - 各取り消され、その取消しの日から二年を経過しない二 第二十七条又は第三十一条第一項の規定により登録
 - のいずれかに該当する者があるもの三、法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号

(登録の基準)

- 録に関して必要な手続は、主務省令で定める。その登録をしなければならない。この場合において、登う。) が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、を申請した者(以下この項において「登録申請者」とい第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録
 - こと。の認証を行う機関に関する基準に適合するものである一国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品
 - ものでないこと。に支配されているものとして次のいずれかに該当するび第二十四条第二項において「受検事業者」という。)品を製造し、又は輸入する届出事業者(以下この号及検査を受けなければならないこととされる特別特定製二」 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性
 - であること。 人十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人) 検事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受
 - ていること。 職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超え又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は業務を執行す。る社員)に占める受検事業者の役員五条第一項に規定する持分会社をいう)にあつては、口 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十
 - む。) であること。間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を合る役員) が、受検事業者の役員又は職員(過去二年へ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有す
- る事項を記載してするものとする。2 第十二条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げ
 - 一登録年月日及び登録番号
 - にあっては、その代表者の氏名
 二、登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人
 - Nic 三 登録を受けた者が適合性検査を行う特別特定製品の
 - び所在地四、登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及

(登録の更新)

の経過によつて、その効力を失う。 で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間第十九条 第十二条第一項の登録は、三年を下らない政令 2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第四節 国内登録検査機関

(適合性険査の義務)

- ければならない。理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなは、適合性検査を行うことを求められたときは、正当なを受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。)事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録第二十条 第十二条第一項の登録を受けた者(国内にある
- する方法により適合性検査を行わなければならない。2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合

(事業所の変更の届出)

ない。る日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならる日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければなら所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとす第二十一条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業

(業後期理)

- ない。これを変更しようとするときも、同様とする。検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならする規程(以下「業務規程」という。)を定め、適合性第二十二条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関
- 定めておかなければならない。関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を図する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を2 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に

(業務の休発止の届出)

務大臣に届け出なければならない。務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主第二十三条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

- 年間事業所に備え置かなければならない。第二号において「財務諸表等」という。) を作成し、五合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十一条又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される記覚によつては認識することができない方式で作られる記が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知計算書又は収支計算書述びに事業報告書(これらのもの以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益第二十四条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月
- い。国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならなができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることと 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関
 - 当該書面の閲覧又は謄写の請求一財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

- 定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求きは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で三、財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されていると
- 求又は当該事項を記載した書面の交付の請求あつて主務省令で定めるものにより提供することの請四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法で

(適合命令)

る。するため必要な措置をとるべきことを命ずることができは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき第二十五条 主務大臣は、国内登録検査機関が第十八条第

(改善命令)

るべきことを命ずることができる。の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をと機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が第二十条の

(登録の取消し等)

- 止を命ずることができる。期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停いずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は第二十七条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号の
 - 、 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたと
 - き。三条、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したと二、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二
 - による請求を拒んだとき。三一正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定
 - 四前二条の規定による命令に違反したとき。
 - き。 五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたと

(服簿の記載)

める事項を記載し、これを保存しなければならない。ろにより、帳簿を備え、適合性検査に関し主務省令で定第二十八条 国内登録検査機関は、主務省令で定めるとこ

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

- ら行うことができる。めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自実施することが困難となったときその他必要があると認その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部をくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しき、第二十七条の規定により同項の登録を取り消し、又業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったと考がいないとき、第二十三条の規定による適合性検査の第六1十九条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける
- ときは、饑購に、当該適合性倹査の業務の全部又は一部2 主務大臣は、前項の場合において必要があると認める

ついては、主務省令で定める。おける適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項に部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合に3 主務大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全を行わせることができる。

第五節 外国登録検査機関

(適合性険査の義務等)

- ければならない。理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなは、適合性検査を行うことを求められたときは、正当なを受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録第三十条 第十二条第一項の登録を受けた者(外国にある
- とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。の場合において、第二十五条及び第二十六条中「命ずる」第二十八条の規定は、外国登録検査機関に準用する。こと 第二十条第二項、第二十一条から第二十六条まで及び

(登録の取消し等)

- できる。いずれかに該当するときは、その登録を取り消すことが第三十一条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号の
 - き。一、第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたと
 - 定に違反したとき。
 ニ十三条、第二十四条第一項若しくは第二十八条の規第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項の規定又は同条第二項において準用する
 - き。第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだと第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだと三正当な理由がないのに前条第二項において準用する
 - 大条の規定による請求に応じなかつたとき。四 前条第二項において準用する第二十五条又は第二十
 - き。五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたと
 - 請求に応じなかつたとき。の全部又は一部の停止を請求した場合において、そのに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務大 主務大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれか
 - 報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。対しその業務に関し報告を求めた場合において、その七 主務大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に
 - されたとき。合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避項に規定する事項についての検査をさせようとした場検査機関の事務所又は事業所において第四十一条第二八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登録
 - 九 次項の規定による費用の負担をしないとき。
- とする。限る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担別る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに
- 一項第八号の規定による検査を行わせることができる。3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第

- する。項を示してこれを実施すべきことを指示するものと場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事4 主務大臣は、前項の規定により機構に検査を行わせる
- らない。 行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければなら、機構は、前項の指示に従って第三項に規定する検査を

第六節 危害坊止命令

- 要な措置をとるべきことを命ずることができる。は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収をを防止するため特に必要があると認めるときは、当該各があると認める場合において、当該危害の発生及び拡大機消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれ第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一
 - と。四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこ 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第
 - て製造し、又は輸入した場合を除く。)。たこと(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受け基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売し二一届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供

(主務大臣の責務)

集に努めなければならない。 第三十三条 主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収

(事業者の責務)

- するよう努めなければならない。情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する同じ)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売
- の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。たときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知っを行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業

(主務大臣への報告等)

- を主務大臣に報告しなければならない。活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う
- 2 前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で

定める。

事務を所掌する大臣に通知するものとする。他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止するるときは、当該報告の内容について、当該政令で定めるめる他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めの生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定おいて、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者3 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合に

(主務大臣による公表)

- 避に資する事項を公表するものとする。の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、よる一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品に受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を
- 関する技術上の調査を行わせることができる。ると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があ

(体制整備命令)

するために必要な体制の整備を命ずることができる。る情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関す造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入にめ必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するた告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入

措置第二節 危害の発生及び拡大を防止するための

(事業者の責務)

- をとるよう努めなければならない。回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置ため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止する製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う
- 努めなければならない。書の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう人の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危と消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸
- てとる措置に協力しなければならない。 入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受ける 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸

(危害防止命令)

第三十九条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、

るべきことを命ずることができる。 な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をと活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大 当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生 計輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るき、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除 条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要 防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二 た危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を 身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫し 事体製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は

の旨を公表しなければならない。2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、そ

第四章 雑訓

(報告の徴収)

- 伏況)に関し報告をさせることができる。その業務の状況(届出事業者に対しては業務又は経理の活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対し、ると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があ
- 理の状況に関し報告をさせることができる。めるときは、国内登録検査機関に対し、その業務又は経2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認

(立入険査)

- 書類その他の物件を検査させることができる。場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業あると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製第四十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要が
- の物件を検査させることができる。は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又と 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認
- なければならない。 ては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しる 前二項の規定により職員が立入検査をする場合におい
- できる。一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることが4 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第
- のとする。必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するもせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他5 主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わ
- ばならない。 査を行つたときは、その結果を主務大臣に報告しなけれる 機構は、前項の指示に従つて第四項に規定する立入検
- 提示しなければならない。においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に7 第四項の規定により機構の職員が立入検査をする場合
- 罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。8 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯

(消費生活用製品の提出)

- 出すべきことを命ずることができる。その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提難であると認められる消費生活用製品があつたときは、おいて検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困に立入検査を行わせた場合において、その所在の場所に員に立入検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構第四十二条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職
- 又は占有者に対し補償しなければならない。は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県)を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県2 国(前項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務
- よる命令により通常生ずべき損失とする。3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定に

(機構に対する命令)

る。 構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができ正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機査又は第四十一条第四項に規定する立入検査の業務の適第四十三条 主務大臣は、第三十一条第三項に規定する検

(承認の条件)

- 号の承認には、条件を付することができる。第四十四条 第四条第二項第二号又は第十一条第一項第二
- い。に不当な義務を課することとなるものであつてはならなめ必要な最少限度のものに限り、かつ、承認を受ける者2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るた

(手数料)

- 定める額の手数科を納付しなければならない。合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令でう適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適第四十五条 第二十九条第一項の規定により主務大臣の行
- ては機構の収入とする。う適合性検査を受けようとする者の納付するものについうとする者の納付するものについては国庫の、機構の行と 前項の手数料は、主務大臣の行う適合性検査を受けよ

(公示)

- 会示しなければならない。
 第四十六条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に
 - 」 第十二条第一項の登録をしたとき。
 - こき。二 第十五条の規定により表示を付することを禁止した
 - を含む。) の規定による届出があつたとき。 三 第二十一条(第三十条第二項において準用する場合
 - を含む。) の規定による届出があつたとき。四 第二十三条(第三十条第二項において準用する場合
 - 性検査の業務の停止を命じたとき。五 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は適合
 - 六 第二十九条第一項の規定により主務大臣が適合性倹

- くは一部を行わないこととするとき。き、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若し査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとすると
- の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。するとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることと七 第二十九条第二項の規定により主務大臣が機構に適
- き。八 第三十一条第一項の規定により登録を取り消したと

(消費経済審議会への諮問等)

- 審議会に諮問しなければならない。の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済第四十七条 主務大臣は、第二条第二項及び第三項の政令
- 告しなければならない。 た場合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会に報り 主務大臣は、第三十九条第一項の規定による命令をし

(聴聞の方法の特例)

- ればならない。 に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなけ第四十八条 第二十七条又は第三十一条の規定による処分
- めたときは、これを許可しなければならない。利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求入十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第

(機構の処分等に係る審査請求)

することができる。 査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をについて不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審第四十九条 機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為

(不服申立ての手続における意見の聴取)

- 開による意見の聴取をした後にしなければならない。に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、な又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、その処分る処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決第五十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によ
- 示さなければならない。 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を
- 意見を述べる機会を与えなければならない。び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

- ことを命ずべきことを申請することができる。関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うに異議のある場合は、主務大臣に対し、国内登録検査機行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果別特定製品について、国内登録検査機関が適合性検査を第五十一条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特
- ていると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違反しと 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該

らない。関に対し、第二十六条の規定による命令をしなければな

- ければならない。きは、遅滯なく、当該申請をした届出事業者に通知しなによる命令をし、又は命令をしないことの決定をしたと3 主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規定
- るものとする。こ十六条」と「命令」とあるのは「請求」と読み替え、六条」とあるのは「第三十条第二項において準用する第30年二十条第二項の規定」と、同項及び前項中「第二十年三十条第一項の規定又は同条第二項において準用すすべき」と、第二項中「第二十条の規定」とあるのは場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求は、前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この4

(主務大臣に対する申出)

- べきことを求めることができる。 主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるについて危害が発生するおそれがあると認めるときは、な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要第五十二条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の
- とらなければならない。めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認と 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、

(雑週指題)

ることができる。要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定め廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は

(主務大臣及び主務省令)

- する。第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりと
 - ついては、当該製品の製造の事業を所管する大臣第三条の規定による技術基準の決定に関する事項に
 - を所管する大臣諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業二、第四十七条第一項の規定による消費経済審議会への
 - 品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣事項については、政令で定めるところにより、当該製に第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する項、第五十一条第一項の規定による立入検査に関する事項、第四十 条の規定による並入検査に関する事する事項、第四十条の規定による報告の徴収、第四十一寸る事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する、前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関策の見録に関する事項、第三十二条の規定による命に関すまでの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査等及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に

 三 第四条第二項(第三号を除く)の規定による店出の

ろにより、同号に定める主務大臣の発する命令とする。同項第三号に定める事項に関しては、政令で定めるとこ項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事

(都道府県が処理する事務)

事が行うこととすることができる。事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知第五十五条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する

(権限の委任)

長に委任することができる。る事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の第五十六条 この法律の規定により主務大臣の権限に属す

(主務大臣の指示)

示をすることができる。し、当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な指事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認める第五十七条 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生

第五章 罰則

- 併科する。 下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
 - 一 第四条第一項又は第五条の規定に違反した者
 - 定による禁止に違反した者二、第十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規
 - 三 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反し
 - に違反した者四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令
 - 五 第三十七条の規定による命令に違反したもの
- 円以下の罰金に処する。 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万
 - 届出をした者 一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の
 - し、又は検査記録を保存しなかつた者検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成!」第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、
 - 受けず、又は証明書を保存しなかつた者三、第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を
 - 出をした者四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届
 - った。 記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなか五 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の
 - をした者六 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

- み、妨げ、又は忌避した者七 第四十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒
- 八 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 用を、その人に対して各本条の罰金甲を骨する。 を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使
 - | 第五十八条第二号又は第四号一億円以下の罰金刑
 - 各本条の罰金刑」第五十八条第一号、第三号若しくは第五号又は前条
- 円以下の過料に処する。第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万
 - をせず、又は虚偽の届出をした者一、第七条第二項、第八条又は第九条の規定による届出
 - 同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにえて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、二、第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備
- の過料に処する。には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下第六十二条 第四十三条の規定による命令に違反した場合

附則抄

(搖行財日)

- から施行する。 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日、 い範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえな
 - 第七条及び附則第十条の規定公布の日一、第八十九条第一項、第九十五条第一項第二号、附則
 - **囲内において政令で定める日九条の規定 公布の日から起算して六月をこえない範で、次条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第二 第三章、第八十八条第二項、第百条から第百三条ま**
 - 和四九年三月五日から施行)(昭和四九年正月五日から施行)(昭和四九年政令第四六号で第一条本文に係る部分は昭
 - は昭和四八年八月一〇日から施行)(昭和四八年政令第二二八号で第一条第二号に係る部分(昭和四八年政令第二二八号で第一条第二号に係る部分
 - 附 則(昭和五八年五月二五日法律第五七号)抄

(施行期日)

- い範囲内において政令で定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えな
 - 施行) (昭和五八年政令第一六六号で昭和五八年八月一日から
 - 附 則(昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(搖行獸口)

第一条この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

ては、なお従前の例による。 条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用につい条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九により従前の例によることとされる場合における第十七第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、

附 則(昭和六○年一二月二四日法律第一○二号)抄

(強行財日)

ら施行する。 の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日か第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次

一から五まで 略

- 算して六月を超えない範囲内において政令で定める日定を除く附則第三条において同じ。) 公布の日から起六 第十条の規定(消費生活用製品安全法別表の改正規
- 年を超えない範囲内において政令で定める日く。) 及び第二十六条の規定公布の日から起算して一二十一条の規定(電波法第三十七条の改正規定を除七 第十条中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第
- は昭和六一年六月二〇日から施行)(昭和六一年政令第一八九号で第一条第六号に係る部分

は昭和六一年一二月一日から施行)(昭和六一年政令第二七三号で第一条第七号に係る部分(昭和六一年政令第二七三号で第一条第七号に係る部分

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

よる。の消費生活用製品安全法第八十九条第一項の規定の例に立案をしようとするときは、第十条の規定による改正前後の消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定の第三条 第十条の規定の施行前に、同条の規定による改正

附 則(昭和六一年五月二〇日法律第五四号)抄

(施行期日)

- 定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。
 - 第二項及び第五項の規定(公布の日一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五条第一項、一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五条第一項、次条第一項、第二項及び第九項並びに附則第三条第

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

- 受けるものとする。までに、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可をう。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)第二条 製品安全協会(以下この条において「協会」とい
- 更は、施行日にその効力を生ずる。2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変
- 安全法第三十九条第一項又は第三項の規定により政府が3 協会は、第一条の規定による改正前の消費生活用製品

国庫に納付しなければならない。協会に出資した額に相当する金額を、施行日において、

- を請求することができる。 て一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しょ 政府以外の出資者は、協会に対し、施行日から起算し
- より払戻しをしなければならない。にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額にの条において「新法」という。) 第四十条第一項の規定条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(以下こら 協会は、前項の規定による請求があつたときは、第一
- するものとする。 前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少ら 協会は、第三項の規定により国庫に納付した金額及び
- 述べた出資者の出資については、この限りでない。としてした出資とみなす。ただし、あらかじめ、異議を出資は、新法第六十八条第一項の基金に充てるべきもの7 この法律の施行前に政府以外の者が協会に対してした
- 受けたものとみなす。項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可をは監事である者は、それぞれその際新法第五十六条第一8 この法律の施行の際現に協会の会長、理事長、理事又
- 定めなければならない。認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款には、前項の規定によりその選任について通商産業大臣のり 協会は、第一項の規定による定款の変更をする場合に

(罰則に関する経過措置)

お従前の例による。の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な第六条 この法律(第九条の規定については、同条の規定)

附 則(平成五年一一月一二日法律第八九号)抄

(施行期日)

号)の施行の日から施行する。第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八

(施行の日=平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後のがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求め又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の

(罰則に関する経過措置)

用については、なお従前の例による。第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正聴聞、聴問者しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた

後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

る。この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、

附 則(平成八年三月三一日法律第一四号)抄

(桶行野口)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成八年五月二二日法律第四四号)抄

(福作野田)

び第五条の規定は、公布の日から施行する。 販売法第三十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及条第四号の改正規定、第二条の規定、附則第三条中割賦第一条中請問販売等に関する法律第十九条及び第二十一い範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えな

附 則(平成九年一一月二一日法律第一〇五号)抄

(権行財日)

ここの法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日なだし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
 - 四条並びに第二百二条の規定公布の日ら第式項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十二条、第百六十二条、第百六十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五係る部分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に保る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項、に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項上条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることは等の11款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名

(国等の事務)

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれ事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理規定するもののほか、この法律の施行前において、地方第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に

するものとする。に基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理

(処分、申請等に関する経過措置)

- された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりの権行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を合む。)いてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なるている許可等の申請その他の行為(以下この条においてはないて「処分等の行為」という。)又はこの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この法律のいては、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条第百六十条 この法律(附別第一条各号に掲げる規定につ
- よる改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。てその手続がされていないものとみなして、この法律に出、提出その他の手続をしなければならない事項についより国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届のほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定にこの法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの施行の日前にその手続がされていないものについては、その他の手続をしなければならない事項で、この法律のよう自足は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出とこの法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定に

(不服申立てに関する経過措置)

- の上級行政庁であった行政庁とする。の上級行政庁とみるため「とするる。」の場合には、施行日前に当該処分庁の上続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法については、施行日以後においても、当該処分庁に引きいう。)があったものについての同法による不服申立てする上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」とあって、当該処分をした行政庁(以下この条においてあるにおいて、当該処分をした行政庁(以下この条において第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分で
- 託事務とする。 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受服審査法の規定により処理することとされる事務は、新が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁

(罰則に関する経過措置)

の適用については、なお従前の例による。第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則

(その他の経過措置の政令への委任)

含む。)は、政令で定める。の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律

(後計)

- え、適宜、適切な見直しを行うものとする。ものについては、地方分権を推進する観点から検討を加第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すけることのないようにするとともに、新地方自治法別表る第一号法定受託事務については、できる限り新たに設第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定す
- に基づいて必要な措置を講ずるものとする。いて、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途につ自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を

附 則(平成一一年八月六日法律第一二一号)抄

(搖行財日)

- から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。
 - 条の規定公布の日一、附則第八条、第二十三条、第五十一条及び第六十六
 - 第四十四条及び第五十二条の規定平成十二年四月一日二 附則第二条、第十四条、第二十七条、第三十九条、
 - 現定を除く。) 平成十二年十月一日 七十五号) 第四条第七十二号及び第五条第一項の改正の規定 (通商産業省設置法 (昭和二十七年法律第二百三条から第六十五条まで、第六十七条及び第七十八条から第二十二条まで、第二十四条、第三十条、第五十小の改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第三条五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九条の三第五十九条の二十九第二項第

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

- ついても、同様とする。準用する場合を含む。) の規定による業務規程の届出に項 (新消費生活用製品安全法第二十九条第二項においてことができる。新消費生活用製品安全法第二十二条第一は、第一条の規定の施行前においても、その申請を行う条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者法(以下「新消費生活用製品安全法」という。) 第十二第二条 第一条 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全
- 申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。の期間内に同項の認定の申請をした場合において、その条第一項の認定を受けているものとみなす。その者がそ経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十二いる者は、第一条の規定の施行の日から起算して六月を安全法」という。) 第四条第一項第一号の指定を受けて正前の消費生活用製品安全法(以下「旧消費生活用製品第三条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改
- 一項の認定を受けているものとみなされた者についての2 前項の規定により新消費生活用製品安全法第十二条第

製品安全法第二十六条の規定によりした命令と、それぞ于二条の五の十四の規定によりした命令と、旧消費生活用製品安全法第三と、旧消費生活用製品安全法第三と、旧消費生活用製品安全法第三上四条及金法第二十三条の租金により届け出た業務の休廃止は新消費生活用製品安全法第二十三条の五の八の規定による許可を受け第一項の規定により届け出た業務規程は新消費生活用製品安全法第二十二条の五の八の規定による許可を受けしている業務規程は新消費生活用製品安全法第二十二条の五の七第一項の規定による認可を受け又はその申請をによりした届出は新消費生活用製品安全法第二十二条の規定により出た雇出と、旧消費生活用製品安全法第二十一条の規定により上共用製品安全法第二十二条の規定によりは存す。

- これらの処分については、なお従前の例による。 記をするかどうかの処分がされていないものについての式の承認の申請であって、第一条の規定の施行の際、承法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の型又は同条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全行の際、合格若しくは不合格の処分がされていないもの安全法第六条の検定の申請であって、第一条の規定の施第四条 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品
- 例による。 ついての合格又は不合格の判定については、なお従前の施行の際、合格又は不合格の判定がされていないものにおいて同じ。)の試験の申請であって、第一条の規定の十二条の二第二項において準用する場合を含む。次項に法第二十四条の二第一項(旧消費生活用製品安全法第三2 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全
- による。の承認の申請についての処分については、なお従前の例項者しくは第三十二条の四第一項の規定の例による型式に日から十日以内にその試験に合格したことを証する書であって当該試験に合格とされたものがその合格とされりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によな全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項が第一条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合法第二十四条の二第一項の試験について合格とされた者は、第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全
- す。 製品安全法第十三条の規定により付された表示とみなっで定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用て移行特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政規定による表示は、第一条の規定の施行の日から起算し安全法第七条若しくは第二十七条又は第三十二条の十の特定製品」という。) に付されている旧消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であるもの(以下「移行生法第二条第二項の特定製品であって新消費生活用製品等五条 第一条の規定の施行の際現に旧消費生活用製品安

- 条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第四ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間第一条の規定の施行の日から起算して移行特別特定製品もの(以下「移行特別特定製品」という。)については、費生活用製品安全法第二条第三項の特別特定製品であって新消製品安全法第二条第三項の第一種特定製品であって新消法第二十七条の規定による表示を付された旧消費生活用型品安全とされる場合のほか、旧消費生活用製品安全法第三十2条第三項の規定によりなお従前の例によることととは、100mmを表表によりなお従前の例によることを指示する。
- 条の規定による届出をしたものとみなす。 式の移行特定製品について新消費生活用製品安全法第六している者は、当該承認若しくは申請又は届出に係る型用製品安全法第三十二条の六第一項の規定による届出をを含む。) 又は移行特定製品の型式について旧消費生活の四第一項の型式の承認の申請を除く。) をしている者三項の承認の申請(旧消費生活用製品安全法第三十二条認を受け若しくはその申請をしている者(附則第四条第について旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の承第六条 第一条の規定の施行の際現に移行特定製品の型式
- す。十二条第一項の規定による義務を履行したものとみなけ二条第一項の規定による義務を履行したものとみな問を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第製品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧消た者を含む。)は、その承認に係る型式の移行特別特定で頭の申請へ所得型式の承認の申請を除く。)について承認を受け承認の申請(旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第項の規定によりなお従前の例によることとされた型式のの承認を受けている者(附則第四条第一項若しくは第三のいて旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の型式第七条、第一条の規定の施行の際現に移行特別特定製品に
- の規定にかかわらず、なお従前の例による。問は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までのて準用する旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第二項においら担算して当該移行特別特定製品に係る附則第五条第二の販売又は表示については、第一条の規定の施行の日かは活用製品安全法第三十二条の二の外国登録製造事業者生活用製品安全法第三十二条の二の外国登録製造事業者従前の例によることとされて受けた型式の承認(旧消費製品安全法第三十二条の四第一項の規定によりなお製品安全法第三十二条の四第一項の規定による型式の承製品安全法第三十二条の四第一項の規定による型式の承製品を企成がの機行の際現に受けている旧消費生活用
- に消費経済審議会に諮問することができる。消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定のため第八条 主務大臣は、第一条の規定の施行前においても新

従前の例による。 七年法律第百六十号)による審査請求については、なお保る処分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十協会が行う検定等の事務又は指定検定機関の行う検定に第九条 旧消費生活用製品安全法の規定に基づき製品安全

(財団法人への組織変更等)

- る。と「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」、とす法の規定中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」力を有する。この場合において、旧消費生活用製品安全っては、その組織の変更の時)までの間は、なおその効則第十二条第一項の規定により組織を変更する場合にあ法の規定は、製品安全協会が解散により消滅する時(附第十条、製品安全協会については、旧消費生活用製品安全
- きる。までの間に限り、その持分の払戻しを請求することがで第一条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日第十一条 製品安全協会の出資者は、製品安全協会に対し、
- より払戻しをしなければならない。にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額にれている旧消費生活用製品安全法第四十条第一項の規定は、附則第十条の規定によりなお効力を有することとさる 製品安全協会は、前項の規定による請求があったとき
- により資本金を減少するものとする。3 製品安全協会は、前項の規定により払戻しをした金額
- る。人(以下単に「財団法人」という。) になることができ条八十九号) 第三十四条の規定により設立される財団法において、その組織を変更して民法(明治二十九年法律経過した日の翌日から平成十三年三月三十一日までの間第十二条 製品安全協会は、前条第一項に規定する期間の
- 更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変2 前項の規定により製品安全協会がその組織を変更して
- ときにその効力を生ずる。 第一項の規定による組織変更は、前項の認可があった
- となったものとする。項の規定による組織変更後の財団法人に対する出えん金後のもの)は、第二項の認可があった時において、第一第三項の規定により資本金を減少したときは、その減少4 製品安全協会の組織変更の場合において資本金(前条
- 法人の設立許可とみなす。 その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団5 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法
- 安全協会の登記について必要な事項は、政令で定める。6 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う製品
- する製品安全協会は、その時に解散する。第十三条 平成十三年三月三十一日の経過する時に現に存
- きは、この限りでない。人となる。ただし、評議員会において他人を選任したとと 製品安全協会が解散したときは、理事長が、その清算

- 認を求めなければならない。分の方法を定め、これを経済産業大臣に提出してその承状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処3 清算人は、就職の後運滞なく、製品安全協会の財産の
- を求めなければならない。報告書を作り、これを経済産業大臣に提出してその承認4 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく決算
- 三条第二頃一と読み替えるものとする。に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)附則第十「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、百三十七条並びに第百三十八条の規定を準用する。この第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条
- 処分については、政令で定める。 分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産のら 旧消費生活用製品安全法第八十条第一項の規定による

(処分等の効力)

す。 それぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものの規定によってした処分、手続その他の行為であって、律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)いては、当該各規定)の施行前に改正前のそれぞれの法第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定につ

(罰則の適用に関する経過措置)

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によ有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前で 安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を合旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保は附則第十条の規定によりなお効力を有することとされいては、当該各規定)の施行前(製品安全協会について第六十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定につ

(その他の経過措置の政令への委任)

政令で定める。要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前

附 則(平成一一年一二月二二日法律第二〇四号)抄

(施行期日)

日から施行する。(平成一二年政令第三三三号で平成一ら起算して六月を超えない範囲内において政令で定めるただし、附則第八条から第十九条までの規定は、同日か第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

三年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

用については、なお従前の例による。第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適

(政令への委任)

な経過措置は、政令で定める。に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要条、第十八条及び前条に定めるもののほか、機構の設立第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九条、第十一

附 則(平成一二年五月三一日法律第九一号)抄

(桶作野口)

日=平成一三年四月一日)年法律第九十号)の施行の日から施行する。(施行の日 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二

附 則(平成一五年五月三〇日法律第五五号)抄

(権行財日)

する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行い範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えな

一及び二略

を超えない範囲内において政令で定める日 を超えない範囲内において政令で定める日 三条及び第三十五条の規定公布の日から起算して九月第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十小条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二条、第八条、第八条、第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第六条

ら施行)(平成一五年政令第五〇四号で平成一六年二月二七日か

附 則(平成一五年六月一一日法律第七六号)抄

(権行期日)

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日先だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

」 附則第十三条の規定 公布の日

条第一項の規定第六条第一項、第八条第一項及び第九第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九二]附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、

平成十五年十月一日

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

活用製品安全法第二十二条第一項(新消費生活用製品安前においても、その申請を行うことができる。新消費生条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行法(以下「新消費生活用製品安全法」という。) 第十二第四条 第三条の規定による改正後の消費生活用製品安全

の規定による業務規程の届出についても、同様とする。全法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)

の認定又は承認の有効期間の残存期間とする。の認定又は承認の有効期間は、旧消費生活用製品安全法第十二条第一項受けているものとみなす。この場合において、当該登録者は、新消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録をという。)第十二条第一項の認定又は承認を受けている消費生活用製品安全法(以下「旧消費生活用製品安全法」と この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の

(処分等の効力)

す。それぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものの規定によってした処分、手続その他の行為であって、(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)ては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律第十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定につい

(罰則の適用に関する経過措置)

為に対する罰削の適用については、なお従前の例による。ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定につい

(政令への委任)

る経過措置を含む。)は、政令で定める。この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関す第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、

附 則 (平成一八年一二月六日法律第一〇四号) 抄

(強行期日)

い範囲内において政令で定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えな

(検討)

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。いて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状况につ第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

「第四十一条第、一項」に改める。「第四十一条第、一項」に改める。「第三十一条第一項第八号」に「第八十四条第一項」を第十一条第二項第六号中「第三十条第一項第八号」を法律第二百四号)の一部を次のように改正する。第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一

別表 (第二条関係)

- の規定の適用を受ける船舶一・船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項
- 二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第

添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗浄剤四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する

- 十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二三 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一
- る劇物第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定す四、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)
- 第二条第一項に規定する道路運送車両五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)
- 四十一条に規定する容器大「高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第
- 二条第二項に規定する猟銃等と 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第
- 規定する医療機器 外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に「項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬品、可条第二項に規定する医薬部八 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第
- おそれがないと認められる製品で政令で定めるものて一般消費者の生命又は身体について危害が発生する輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつの規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律

附帯失議消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に対する

衆議院経済産業委員会平成一八年一一月七日

次の諸点について適切な措置を講ずべきである。めの安全確保体制が確立されるよう、本法施行に当たり、雑化、高度化が進む消費生活用製品による事故から守るた政府は、本法律改正の効果が十分に発揮され、国民を複

- しとの十分な連携を図ること。 治体の消費生活センターや独立行政法人国民生活センタ情報の共有化体制を早急に確立するとともに、各地方自は、消防・警察等を含む省庁間の垣根を越えた横断的な一 今後増大が予想される製品事故の収集・処理に際して
- 後可及的速やかな公表に努めるものとすること。なるよう、ガイドラインを策定するとともに、事故発生容等が消費者、事業者双方にとって分かりやすいものと二、重大事故情報の公表に際しては、報告の要件や公表内
- を期すること。報ネットワーク等、考えられる手段を駆使して遺漏なきようにするため、特に高齢者世帯等に配慮し、地域の情する情報が、迅速に全国の一般消費者に隅なく行き渡る三、重大製品事故の発生や製品回収等の危害防止措置に関
- 必要に応じて適切な措置を検討すること。提供の実施が確保されるよう、これらへの指導を徹底し、して啓発に努めるとともに、大手量販店等における情報の通知が迅速かつ確実に行われるよう、各種業界等に対四 小売事業者等から製造・輸入事業者への製品事故情報
- を図るための指導を徹底すること。営の最優先課題とするような「安全文化」の早急な確立五 企業が安全安心な製品のみを市場に供給することを経
- 六 法の施行状況の見直しに際しては、危険情報の実効性

れた幅広い検討を行うこと。かつ一体的な運用を行いうる体制の在り方等も視野に入る今照しつつ、消費者保護を基本目的とした省庁横断的のある収集・分析・提供を確保するため、諸外国の状況

附帯決議、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に対する

参議院経済産業委員会平成一八年一一月二八日

会に築くことが不可欠である。品安全を全うする企業行動が評価される仕組みや文化を社は、事業者が製品安全に関する責務を果たすとともに、製消費者が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するに

置を講ずべきである。政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措

- の強化に努めること。 人国民生活センター等他の関係行政機関との円滑な連携構の体制を強化するとともに、警察・消防、独立行政法当たる経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機の責任の所在を明確にし、製品事故情報の収集・処理に製品事故をめぐるこれまでの経緯を踏まえ、行政内部
- ET を各省が利用できるよう検討を進めること。に進め、独立行政法人国民生活センターのP I O ─ Zまた、内閣府は、個人情報保護問題などの整理を早急
- きる仕組みの構築を険討すること。公表に加え、消費者や相談機関が情報を能動的に取得での安全を第一に考え、主務大臣による迅速かつ積極的な二一重大製品事故の情報については、消費者の生命・身体
- 不利益を被ることがないよう厳正な法運用を行うこと。虚偽の報告に対しては、正直に報告した事業者がむしろ三、製造・輸入事業者による重大製品事故情報の隠蔽又は
- と。の明確化や安全水準の確保等を含む広範なものとするこに、所要の措置については、製品安全に関係する法体系発展及び社会情勢の変化等を踏まえて早期に行うととも四 改正法の施行状況に関する検討は、製品技術の急速な

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)

改正案 íΓ 熙 目次 目次 第一章 総則(第一条·第二条) 第一章 総則(第一条·第二条) 第二章 特定製品 第二章 特定製品 第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三条― 第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三条― 第五条) 第丘条) 第二節 事業の届出等 (第六条—第十五条) 第二節 事業の届出等 (第六条—第十五条) 第三節 検査機関の登録 (第十六条—第十九条) 第三節 検査機関の登録 (第十六条—第十九条) 第四節 国内登録検査機関(第二十条—第二十九条) 第四節 国内登録検査機関(第二十条—第二十八条) 第五節 外国登録検査機関(第三十条・第三十一条) 第五節 外国登録検査機関 (第二十九条・第三十条) 第六節 危害坊上命令 (第三十二条) 第六節 宦害坊止命令(第三十一条—第八十一条) 第三章 製品事故等に関する措置 第一節 情報の収集及び提供 (第三十三条—第三十 力然) (第三十八条・第三十九条) 第四章 雑則 (第四十条—第五十七条) 第三章 雑則(第八十二条―第九十六条の二) 第五章 罰則 (第五十八条—第六十二条) 第四章 罰則 (第九十七条—第百一条) 油湖 医别 (田紀) (目的) 第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者 第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者 の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定 の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るた め、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消 製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に 関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一 費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主 般消費者の利益を保護することを目的とする。 的な活動を促進し、もつて一般消費者の利益を保護す ることを目的とする。 (定義) (定義) 第二条 (智) 第二条 (盤) $3 \cdot 8$ (器) $3 \cdot 5$ (器) (整設)

のを徐く。)をいう。 ことができると認められる事故として政令で定めるもの法律の現定によって危害の発生及び拡大を防止する生じたものでないことが明らかな事故以外のもの(他当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によって品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該」この法律において「製品事故」とは、消費生活用製

- 事故
 一一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した
- 生するおそれのあるものつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発力で、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発工「消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であ
- に関し政令で定める要件に該当するものをいう。大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重ら この法律において「重大製品事故」とは、製品事故

(潛設)

(基準)

技術上の基準を定めるものとする。当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について基準を定めることができることとされているときは、法身体に対する危害の発生を防止するための規格又はで定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又い。この場合において、当該特定製品について、政令するため必要な技術上の基準を定めなければならなす。は消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止・般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、

(始版)

第十六条 (略)

ついて、必要な調査を行わせることができる。申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかに評価技術基盤機構 (以下「機構」という。) に、当該いて、必要があると認めるときは、独立行政法人製品同じ。) は、前項の規定による申請があつた場合にお団十一条第四項、第四十三条及び第四十九条において条第二項、第三十一条第三項、第三十六条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第三十六条第二項、第三十一条第二項、第二十二条第三項、第三十二条第二項、第二十九条第二項、第二十一条第二百、第二十九十四条第一項第三号の規定により、

(欠烙条項)

条第一頃の登録を受けることができない。第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二

1 (松)

ない者録を取り消され、その取消しの日から二年を経過し二、第二十七条又は第三十一条第一項の規定により登

[11] (盤)

(登録の基準)

る。 おいて、登録に関して必要な手続は、主務省令で定めときは、その登録をしなければならない。この場合にという。) が次に掲げる要件のすべてに適合している録を申請した者(以下この項において「登録申請者」第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登

()

かに該当するものでないこと。という。)に支配されているものとして次のいずれの号及び第二十四条第二項において「受検事業者」定製品を製造し、又は輸入する届出事業者(以下こ性検査を受けなければならないこととされる特別特二、登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合

~~く (魯)

22 (登)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

の人の知覚によつては認識することができない方式でのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これら月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び第二十四条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三

(基準)

(海感)

継十六条 (器)

調査を行わせることができる。第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な構(以下「機構」という。)に、当該申請が第十八条ると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機項の規定による申請があつた場合において、必要があ十五条の二及び第九十条の二において同じ。)は、前条第二項、第三十条第三項、第八十四条第四項、第八と正本条正項、第二十八程済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十八2 主務大臣(第九十五条第一項第三号の規定により、

(欠烙条項)

条第一頃の登録を受けることができない。第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二

((と

い者を取り消され、その取消しの日から二年を経過しなこ 第二十六条又は第三十条第一項の規定により登録

111 (智)

(登録の基準)

る。 おいて、登録に関して必要な手続は、主務省令で定めときは、その登録をしなければならない。この場合にという。) が次に掲げる要件のすべてに適合している録を申請した者(以下この項において「登録申請者」第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登

ずれかに該当するものでないこと。 者」という。) に支配されているものとして次のいの号及び第二十三条の二第二項において「受検事業定製品を製造し、又は輸入する届出事業者(以下こ性検査を受けなければならないこととされる特別特」」 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合

~~ (と)

22 (器)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

の他の人の知覚によつては認識することができない方れらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(こ後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過

らない。
う。) を作成し、五年間事業所に備え置かなければなう。) を作成し、五年間事業所に備え置かなければな項及び第六十一条第二号において「財務諸表等」といがされている場合における当該電磁的記録を含む。次で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

22 (器)

第二十五条·第二十六条(略)

(登録の取消し等)

- 部の停止を命ずることができる。又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、第二十七条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号
 - き。一第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたと
 - たとき。十三条、第二十四条第一項又は次条の規定に違反し二、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二
 - 定による請求を拒んだとき。三一正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規

四・五 (略)

第二十八条 (略)

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

全部又は一部を自ら行うことができる。必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の部又は一部を実施することが困難となつたときその他機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務のなたとき、第二十七条の規定により同項の登録を取り消査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があっる者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検第二十九条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受け

ひ・8 (容)

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

器川十条 (泰)

する。ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとこの場合において、第二十五条及び第二十六条中「命び第二十八条の規定は、外国登録検査機関に準用する。2 第二十条第二項、第二十一条から第二十六条まで及

(登録の取消し等)

とができる。のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこのいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこ第三十一条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号

(()

ならない。 いう。) を作成し、五年間事業所に備え置かなければむ。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」との作成がされている場合における当該電磁的記録を合じ。) で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録理の用に供されるものをいう。以下この条において同式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処

22 (泰)

第二十<u>四</u>条・第二十五条 (略)

(登録の取消し等)

- 部の停止を命ずることができる。又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号
 - き。 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたと
 - 区したとき。 十三条、第二十三条の二第一項又は次条の規定に違二、第二十条、第二十一条、第二十二条第二項又は次条の規定に違
 - の規定による請求を拒んだとき。三正当な理由がないのに第二十三条の二第二項各号

四・五 (略)

継川十<u>九</u>徐 (磊)

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

全部又は一部を自ら行うことができる。必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の部又は一部を実施することが困難となったときその他機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務のたとき、第二十六条の規定により同項の登録を取り消査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があっる者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検索二十八条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受け

ひ・8 (器)

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第二十九条 (略)

する。ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとこの場合において、第二十四条及び第二十五条中「命び第二十七条の規定は、外国登録検査機関に準用する。2 第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで及

(登録の取消し等)

ができる。いずれかに該当するときは、その登録を取り消すこと第三十条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号の

(()

- の規定に違反したとき。第二十三条、第二十三条、第二十四条第一項若しくは第二十八条る第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第一項、三一計条第一項の規定又は同条第二項において準用す
- とき。
 る第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだ
 正正当な理由がないのに前条第二項において準用す
- 十六条の規定による請求に応じなかったとき。四一前条第二項において準用する第二十五条又は第二

五~七 (略)

又は忌避されたとき。した場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、第二項に規定する事項についての検査をさせようと録検査機関の事務所又は事業所において第四十一条八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登

九 (略)

20~12 (整)

第六節 危害防止命令

とができる。
防止するために必要な措置をとるべきことを命ずるこ
消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般は、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定び拡大を防止するため特に必要があると認めるときそれがあると認める場合において、当該危害の発生及一般消費者の生命又は身体について危害が発生するお第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により

1・11 (盤)

(空る)

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供

(主務大臣の責務)

収集に努めなければならない。第三十三条 主務大臣は、重大製品事故に関する情報の

(事業者の責務)

- 適切に提供するよう努めなければならない。に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故で同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小(一般消費者に対する販売をいう。以下この条におい第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売
- ならない。
 又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければを知つたときは、その旨を当該消費生活用製品の製造る消費生活用製品について重大製品事故が生じたこと業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係り 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事

- 七条の規定に違反したとき。 第二十三条、第二十三条の二第一項若しくは第二十 る第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第一項、 二一前条第一項の規定又は同条第二項において準用す
- んだとき。 る第二十三条の二第二項各号の規定による請求を拒三 正当な理由がないのに前条第二項において準用す
- 十五条の規定による請求に応じなかったとき。 四 前条第二項において準用する第二十四条又は第二

五~七 (略)

又は忌避されたとき。した場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、第二項に規定する事項についての検査をさせようと録検査機関の事務所又は事業所において第八十四条八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登

九 (略)

20~12 (盤)

第六節 危害防止命令

(危害防止命令)

な措置をとるべきことを命ずることができる。 命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収防止するため特に必要があると認めるときは、当該各それがあると認める場合において、当該危害の拡大を一般消費者の生命又は身体について危害が発生するお第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により

1・11(盤)

第三十二条から第八十一条まで削除

第三章 雑則

(潛設)

(犛穀)

(主務大臣への報告等)

- 売した数量を主務大臣に報告しなければならない。該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当いて重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品につ第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行
- で定める。

 は項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令
- 大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとす今で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡のと認めるときは、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきも費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政において、当該報告に係る重大製品事故による一般消において、当該報告に係る重大製品事故による一般消

(主務大臣による公表)

- 用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとす及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称るときは、同条第三項の規定による通知をした場合を危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認め製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大なた場合において、当該重大製品事故が生じたことを知っを受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知っ
- 性に関する技術上の調査を行わせることができる。あると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要が

(体型整備命令)

| 答理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ず製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製保するため必要があると認めるときは、当該消費生活をの製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確し、又は虚偽の報告をした場合において、入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反し、第三十七条| 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸

措置 第二節 佐害の発生及び拡大を防止するための

(事業者の責務)

活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止す防止するため必要があると認めるときは、当該消費生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大をいて製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品につ第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行

(游設)

(犛設)

(游設)

(游設)

(潛設)

るための措置をとるよう努めなければならない。

- るよう努めなければならない。
 の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力す輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他別、消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は
- 受けてとる措置に協力しなければならない。輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を3|消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は

(危害防止命令)

ために必要な措置をとるべきことを命ずることができために必要な措置をとるべきことを命ずることができその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又及は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ること。場品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造高場合を除き、必要な限度において、当該消費生活用菓品でき必要な措置をとるべきことを命ずることができ拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又第三十九条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、

その旨を公表しなければならない。 3 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、

第四章 雑則

第四十条・第四十一条 (略)

(消費生活用製品の提出)

発 回 十 川 然 (器)

い。失を所有者又は占有者に対し補償しなければならな道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損府県知事が行うこととされている場合にあつては、都務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道3 国(前項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事

の (整)

(機構に対する命令)

とができる。は、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をするこは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をするこの適正な実施を確保するため必要があると認めるとき検査又は第四十一条第四項に規定する立入検査の業務第四十三条 主務大臣は、第三十一条第三項に規定する

発回十回条 (略)

(手数料)

政令で定める額の手数料を納付しなければならない。う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行第四十五条 第二十九条第一項の規定により主務大臣の

(緊急命令)

置をとるべきことを命ずることができる。る重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措の他その製品による一般消費者の生命又は身体に対すその製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることそいて、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、るときは、政令で定める場合を除き、必要な限度にお当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めし、又は発生する急迫した危険がある場合において、小般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生する十二条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により

(新設)

第八十三条・第八十四条 (略)

(消費生活用製品の提出)

第八十五条 (略)

らない。 じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければなは、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生都道府県知事が行うこととされている場合にあつて務を第九十五条の二の規定に基づく政令の規定により B [前項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事

හ (盤)

(機構に対する命令)

ことができる。 きは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をする務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとる検査又は第八十四条第四項に規定する立入検査の業第八十五条の二 主務大臣は、第三十条第三項に規定す

(器)

(手数草)

第八十六条

政令で定める額の手数料を納付しなければならない。う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行第八十七条 第二十八条第一項の規定により主務大臣の

2 (泰)

(公示)

に公示しなければならない。 第四十六条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報

|・|| (盤)

- 合を含む。) の規定による届出があつたとき。三 第二十一条(第三十条第二項において準用する場
- 合を含む。)の規定による届出があつたとき。四第二十三条(第三十条第二項において準用する場
- 合性検査の業務の停止を命じたとき。 五 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は適
- 部若しくは一部を行わないこととするとき。るとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとすた 第二十九条第一項の規定により主務大臣が適合性
- とき。の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするととするとき、又は機構に行わせていた適合性検査適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせること 第二十九条第二項の規定により主務大臣が機構に
- とき。人第三十一条第一項の規定により登録を取り消した

(消費経済審議会への諮問等)

発 国 十 力 然 (器)

に報告しなければならない。 した場合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会2 主務大臣は、第三十九条第一項の規定による命令を

(聴聞の方法の特例)

なければならない。 今に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わ第四十八条 第二十七条又は第三十一条の規定による処

2 (器)

第四十九条・第五十条 (略)

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第五十一条 (略)

- ければならない。 検査機関に対し、第二十六条の規定による命令をしな反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録該申請に係る国内登録核査機関が第二十条の規定に違と 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当
- 知しなければならない。たときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしま 主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規
- 中「第二十六条」とあるのは「第三十条第二項において準用する第二十条第二項の規定」と、同項及び前項るのは「第三十条第一項の規定又は同条第二項におい「請求すべき」と、第二項中「第二十条の規定」とあの場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは4 前三項の規定は、外国登録核査機関に準用する。こ

22 (泰)

(公示)

に公示しなければならない。 第八十八条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報

| ・| | (盤)

- 場合を含む。)の規定による届出があつたとき。三、第二十一条(第二十九条第二項において準用する
- 場合を含む。)の規定による届出があつたとき。四第二十三条(第二十九条第二項において準用する
- 合性検査の業務の停止を命じたとき。 五 第二十六条の規定により登録を取り消し、又は適
- 部若しくは一部を行わないこととするとき。るとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとす大 第二十八条第一項の規定により主務大臣が適合性
- とき。の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするの業務の全部若しくは一部を行わせていた適合性検査ととするとき、又は機構に行わせていた適合性検査適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせること 第二十八条第二項の規定により主務大臣が機構に
- き。
 第三十条第一項の規定により登録を取り消したと

(消費経済審議会への諮問)

第八十九条 (略)

しなければならない。合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会に報告2 主務大臣は、第八十二条の規定による命令をした場

(聴聞の方法の特例)

ればならない。 係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなけ第九十条 第二十六条又は第三十条の規定による処分に

2 (器)

第九十条の二・第九十一条 (略)

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第九十二条 (略)

- ければならない。 検査機関に対し、第二十五条の規定による命令をしな反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録該申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違と 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当
- 知しなければならない。たときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしま 主務大臣は、前項の場合において、第二十五条の規
- 項中「第二十五条」とあるのは「第二十九条第二項にいて準用する第二十条第二項の規定」と、同項及び前るのは「第二十九条第一項の規定又は同条第二項にお「請求すべき」と、第二項中「第二十条の規定」とあの場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは4 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。こ

求」と読み替えるものとする。 て準用する<u>第二十六条</u>」と、「命令」とあるのは「請

第五十二条·第五十三条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

とする。 第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおり

((2)

- 事業を折管する大豆の諮問に関する事項については、当該製品の製造の二一第四十七条第一項の規定による消費経済審議会へ
- 売の事業を所管する大豆 定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販による申出の受理に関する事項については、政令でる立入検査に関する事項、第五十一条第一項の規定とよるが提供に関する事項、第四十未の 現定による報及び提供に関する事項、第四十条の規定による報程による命令、前章第一節の規定による報酬の登録検査機関の登録に関する事項、第三十九条第一項の規定による報酬品に係る届出の受理に関する事項、同草第三節か出の受理及び承認、第二草第二節の規定による特定出の受理及び承認、第二草第二節の規定による特定による所に、第三字を除く。)の規定による店

22 (器)

第五十五条・第五十六条

(主務大臣の指示)

ために必要な指示をすることができる。めるものに関し、当該危害の発生及び拡大を防止する都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定に対し、第五十五条の規定に基づく政令の規定によりるため特に必要があると認めるときは、都道府県知事める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止す生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認第五十七条 主務大臣は、特定製品による一般消費者の

(空る)

第五章 罰則

- れを併科する。以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
 - 1・11 (盤)
 - した者三二 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反
 - 令に違反した者四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命
 - 五 第三十七条の規定による命令に違反した者
- 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十

「請求」と読み替えるものとする。おいて準用する第二十五条」と、「命令」とあるのは

第九十三条・第九十四条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

とする。第九十五条 この法律における主務大臣は、次のとおり

(器)

- 事業を所管する大臣の諮問に関する事項については、当該製品の製造の二一第八十九条第一項の規定による消費経済審議会へ

2 (奉)

第九十五条の二・第九十六条

(主務大臣の指示)

要な指示をすることができる。 めるものに関し、当該危害の拡大を防止するために必称道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定し、第九十五条の二の規定に基づく政令の規定によりめ特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対と認める場合において、当該危害の拡大を防止するた者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがある第九十六条の二 主務大臣は、特定製品による一般消費

第四章 罰則

(游設)

- 科する。 懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の
 - 1・11 (盤)
 - した者三二第二十六条の規定による業務の停止の命令に違反
 - 反した者四 第三十一条又は第八十二条の規定による命令に違

(游談)

下の罰金に処する。第九十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以

万円以下の罰金に処する。

- 1~目 (咎)
- なかつた者の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存し五 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項
- 告をした者大 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報
- 拒み、妨げ、又は忌避した者七 第四十一条第一項又は第二項の規定による検査を
- 八 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 罰金刑を科する。該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条のときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をした人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
- | 第五十八条第二号又は第四号 | 億円以下の罰金刑
- 条各本条の罰金刑二、第五十八条第一号、第三号若しくは第五号文は前
- 万円以下の週料に処する。第六十一条、次の各号のいずれかに該当する者は、二十
 - ((2)
 - 者ないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだせず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由が備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載二、第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を
- 以下の過料に処する。合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円第六十二条。第四十三条の規定による命令に違反した場

別表 (第二条関係)

項の規定の適用を受ける船舶一船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一

ニ~八 (略)

おそれがないと認められる製品で攻令で定めるもので一般消費者の生命又は身体について危害が発生する輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつの規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律

- 1~目 (魯)
- なかつた者の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存し五 第二十七条の規定に違反して同条に規定する事項
- 報告をした者、第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の
- 拒み、妨げ、又は忌避した者七 第八十四条第一項又は第二項の規定による検査を
- 八 第八十五条第一項の規定による命令に違反した者
- 科する。 に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑をは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたとき人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
 - 一 第九十七条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑
 - 条の罰金刑」、第九十七条第一号若しくは第三号文は前条(各本)
- 以下の過料に処する。 第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円

((2)

- んだ者由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を生」第二十三条の二第一項の規定に違反して財務諸表
- 円以下の過料に処する。 場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万第百一条 第八十五条の二の規定による命令に違反した

別表

項又は第二十九条の規定の適用を受ける船舶一船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一

ニ~八 (略)

ものするおそれがないと認められる製品で政令で定めるって一般消費者の生命又は身体について危害が発生輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によ規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、土 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の

○独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)(附則第三条関係)

改 正 条	
大の二~十(略)	たの二~十(略)
検査	査
びに第四十一条第一項及び第二項の規定による立入	に第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検
一号)第三十一条第一項第八号の規定による検査並	一号)第三十条第一項第八号の規定による検査並び
六、消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一~五 (略)	六、消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一~五 (略)
2、機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。	2、機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
第十一条 (略)	第十一条 (略)
(業務の範囲)	(業務の範囲)

消費生活用製品安全法施行令

(昭和四十九年三月五日政令第四十八号)

最終改正:平成一九年二月二十八日政令第三十七号

第九号の規定に基づき、この政令を制定する。九十五条第一項第三号及び第二項、第九十六条並びに別表九十五条第三項、第八十二条、第八十三条、第九十四条、第十一号)第二条第二項、第三条、第二十五条第一項、第六内閣は、消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三

(特定製品)

第一条 消費生活用製品安全法(以下「法」という。)

する。第二条 第二項の特定製品は、別表第一に掲げるとおりと

(特別特定製品)

欄に掲げるとおりとする。第二条 法第二条第三項の特別特定製品は、別表第二の上

(製品事故から除かれる事故)

生上の危害が発生した事故とする。第六十二条第一項に規定するおもちやに起因する食品衛規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法法(昭和二十二年法律第二百三十三号) 第四条第四項に第三条 法第二条第四項の政令で定める事故は、食品衛生

(重大製品事故の要件)

- れかとする。 第四条 法第二条第五項の政令で定める要件は、次のいず
 - 危害が発生したこと。 → 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの

イ 死亡

- 省令で定める身体の障害が存するもの(その症状が固定たしたときを含む)において主務間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき口 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期
- ハ 一酸化炭素による中毒
- 二、火災が発生したこと。

(規格又は基準を定めることができる他の法律)

- るものとする。 掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め第五条 法第三条の政令で定める他の法律は、次の各号に
 - 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)一別表第一第一号に掲げる特定製品 食品衛生法及び
 - 二 別表第一第六号に掲げる特定製品 電気用品安全法

(証明書の保存に係る経過期間)

れ同表の下欄に掲げるとおりとする。は、別表第二の上欄に掲げる特別特定製品ごとにそれぞ第六条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める期間

(検査機関の登録の有効期間)

第七条 法第十九条第一項の政令で定める期間は、三年と

400°

用の負担)(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費

な細目は、主務省令で定める。 る。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要 地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとす 機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在 構」という。) に当該検査を行わせる場合にあつては、 定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機第一項第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規第八条 法第三十一条第二項の政令で定める費用は、同条

他の法律)(重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき

四十八年法律第百十二号)とする。有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和第九条 法第三十五条第三項の政令で定める他の法律は、

(回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定)

- 定は、次の各号に掲げるものとする。第十条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規
 - 一 食品衛生法第五十四条
 - 九条の十八二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第三十
 - 三、電気用品安全法第四十二条の五
 - 大条各項 大条各項 五有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第る法律(昭和四十二年法律第百四十九号) 第六十五条四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

(報告の徴収)

- に関する事項とする。 る事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関すたる販売先並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主ができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせること生活用製品(特定製品を除く。以下この項において同じ。)第十一条 法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費
- とする。
 あつては、法第六条第四号の措置に関する事項を含む。)製品の製造又は輸入の業務に関する事項 (届出事業者にの防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定に当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並び(届出事業者にあつては、型式)、数量、製造又は保管若できる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることがと 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品の
- 量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関きる事項は、その販売に係る消費生活用製品の種類、数製品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることがでま 法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用

る事項とする。する事項その他当該消費生活用製品の販売の業務に関す

(主務大臣及び主務省令)

- いての主務大臣は、経済産業大臣とする。一項の規定による申出の受理に関する事項を除く)につの規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項十九条第一項の規定による命令に関する事項、法第四十に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三よる報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表ニ十三条の規定による情報の収集、第三十五条の規定による法に第十二条 法第五十四条第一項第三号に定める事項(法第第十二条 法第五十四条第一項第三号に定める事項(法第
- 大の事業を所管する大臣とする。 者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸命やに係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行うついての主務大臣は、当該情報の収集、報告、公表及びび法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項にる公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及 規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定によるのと と 法第三十三条の規定による情報の収集、第三十五条の
- は販売の事業を所管する大臣とする。について、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者大臣は、当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係項の規定による申出の受理に関する事項についての主務一条第一項の規定による立入検査及び法第五十二条第一3 法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十
- 至の発する命令とする。
 く。)についての主務省令は、第一項に規定する主務大十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項を除条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一合、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命条の規定による報告に関する事項、法第三十七条の規定
 は第五十四条第一項第三号に定める事項(法第三十五
- とする。の主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令ら 法第三十五条の規定による報告に関する事項について
- 大臣の発する命令とする。6 第四条第一号ロの主務省令は、第二項に規定する主務

(都道府県が処理する事務)

- 大臣が自らその事務を行うことを妨げないする都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業は、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するもの十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事第十三条 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四
- 果を経済産業大臣に報告しなければならない。 県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結2 前項の規定により同項に規定する事務を行つた都道府
- る事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知3 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定す

する。事に関する規定として都道府県知事に適用があるものと

(主務大臣が指示をすることができる事務)

する。項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務と第十四条 法第五十七条の政令で定める事務は、前条第一

(権限の委任)

- る経済産業局長が行うものとする。に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄す又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場第十五条 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業
- のとする。 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うも域内のみにある者に関するものは、その事務所、事業場、務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区権限であつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事と 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の
- 済産業局長が行うものとする。するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が守で定める特定製品の区分をいう。次項において同じ。) 限であつて、一の届出区分(法第六条に規定する主務省第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権は、法第六条、第七条第二項、第八条から第十条まで及び
- 経済産業局長が行うものとする。その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄するその事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権は、法第六条、第七条第二項、第八条から第十条まで及び
- あっただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことをる。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことをは倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとすの権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又ら 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣
- 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、のは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に関するも第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消傷 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条

(消費生活用製品から除かれる製品)

るとおりとする。同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げの上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、第十六条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第三

附則抄

(桶行財日)

(経過措置) この政令は、公布の日から施行する。

定製品」と読み替えて、同条の規定を適用する。は「第四条ただし書の規定の適用を受けて販売された特製品については、法第八十二条中「特定製品」とあるのの上欄に掲げる消費生活用製品及び前項に規定する特定す この政令の施行前に一般消費者に販売された別表第一

附 則(昭和四九年九月二六日政令第三三五号)

この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年六月五日政令第一七六号)抄

(権行財日)

(経過措置) 1 この政令は、公布の日から施行する。

「消費生活用製品」とする。条中「消費生活用製品(特定製品を除く。)」とあるのは、製品についての法第八十二条の規定の適用については同第一の六の項から九の項までの上欄に掲げる消費生活用よ この政令の施行前に一般消費者に販売された新令別表

附 則(昭和五三年七月五日政令第二八二号)抄

(施行財日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年一月六日政令第二号)

- この政令は、公布の日から施行する。
- いては、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用につ

附 則 (昭和五八年七月二二日政令第一七一号)

和五十八年八月一日)から施行する。化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日(昭この政令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑

附則(昭和五八年一二月一〇日政令第二五八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月三〇日政令第一九〇号)

- 一年六月二十日)から施行する。安全法別表の改正規定を除く。)の施行の日(昭和六十及び合理化に関する法律第十条の規定(消費生活用製品」この政令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理
- いては、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用につ

附 則 (平成七年六月二六日政令第二六三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

て表示とみなす。 この政令の施行の日から三年間は、同法第三十二条の十の四第二項において準用する場合を含む。)の表示は、費生活用製品安全法第七条及び第二十七条(第三十二条項まで及び五の項の上欄に掲げる特定製品に付された消消費生活用製品安全法施行令別表第一の一の頃から三の第二条 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の

いては、なお従前の例による。 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用につ

附 則(平成八年四月三日政令第九六号)抄

(強行財日)

第一条 この政令は、平成八年五月一日から施行する。

附 則 (平成九年一一月二一日政令第三三五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年一二月三日政令第三八五号)抄

(強行野田)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三六号) 抄

(施行財日)

第一条 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

(整理合理化法の施行に伴う経過措置)

- 項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。いて「新消費生活用製品安全法」という。) 第四条第一の規定による改正後の消費生活用製品安全法 (次項にお行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条種特定製品については、整理合理化法第一条の規定の施費生活用製品安全法施行令別表第一第二号に掲げる第一定による表示を付された第三条の規定による改正前の消費、と呼用する旧消費生活用製品安全法」という)。第三十二条の四第二項には場合のほか、整理合理化法第一条の規定による改正前离十条 次項の規定によりなお従前の例によることとされ
- 係る第三条の規定による改正前の消費生活用製品安全法の外国登録製造事業者に係るものに限る)。を含む。)にた型式の承認(旧消費生活用製品安全法第三十二条の二三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けよる型式の承認(整理合理化法附則第四条第一項又は第旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の規定にとは各型

規定にかかわらず、なお従前の例による。は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の起算して十年を経過する日のいずれか早い日までの間日から起算して三年を経過する日又は当該承認の日からは表示については、整理合理化法第一条の規定の施行の施行令別表第一第二号に掲げる第一種特定製品の販売又

(罰則に関する経過措置)

てはなお従前の例によるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用につい定によりなお従前の例によることとされる場合における第十二条 この政令の施行前にした行為及びこの附則の規

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二一号) 抄

(猪行野田)

日)から施行する。 十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三三号) 抄

(福行野田)

から施行する。1 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日

附 則 (平成一二年九月二二日政令第四三四号) 抄

(桶作野口)

月一日から施行する。第三条の改正規定及び第十二条の規定は、平成十三年四条まで、第五条、第十条中消費生活用製品安全法施行令ただし、第一条(第一号に係る部分に限る。)から第三第一条 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三一日政令第一四号)

(強行財田)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(雑過帯層)

とができる。い追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するこかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていな安全法(以下「法」という。) 第四条第一項の規定にかは、この政令の施行の日から一月間は、消費生活用製品製品」という。) の製造、輸入又は販売の事業を行う者行令別表第一第五号に掲げる特定製品(以下「追加特定第二条 この政令による改正後の消費生活用製品を全法施

附 則 (平成一五年五月一六日政令第二二五号)

(桶行財日)

ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。第一条 この政令は、平成十五年八月一日から施行する。

(陸唱問題)

- とができる。い追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するこかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていな安全法(以下「法」という。) 第四条第一項の規定にかは、この政令の施行の日から三月間は、消費生活用製品製品」という。) の製造、輸入又は販売の事業を行う者行令別表第一第六号に掲げる特定製品(以下「追加特定第二条 この政令による改正後の消費生活用製品安全法施
- 定による業務規程の届出についても同様とする。第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規その申請を行うことができる。法第二十二条第一項(法を受けようとする者は、この政令の施行前においても、2 追加特定製品に係る法第十二条第一項の認定又は承認

附 則(平成一五年一二月一〇日政令第五〇五号)抄

(強行財日)

定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規第一条 この政令は食品衛生法等の一部を改正する法律

附 則 (平成) 五年 | 二月 | 七日政令第五二六号) 抄

(福行职口)

(平成十六年三月一日)から施行する。の経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行の日第一条 この政令は、公益法人に係る改革を推進するため

別表第一 (第一条、第五条関係)

- ージ圧力で使用するように設計したものに限る。) ル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲー 家庭用の圧力なべ及び圧力がま(内容積が十リット
- 乗車用のものに限る。) 二 乗車用ヘルメット(自動二輪車又は原動機付自転車
- を除く。) 的として設計したものに限るものとし、揺動型のもの四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目三 乳幼児用ベッド(主として家庭において出生後二十
- 四 登山用ロープ (身体確保用のものに限る。)
- とを目的として設計したものに限る。) 限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示するこ五 携帯用レーザー応用装置(レーザー光(可視光線に
- 満のものを除く。)せることができる水の最大の流量が十リットル毎分未つて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環さ吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであことを目的として設計したものに限るものとし、水の大 浴槽用温水循環器(主として家庭において使用する

別表第二 (第二条、第六条関係)

るものとし、揺動型のものを除く。)使用することを目的として設計したものに限生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に一 乳幼児用ベッド (主として家庭において出	十卅
に限る。) 形を表示することを目的として設計したもの視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図二、携帯用レーザー応用装置(レーザー光(可	111世
今未満のものを除く。) ことができる水の最大の流量が十リットル毎のために水を循環させるもの及び循環させるもの及び循環させる 造上一体となつているものであつて専ら加熱に限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構使用する三年ことを目的として設計したもの三、治槽用温水循環器(主として家庭において	111舟

別表第三 (第十六条関係)

年法律第十一号) 一 船舶安全法(昭和八	る物件項各号に掲げる事項に係船舶安全法第二条第一
十五号) 和二十六年法律第百八二 道路運送車両法(昭	原動機付自転車の装置から第十一号までに掲げる及び同法第四十四条第三号各号に掲げる自動車の装置省路運送車両法第四十一条

○消費生活用製品安全法施行規則

第一号最終改正:平成一九年四月五日農林水産省,経済産業省令(昭和四十九年三月五日農林省・通商産業省今第一号)

用製品安全法施行規則を次のように制定する。十八号)に基づき、並びに同法を実施するため、消費生活及び消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)

消費生活甲製品安全法施行規則

(定義)

する用語の例による。年政令第四十八号。以下「令」という。) において使用いう。) 及び消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九品安全法(昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」と第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製

(身体の障害)

- るものは、次に掲げるものとする。第二条 今第四条第一号ロの身体の障害で主務省令で定め
 - 存するもの一次に掲げる視覚障害であつて、長期にわたり身体に
 - 〇・一以下のものついて測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれついて測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれをいい、屈折異常がある者については、矯正視力にイ 両眼の視力(万国式試視力表によって測つたもの
 - 以下のものロ 一眼の視力が○・○二以下、他眼の視力が○・六
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ | ○度以内のもの
 - 三 両限による視野の二分の一以上が欠けているもの
 - にわたり身体に存するもの 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であつて、長期
 - もの 丙耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上の
 - カレベルが五つデシベル以上のものロ 一耳の聴力レベルが丸〇デシベル以上、他耳の聴
 - ーセント以下のもの「両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パ
 - 二 平衡機能の著しい障害
 - 三次に掲げる嗅覚の障害
 - イ 嗅覚の喪失
 - 存するものロ 嗅覚の著しい障害であつて、長期にわたり身体に
 - 障害 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の
 - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - 害であつて、長期にわたり身体に存するもの口 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障
 - 五 次に掲げる肢体不自由
 - って、長期にわたり身体に存するものイ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であ
 - 以上で欠くものロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を未節骨の一部

- ものの著しい障害であつて、長期にわたり身体に存する害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能い 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障
- れる障害からハまでに掲げる障害の程度以上であると認めらこ イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイニ
- が著しい制限を受ける程度であると認められるものであつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活大 循環器、呼吸器、消化器、又は泌尿器の機能の障害

(報告の期限及び様式)

ればならない 十日以内に、様式第一の報告書を主務大臣に提出しなけいて重大製品事故が生じたことを知つた日から起算してする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品につ第三条 法第三十五条第一項の規定による報告をしようと

(立入険査の証明書)

によるものとする。 査をする場合における同条第三項の証明書は、様式第二第四条 法第四十一条第一項の規定により、職員が立入検

(意見の聴取)

- って行う。 その指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によ第五条 法第五十条第一項の意見の聴取は、主務大臣又は
- 加人に通知し、かつ、告示しなければならない。
 加人に通知し、かつ、告示しなければならない。
 所述びに事案の要旨を審査請求人又は異議申立人及び参期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場と 主務大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その
- 聴取会に出席を求めることができる。ある者、関係行政機関の職員その他の参考人に対し意見3 主務大臣は、必要があると認めるときは、学識経験の
- 旨を主務大玉に届け出なければならない。係があることを疎明する事実を記載した文書によりその聴取会の期日の十日前までに、その事案について利害関意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見は 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として
- その旨を通知しなければならない。者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しから、意見聴取会に出席して意見を述べることができるら 主務大臣は、前項の規定により届け出をした者のうち
- い。 指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができな見聴取会に出席を求められた者及び第五項の規定による人、参加人又はこれらの代理人、第三項の規定により意ら 意見聴取会においては、審査請求人若しくは異議申立
- の要旨及び理由を陳述させなければならない。議申立人又はこれらの代理人に審査請求又は異議申立て7 意見聴取会においては、最初に審査請求人若しくは異
- 述に代えることができる。 求書又は異議申立書の朗読をもつて前項の規定による陳はこれらの代理人が出席しないときは、議長は、審査請8 意見聴取会において審査請求人若しくは異議申立人又

- ならない。人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければり 審査請求人若しくは異議申立人又は利害関係人の代理
- 又は退場を命ずることができる。きは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をすると超えて発言するとき又は意見聴取会に出席している者が2 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を
- 者に通知しなければならない。 席を求められた者及び第五項の規定による指定を受けたその期日及び場所を第三項の規定により意見聴取会に出口 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、

(条例等に係る適用除外)

定めがあるときは、その限度において適用しない。の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の第六条 第四条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)

密 副

- この政令は、公布の日から施行する。
- 省/ 令第三号) 附 則(昭和五八年七月三○日/農林水産省/ 通商産業
- ら施行する。法律第五十七号)の施行の日(昭和五十八年八月一日)か法律第五十七号)の施行の日(昭和五十八年八月一日)か化のための関係法律の一部を改正する法律(昭和五十八年この省合は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑
 - 産業省/令第七号)附 則(昭和五八年一二月一〇日/ 農林水産省/ 通商
 - この省令は、公布の日から施行する。
 - 業省/令第一号)附 則(昭和六一年五月三〇日/農林水産省/通商産
- 月二十日)から施行する。法別表の改正規定を除く。)の施行の日(昭和六十一年六び合理化に関する法律第十条の規定(消費生活用製品安全この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及
 - 省/ 令第三号) 附 則(昭和六一年九月三〇日/農林水産省/ 通商産業
 - この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。
 - 省/ 令第二号)附 則(平成六年九月二八日/ 農林水産省/通商産業
- から施行する。この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)
 - 附 則(平成八年四月一日/ 農林水産省/通商産業省/

你無11m)

- から施行する。この省令は、保険業法の施行の日(平成八年四月一日)
 - 省/ 令第三号) 附 則(平成一二年三月二四日/農林水産省/通商産業
 - この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
 - 業省 / 令第五号) 抄附 則(平成一二年三月三一日 / 農林水産省 / 通商産

(冤行野口)

- 第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
 - 省/令第八号)附 則(平成一二年九月二六日/農林水産省/通商産業
 - この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
 - 省/ 令第一号)附 則(平成一六年二月二七日/ 農林水産省/経済産業

(強行野田)

- この省令は、平成十六年三月一日から施行する。
- 省/ 令第一号)附 則(平成一九年四月五日/ 農林水産省/ 経済産業

(冤行职口)

この省令は、平成十九年五月一四日から施行する。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

報告書

※管理番号				
※受付年月日	年	月	日	

#H 17 #			品名(ブランド名)	
製品名			機種・型式等	(生産国名:)
事故発生年月日	年	月 日	午前・午	後時	: 頃
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無	1.有 2.無
人的独全区公	(以7 1.視覚 4.音声	家に要する期間が30日 ぶの後遺障害が発生した 障害()名 2. 機能、言語機能又はそ 器機能の障害()	に場合は、該当する障害 聴覚又は平衡機能の障 しゃく機能の障害(書の延べ人数を記入す 害()名 3.嗅)名 5.肢体不自 障害()名	覚の障害()名
人的被害区分	③負傷又は疾病(治 (以7 1.視覚 4.音声 6.循環	療に要する期間が30日 ぶの後遺障害が発生した	に場合は、該当する障等 聴覚又は平衡機能の障 しゃく機能の障害(名 7.呼吸器機能の	害()名 3.嗅)名 5.肢体不自 障害()名	覚の障害()名
事故内容	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製; 6.取扱説明書の不備 (以下、詳細を記述 ③事故に係る再発的 1.製造の中止 2.4 6.品質管理の強化 10.表示の改善 1 (以下、今後販売す (以下、今後販売す (名称): (連絡先):	「止の措置 輸入の中止 3.販売¢	(は材料の不良 4.約 良 8.その他(の中止 4.製品の改良 製品の点検・修理 9 12.特に措置しない 系る再発防止措置につい	全年劣化 5.表示の不) シ シ シ う. う. う. う. う. う. う. う. う. う. う. う. う.	£)

事故を認識した	(認識した契機):							
契機と日	(認識した年月日)	年	月	日	午前・台	干後	時頃	
事故発生場所	● (住所)							
尹 以 光 生 物 //i	(具体的場所)							
☆当該機種·型式等	(時期) : 年	月	日	から	年	月	日まで	
の 製 品 に 関 する製 造時期及び数量	(数量):							
☆当該機種·型式等	(時期): 年	月	日	から	年	月	日まで	
の 製 品 に 関 す る 輸入時期及び数量	(数量) :							
☆当該機種·型式等	(時期) : 年	月	日	から	年	月	日まで	
の 製 品 に 関 す る 販売時期及び数量	(数量) :							

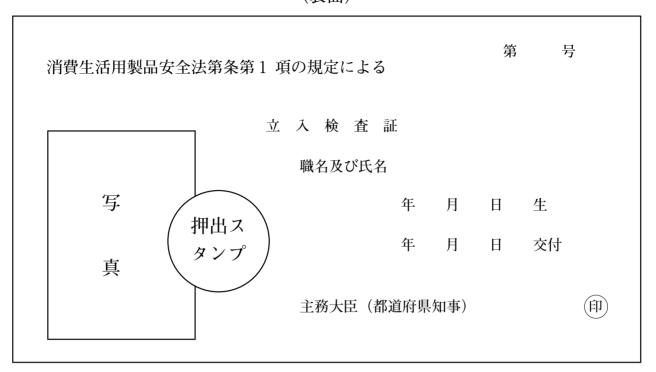
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく本報告書の開示請求があった際、 ☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについ て特段の支障がある。

	(名称) : (報告者の業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者
	(届出の有無) 1.有 (根拠となる法律名:) 2.無
製造・輸入事業者の	(所在地) :
名称及び所在地	(電話番号):
	(担当部署):
	(担当部署電話番号) :
	● (担当者役職) :
	●(担当者氏名):
	(名称)
所属の業界団体名	(所在地) :
及び同所在地	(電話番号) :

- (備考) 1
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。 ●印の項目に係る記載内容(事放発生場所(住所)については、町村以下の部分に限る。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されてい るものについては開示される。

(表面)



(裏面)

消費生活用製品安全法抜すい

- 第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4~7(略)

- 8 第1 項又は第2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一~六(略)

七 第41条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者八(略)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格X6301「識別カードー物理的特性」の4.5 ID-1とする。

消費生活用製品等による事故等に関する 情報提供の要請について

経済産業省

経済産業省は、平成19年4月12日 関係団体及び地方公共団体宛に 「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」 (平成19・04.09 商局第1号)を発出しました。 各都道府県知事 各消費生活センター 各関係団体等の長

(各通)

平成19·04·09商局第1号 平成19年4月9日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 松井 英生

消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について

本年5月14日から消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号、以下「消安法」という。)に基づく消費生活用製品の重大製品事故の報告・公表制度が施行されることに伴い、これまでの独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「nite」という。)における事故情報収集制度、電気用品に関する事故報告制度及びリコール報告制度等について、下記のとおり全般的な見直しを図り、製品事故情報及びリコール情報の効果的な収集と公表、さらには、製品事故の再発防止に努めていきたいと考えております。つきましては、こうした趣旨を御理解の上、関係各位の広範な御協力及び御対応をお願いいたしたく、消費生活用製品等の製造・輸入事業者団体及び販売事業者団体、消費者団体、並びに地方公共団体等関係機関に対して御連絡いたしますとともに、各団体におかれましては会員各位に対し、地方公共団体におかれましては出先機関等に対し、それぞれ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、消安法の施行日である5月14日から適用されます。

記

1. 消安法に基づく経済産業大臣への報告について

消安法第35条に基づく製造事業者又は輸入事業者の報告においては、同法施行規則第3条に規定する様式第一の報告書を提出するほか、別添1の参考資料も併せて経済産業省製品安全課製品事故対策室へ提出してください(連絡先は別添2を参照。)。

2. 非重大製品事故の事故報告について(「nite事故情報収集制度 | について)

消安法に基づく報告義務の対象となっていない消費生活用製品に関する事故情報については、 niteの事故情報収集制度により重点的に収集します。具体的には、以下のとおりです。

(1) 報告の対象

- ①経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品 事故に<u>該当しないもの</u>(以下「非重大製品事故」という。)
- ②経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故(ただし、製造事業者又は輸入事業者以外の者からの報告に限る。)
- ③経済産業省の所掌に属する消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等

(2) 報告方法及び報告先

製造事業者、輸入事業者、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)、消費者等は、niteが定める様式に基づき、最寄りのnite本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いします(なお、niteが定める様式は添付資料を参照。また、nite本部及び支所一覧は別添2を参照。以下同様。)。

(3) なお、従前の事故情報収集制度を定めた「消費生活用製品の欠陥等による事故情報の収集に関する協力依頼について」(平成16・11・10商局第2号から第9号) は廃止します。

3. 業務用電気用品の事故報告について

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第2条に規定する電気用品であって、消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たらないもの(以下「業務用電気用品」といい、別添3に列記したものを指す。)の使用に伴い生じた事故(<u>消安法第2条第5項に規定する重大製品事故か否かを問わない。</u>)が発生したことを知った場合には、当該業務用電気用品の製造事業者又は輸入事業者は、niteが定める様式に基づき、最寄りのnite本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いします。

なお、「電気用品の事故等に係る報告要領について」(平成17年4月1日付け平成17・03・24商局 第3号)は廃止します。

4. 調整器等の液化石油ガス器具等の事故報告について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等における①調整器、②液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、及び④液化石油ガス用耐震自動ガス遮断器のうち、<u>液化石油ガス販売事業者が所有するもの</u>(以下「業務用LPガス器具」という。)については、消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たりません。

このため、業務用LPガス器具における事故報告(消安法第2条第5項に規定する重大製品事故か否かを問わない。)について、業務用LPガス器具の製造事業者又は輸入事業者は、niteが定める様式に基づき、最寄りのnite本部又は支所へ速やかに報告していただくようお願いします。

5. 消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用LPガス器具のリコール情報について

製造事業者、輸入事業者又は販売事業者等が、消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用LPガス器具でリコールを実施する場合には、別添4及び別添5に基づき経済産業省製品安全課製品事故対策室へ報告していただくようお願いします。

以上

事故情報の報告先一覧

1. 消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品

	製造事業者又は輸入事業者	消費者、販売事業者*、設置 工事事業者*、修理事業者*、 関係団体、地方公共団体(消 費生活センター等を含む。) 等
重大製品事故	(消安法に基づく国への報告義務)	nite
非重大製品事故	nite	nite

⁽注) なお、販売事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消安法第34条第2項に基づき、重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

2. 業務用電気用品及び業務用LPガス器具

	製造事業者又は輸入事業者
重大製品事故	nite
非重大製品事故	nite

(注) ※印の欄には記入しないこと。

参考資料

(ILL) ATT S INVITATION AND CO	5. – 2 o		
※管理番号			
※受付年月日	年	月	日

	フリガナ		性別	1.男	2.女	
	(姓)	(名)			● (年齢:	歳)
	(住所)		<u> </u>			
被 害 者			(電話番号)			
	購入先企業名()				
② 人的被害内容		治療に要する期間が30日以 受する期間が30日未満のもの	- /			
③ 人的被害区分	8.聴覚又は平衡機能障害		占機能、言語機能	と器機能の	章 害	
④治 癒 状 況	1.完治 2.治療中 3.不明	全治(日間	・内入院	日間・通院	日間)	
		の交換 3.修理・点検 4.9 (他の要望なし) 8.その).要望なし	
●⑤ 被害者の要望	(内容)					
	6.引取り(代金返済) 7.	交換 3.部品交換 4.修理 慰謝料の支払 8.事故原因 害者と交渉中 12.係争中)	等の説明 9.見舞	#金の支払		
●⑥ 被 害 者 へ の 措 置	前項2.~5.において	1.有償 2.無償	被害者の	反応	1.納得 2.納1	得しない
H H 2 4H E	(内容)					
	(提示金額:	円) (支払	公金額 :		円)

(注)被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

	フリガナ
7	(姓): (名):
事故製品の所有者	(住所) (電話番号)
8製品の購入等年月日	年 月 日購入 製品の使用期間 年 ヶ月使用 1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター
及び入手先	7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他() 13.不明
9 貼付されている マーク等の名称	取扱説明書の有無 1.有 2.無 3.不明 保証書添付の有無 1.有 2.無 3.不明 保証書の有効期限 購入日・製造日より 年 月

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 (備考)
 - 2 本資料は、報告書(施行規則第3条様式第一)の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。

 - 私品の原は、超且、黎田事取に関する写真、凶手を称的すること。 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②~⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある(ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。)。上記②の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事放製品の所有者本人に同意を得る必要がある(ただし、上記②の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。)。上記①及び⑦の太線で囲まれた欄(住所については町村以下の部分に限る。)及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関のの思まれる機関のの思まれた機(任所は日本は体質の思います。大規模に対して、
 - の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とする が、既に公表されているものについては開示される。

経済産業省製品安全課製品事故対策室

郵便番号	住所	電話	FAX	
100-8912	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1707	03-3501-6201	
E-mailによる通知先		seihin-anzen@meti.go.jp		

独立行政法人製品評価技術基盤機構本部及び支所一覧

所	名	郵便番号	住 所	電話	FAX	
1 '		吸専用フリー は部に設置)	ダイヤルファックス		0120-23-2529	
E-n	E-mailによる通知先			jiko@nite.go.jp		
本	大 540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 本 阪 大阪合同庁舎第2号館別館		06-6942-1114	06-6946-7280		
部	東京	151-0066	東京都渋谷区西原2-49-10	03-3481-1820	03-3481-1934	
北海支	海道 所	060-0808	北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2324	011-709-2326	
東支	北所	983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18	022-256-6423	022-256-6434	
北関支	 東所	376-0042	群馬県桐生市堤町3-7-4	0277-22-5471	0277-43-5063	
中支	部所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-1931	052-951-3902	
北支	陸 所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-231-0435	076-231-0449	
中支	国所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館	082-211-0411	082-221-5223	
四支	国所	760-0023	香川県高松市町寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F	087-851-3961	087-851-3963	
九支	州所	815-0032	福岡県福岡市南区塩原2-1-28	092-551-1315	092-551-1329	

業務用雷気用品の一覧

電気乗物 コンデンサー誘導電動機 特定雷気用品 電気浴器用電源装置 **敷流子雷動機** くま取りコイル誘導電動機 ゴム絶縁雷線 特定電気用品以外の電気用品 その他の単相電動機 ケーブル (ゴム系のもの/導体の公称断面積が22mm²以下) かご形三相誘導電動機 ケーブル (ゴム系のもの/導体の公称断面積が22mm²を超えるもの) 電気ソーセージ焼き器 単心ゴムコード 電気茶沸器 より合わせゴムコード 電気温床線(ゴム系のもの) 袋打ちゴムコード 雷気洒かん器 蛍光灯電線 雷気湯せん器 丸打ちゴムコード ネオン雷線 毛髪加湿器 その他のゴムコード ケーブル タオル蒸し器 キャブタイヤコード (ゴム系のもの) (合成樹脂系のもの/導体の公称断面積が22mm²を超えるもの) 電気消毒器(電熱装置) ゴムキャブタイヤケーブル ビニルキャブタイヤケーブル(ゴム系のもの) 電気温床線(合成樹脂系のもの) 雷守育苗哭 金属製の電線管 雷气心卵器 合成樹脂絶縁電線 電気育すう器 一種金属製可撓電線管 ケーブル (合成樹脂のもの/導体の公称断面積が22mm²以下) ベルトコンベア 二種金属製可撓雷線管 電気製氷機 単心ビニルコード その他の金属製可撓電線管 電動脱穀機 単心ポリエチレンコード 金属製のフロアダクト 雷動もみすり機 より合わせビニルコード 一種金属製線桶 雷動わら打機 袋打ちビニルコード 二種金属製線樋 電動縄ない機 丸打ちビニルコード 金属製のカップリング 强卵機 その他のビニルコード 全屋製のノーマルベンド 洗卵機 その他のポリエチレンコード 金属製のエルボー 昆布加丁機 キャブタイヤコード(合成樹脂のもの) 金属製のティ するめ加工機 金糸コード 全屋製のクロス 雷気製めん機 ビニルキャブタイヤケーブル(合成樹脂系のもの) 金属製のキャップ 電気肉ひき機 温度ヒューズ 金属製のコネクター 雷気肉切り機 つめ付ヒューズ 金属製のボックス金属製のブッシング 電気パン切り機 管形ヒューズ その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の付属品 電気かつお節削機 その他の包装ヒューズ ケーブル配線用スイッチボックス(金属製) 雷気氷削機 タンブラースイッチ 合成樹脂製雷線管 雷気洗米機 中間スイッチ 合成樹脂製可撓管 野菜洗浄機 ロータリースイッチ ほうじ茶機 CD管 押しボタンスイッチ 包装機械 合成樹脂製等のカップリング プルスイッチ おしぼり包装機 合成樹脂製等のノーマルベンド ペンダントスイッチ 荷浩機械 合成樹脂製等のエルボー 街灯スイッチ 自動印画定着器 合成樹脂製等のコネクター 光電式自動点滅器 自動印画水洗機 合成樹脂製等のボックス その他の点滅器 事務用印刷機 合成樹脂製等のブッシング 箱開閉器 あて名印刷機 合成樹脂製等のキャップ フロートスイッチ タイムレコーダー その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品 圧力スイッチ タイトスタンプ ケーブル配線用スイッチボックス(合成樹脂製) 配線用遮断器 帳票分類機 漏電遮断器 筒形ヒューズ コレータ 栓形ヒューズ カットアウト 番号機 ランプレセプタクル リモートコントロールリレー 硬貨計数機 ャパラブルプラグボディ カットアウトスイッチ 紙幣計数機 **労工用ソケット** カバー付ナイフスイッチ ラベルタグ機械 蛍光灯用スターターソケット 分雷盤ユニットスイッチ 洗濯物什上機械 分岐ソケット 電磁開閉器 洗濯物折畳み機械 キーレスソケット ライティングダクト おしぼり巻機 防水ソケット ライティングダクト用のカップリング 自動販売機(乗車券用のものを除く。) キーソケット ライティングダクト用のエルボー 面替機 プルソケット 理髪いす ライティングダクト用のティ ボタンソケット ライティングダクト用のクロス 電気黒板ふきクリーナー その他のソケット 電気床磨き機 ライティングダクト用のフィードインボックス ねじ込みローゼット 電気靴磨き機 ライティングダクト用のエンドキャップ 引掛けローゼット サイレン ライティングダクト用のプラグ その他のローゼット 電気金切り盤 ライティングダクト用のアダプター ジョイントボックス 雷気みぞ切り機 その他のライティングダクトの附属品及び アンペア制用電流制限器 電気角のみ機 ライティングダクト用接続器 定額制用電流制限器 電気チューブクリーナー 表示器用変圧器 電気タッパー 蛍光灯用安定器 ネオン変圧器 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器 広告灯 燃焼機器用変圧器 オゾン発生器用安定器

(電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を 有するものに限り、乗車券用のものを除く。)

スチームバス田雷執哭

サウナバス用電熱器

自動販売機

(注1)上記の中には消費生活用製品の一部として組み込まれる部品も含む。(注2)今後、一般消費者の使用状況や製品の販路等を踏まえ、上記に分類されるものを消費生活用製品に変更する場合もある。

ナトリウム灯用安定器

反発始動誘導電動機

分相始動誘導電動機

コンデンサー始動誘導電動機

殺菌灯用安定器

检卵器

電子式金銭登録機

ジュークボックス

高周波ウェルダー

電気さく用電源装置

アーク溶接機

年 月 日

製品リコール開始の報告書

経済産業省商務情報政策局製品安全課長 殿

事業者名:

報告者の役職及び氏名:

下記の製品について、リコール(点検・修理・回収等)を行うこととしましたので、報告します。

記

- 1. 製品名(品名(ブランド名)を含む。)
- 2. 機種、型番、製造番号
- 3. 製造期間(輸入期間、販売期間)、製造台数(輸入台数、販売台数)、対象台数
- 4. リコールに至る経緯
- 5. リコールの対策内容(具体的に記載すること。)
- 6. 対策開始予定年月日
- 7. 当該製品使用者及び販売者に対する周知方法
- 8. 記者発表等の有無
- 9. 本件の連絡先

別添5

年 月 日

製品リコール進捗状況の報告書

経済産業省商務情報政策局製品安全課長 殿

事業者名:

報告者の役職及び氏名:

年 月 日に製品リコール開始の報告書を提出しましたが、その後の当該製品のリコール (点検・修理・回収等)の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

- 1. 製品名(品名(ブランド名)を含む。)
- 2. 機種、型番、製造番号
- 3. 対象台数、対策開始日
- 4. リコールの対策済台数 (年月日現在)
- 5. 進捗率
- 6. その他 (リコール実施方策等)
- 7. 本件の連絡先

(nite様式-1)

取扱注意

報 告 書 (製造事業者、輸入事業者用)

(注) ※印の欄には記入しないでください。

※管理番号				
※受付年月日	年	月	日	

				品名(ブラン	/ ド名)				
製品名				機種・型式	等	(生産国名:)		
事故発生年月日	至	F 月 日		午前 •	午 後		時 頃		
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.	有 2.無	製品被	医害の有無	1.有 2.無 (全損・一部破損・不明)		
	①死亡()名							
人的被害区分	②負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上のもの)()名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害()名 2.聴覚又は平衡機能の障害()名 3.嗅覚の障害()名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害()名 5.肢体不自由()名 6.循環器機能の障害()名 7.呼吸器機能の障害()名 8.消化器機能の障害()名 9.泌尿器機能の障害()名								
7.00	③負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)()名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害()名 2.聴覚又は平衡機能の障害()名 3.嗅覚の障害()名								
	6	.音声機能、言語機能又はそし .循環器機能の障害()名 .消化器機能の障害()名	3	7.呼吸器機	能の障	() () () () () () () () () ()			
	④人的被害なし								
	・同一機種に ・当該製品の)	細を記述してください。) よる類似事故の発生件数: 周辺への被害拡大の有無:1.a 績の有無:1.あり(年		(その概要) 2.なし		
事 故 内 容	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.その他((以下、詳細を記述してください。)								
	1.製造の中止 6.品質管理の 10.表示の改善	再発防止の措置 2.輸入の中止 3.販売の 食化 7.製品の回収 8.製 11.取扱説明書の改善 販売する製品及び既販品に係	品の 12.4	点検・修理 時に措置しな	9.消 ない	i費者に注意 13.その他(喚起		

Г									
	④当該事故原因を調査し	た機関	等の名種	な及び連絡	各先				
	(名称)								
	(連絡先)								
	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先								
	(名称)								
	(連絡先)								
	(認識した契機)								
事故を認識した									
契機と日	(認識した年月日)								
		年	月	日	午前・	午後	時頃		
古 妆 戏 止 相 武	● (住所)								
事故発生場所	(具体的場所)								
当該型式品の	(時期): 年	月	日	から	年	月	日まで		
製造時期及び数量	(数量) :								
当該型式品の	(時期): 年	月	日	から	年	月	日まで		
輸入時期及び数量	(数量):			, ,	*		H . h		
当 該 型 式 品 の 販売時期及び数量	(時期): 年 (数量):	月	<u>H</u>	から	年	月	日まで		
	(名称):								
	(石が)・ (報告者の業種) 1 .製造	上車業去	9	2.輸入事	坐				
	(届出の有無) 1.あり	- •			K1)	2.なし	
	(所在地):	(100000	0. 0 [21]	. н .				2.00	
	(電話番号):								
製造・輸入事業者の 名称及び所在地	(担当部署):								
	(担当部署電話番号):								
	● (担当者役職) :								
	●(担当者氏名):								
所属の業界団体名 及び同所在地	(名称)								
	(住所):	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		
	(電話番号):								
(Mt-de) = = m/se = 1 % s ; ;									

⁽備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 (注)・●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

(nite様式-1) 補足資料

	フリカ゛ナ		性別	1.男 2.女
1	(姓)	(名)		● (年齢: 歳)
被害者	(住所)		(電話番号)	
	購入先企業名()		
② 人的被害区分	15.泌尿器の機能の障害	9.嗅覚機能の障害 器機能の障害 13.呼	10.音声機能、言語機 吸器機能の障害 14	
③ 治 癒 状 況	1.完治 2.治療中 3.	不明 全治(日間・内入院	日間・通院 日間)
●④ 被害者の要望		提品の交換 3.修理・点 対罪(他の要望なし)	i検 4.引取り(代金 8.その他(返済) 5.慰謝料) 9.要望なし
	(内容)			
	6.引取り(代金返済)		故原因等の説明 9.	.部品提供 見舞金の支払 謝罪
●⑤被害者への措置	前項2.~5.において	1.有償 2.無償	被害者の反応	1.納得 2.納得しない
	(内容)			
	(提示金額:	円) (支	江払金額:	円)

(注) ①~⑤については、被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入してください。

	フリカ゛ナ								
6	(姓):		(名):						
事故製品の所有者	(住所)					(電話番	号)		
7)	年	月	日購入	製品	品の使用	期間	年		ヶ月使用
型 製品の購入等 年月日及び入手先	1.デパート 7.通信販売 12.その他(2.スーパーマー 8.中古品販売店		3.一般商店 脊組織等 13.不明	5 4.특 10.製造	専門店 事業者	5.量販店 11.輸入		5.ホームセンター 者
⑧貼付されているマーク等の名称			保証書流	月書の有無 系付の有無 の有効期限	1.有 1.有 購入日	2.無 2.無 ・製造日	3.不明 3.不明 より	年	月

- (備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 (注) ・報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付してください。
 ・上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を②~⑤の欄の情報と併せてniteに提供することを、被害者本人に同意を得る必要があります(ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)。
 ・上記⑥の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑦の欄の情報と併せてniteに提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要があります(ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)。
 ・上記①、⑥の太線で囲まれた欄(住所については町村以下の部分に限る。)及び●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

(nite様式-2)

通知書

(注) ※印の欄には記入しないでください

取扱注意

(販売事業者、リース事業者、設置工事事 業者、修理事業者、関係団体、地方公共 団体(消費生活センター等を含む。)用)

ALL MINISTRACTOR CONTROL OF THE CONT						
※管理番号						
※受付年月日	年	月	日			

製 品 名 品名 (ブランド名)	
機種・型式等	生産国名:
製品に付されてい る表示又はマーク	取扱説明書の有無 有 ・ 無
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所	● (住所) (具体的場所)
被 害 者	●氏名: 性別: 男 · 女 ●年齢: 才
火災の有無	1. 有 2. 無 一 酸 化 炭 素 中 毒 の 有 無 1. 有 2. 無
70 00 11 M	1. 死亡()名 2. 負傷又は疾病(全治30日以上のもの)()名 3. その他軽傷又は疾患(病院治療()名・家庭内治療()名)
人 的 被 害 の 概 要	1. 骨折 2. 打撲 3. 裂傷 4. 擦過傷 5. 火傷 6. 皮膚障害 7. 視覚障害 8. 聴覚又は平衡機能障害 9. 嗅覚機能の障害 10. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11. 肢体不自由 12. 循環器機能の障害 13. 呼吸器機能の障害 14. 消化器機能の障害 15. 泌尿器の機能の障害 16. 一酸化炭素以外の中毒() 17. 窒息 18. 感電 19. その他()
	□人的被害なし
人的被害以外 の被害状況	1. 製品破損の有無 有 ・ 無 2. 当該製品の周辺への被害拡大の有無 有 (その内容) ・ 無
製品の購入 及び使用状況	購入年月日: 年 月 日 使用期間: 年 ヶ月(日) 購入先:
事 故 内 容	(詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。)
事 故 原 因 (貴所における所見)	
●被害者の要望	1. 被害金額の弁償 2. 製品交換 3. 修理・点検 4. 引き取り (代金返済) 5. 慰謝料 6. 調査・原因究明 7. 謝罪 (他になし) 8. その他 ()
製造事業者等の 名称及び所在地	(名称):(業種) 1. 製造事業者2. 輸入事業者3. 発売元4. その他
	(所在地): (電話番号): ●(担当者氏名):
通知書作成者	(名称・機関名) e-mail:
	(住所) (電話番号): (FAX):
事故品の提供 及び事故品の解体 についての確認	事故品提供について(事故品をniteに提供していただけますか。)→ 可 · 否 事故品返却について(提供いただける場合は、返却する必要がありますか。)→ 要 · 否 事故品解体について(試験によって解体してもよろしいですか。)→ 可 · 否

 ⁽備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 (注) ・通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載(住所については町村以下の部分に限る。)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

(nite様式-3)

niteへの製品事故連絡票 (消費者用)

取扱注意

製 品 名	メーカー名
品名(ブランド名)	機種·型式等 (生産国名)
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所	● (住所) (具体的場所)
●事故通報者	氏名: e-mail: 被害者との関係: 被害者の性別: 男 ・ 女 被害者の年齢: 才
火災の有無	1. 有 2. 無 一 酸 化 炭 素 中 毒 の 有 無 1. 有 2. 無
	1. 死亡()名 2. 負傷又は疾病 (全治30日以上のもの)()名 3. その他軽傷又は疾患 (病院治療()名・家庭内治療()名)
人的被害の概要	1. 骨折 2. 打撲 3. 裂傷 4. 擦過傷 5. 火傷 6. 皮膚障害 7. 視覚障害 8. 聴覚又は平衡機能障害 9. 嗅覚機能の障害 10. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11. 肢体不自由 12. 循環器機能の障害 13. 呼吸器機能の障害 14. 消化器機能の障害 15. 泌尿器の機能の障害 16. 一酸化炭素以外の中毒() 17. 窒息 18. 感電 19. その他()
	□人的被害なし
人的被害以外 の被害状況	1.製品破損の有無 有 ・ 無 2.当該製品の周辺への被害拡大の有無 有 (その内容) ・ 無
製品の購入時期 及び使用状況	購入年月日: 年 月 日 使用期間: 年 ヶ月(日) 購入先:
事 故 内容	(詳細を記述してください。書ききれない場合は別紙に記載いただいても結構です。)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ・提供いただいた個人情報は、事故調査以外の目的に使用しません。なお、●印の項目の記載(住所については町村以下の部分に限る。)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。 (注)
 - ・当連絡は、事故の再発・未然防止に役立てるため調査結果をホームページで公表しております。調査結果はホームページを御覧く
 - ・本事故情報収集制度は、事故に遭われた方々の個別救済制度ではありません。

★御連絡は、次のフリーダイヤルファクシミリを御利用ください。:0120-23-2529

新しい消費生活用製品安全法について

〜製品事故情報の報告・公表制度が始まります〜

経済産業省

本資料は経済産業省より出され、改正消費生活用製品安全法 の説明会において使用されたパンフレットです。

「消費生活用製品」とは

- ◆消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)において、**『消費生活用製品**』とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く。)」(法第2条)と定義されています。
- ◆また、製造事業者又は輸入事業者が業務用として製造又は輸入している製品であっても、その製品の 仕様や販路等から判断して、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用 できるような製品は、消費生活用製品と解されます。
- ◆なお、消安法以外の他の法令で個別に安全規制が図られている製品は、「別表に掲げるもの」として 消費生活用製品から除外されています。このため、別表に掲げられた製品で重大事故が発生した場合 には、消安法に基づく事故報告の義務は発生しません。

★消費生活用製品安全法 (別表)

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項又は第二十九条の規定の適用を受ける船舶
- 二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規定する**食品**及び同条第二項 に規定する**添加物**並びに同法第六十二条第二項に規定する**洗浄剤**
- 三 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の二第一項に規定する**検定対象機械器具** 等及び第二十一条の十六の二に規定する**自主表示対象機械器具等**(いわゆる、消火器具等をいいます。)
- 四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する**毒物**及び同条第 二項に規定する**劇物**
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両
- 六 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第四十一条に規定する容器
- 七 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二条第二項に規定する猟銃等
- 八 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する**医薬品、**同条第二項に規定 する**医薬部外品**、同条第三項に規定する**化粧品**及び同条第四項に規定する**医療機器**
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その 製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体につい て危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

★消費生活用製品安全法施行令

(消費生活用製品から除かれる製品)

第十三条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三 (第十三条関係)

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る**物件** (例えば、船舶用機関及び船舶用品等をいいます。)
- 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)道路運送車両法第四十一条各号に掲げる自動車の装置及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる原動機付自転車の装置 (例えば、タイヤ、タイヤチェーン、窓ガラス、ヘッドライト、方向指示器、チャイルドシート、スキーキャリア、カーナビ、カーステレオ等をいいます。)

「製品事故」とは

- ◆消安法において、『製品事故』(法第2条第4項)とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故の うち、
 - ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、
 - ②消費生活用製品が減失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの、

のいずれかであって、<u>消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のも</u>のをいいます。

換言すれば、<u>製品の欠陥*によって生じた事故でないことが誰の目から見ても明々白々な事故は</u>、この法律における製品事故には該当しないということです。

- ◆ただし、製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否かは、実際、なかなか判断に 迷う場合があります。消安法において製品事故に当たらない事故として、具体的に以下のものが挙げ られます。
 - (1) 自動的に製品事故から除外されるもの
 - ①製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合(例:包丁という製品を使用して、他人を傷つけ、大けがを負わせた場合。当然ながら、これは、包丁の使用による製品事故には該当しません。)
 - ②製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合(例:自転車という製品を使用中に、背後から来た自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは、自転車の使用による製品事故には該当しません。)
 - (2) 除外されるかどうかケース・バイ・ケースで判断をしなければ判断できないもの
 - 一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故なのかということについて、個別に判断を行うこととしています。
 - (例:天ぷら鍋を自動消火装置のついていないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故。) 【消費者の重過失と考えられるため、製品事故に該当しない。】
 - (例:ホームセンターで売られている比較的安価なシュレッダーにおいて、家庭で子供が指を切断した事故。)【家庭で使用されていることが想定されながら、紙の投入口が子供の指のサイズを考慮して設計・製造されていなかったことや、投入口の材質が柔らかく、たわんで指が入るなど、製品の欠陥がないことが明白とはいえないため、製品事故に該当する。】
- ◆製品事故から除外される事故事例については、経済産業省のウェブサイト上で順次公開し、事例の蓄積を図りながら、安定的な制度運用に努めていきます。
 - *「製品の欠陥」には、製造上の欠陥や設計上の欠陥のほか、指示・警告上の欠陥も含まれます。

「重大製品事故」とは

◆『**重大製品事故**』とは、現在、施行令の改正作業を進めていますが、<u>製品事故のうち危害が重大な</u> もの(法第2条第5項)であって、具体的には、以下の事故を対象とする予定です。

★重大製品事故とは、

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。
 - ○死亡事故
 - ○重傷病事故(治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病)又は後遺障害事故
 - ○一酸化炭素中毒事故
- ②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大 な危害が生ずるおそれのあるもの。
 - ○火災 (消防が火災として確認したもの)

事業者の事故報告義務

◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生 じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければ なりません。(法第34条第1項)

このため、製造事業者又は輸入事業者は、消費者や販売事業者等からもたらされる製品事故に関する情報について、しっかり受け止め、真摯に対応することが不可欠です。

- ◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、**重大製品事**故が生じたことを知ったときは、発生の 事実を知った日から起算して10日以内に、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を経済産業省に 報告しなければなりません。これは、企業規模を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の製造 事業者又は輸入事業者は、事故報告義務を負うことになります。
- ◆報告項目は、事故発生日、被害の概要、事故の内容、製品の名称、機種・型式、製造・輸入・販売数 及びその時期、事故を認識した契機と日、事故原因、事故への対応などです。
- ◆事故報告の窓口は、報告の迅速性や事業者の利便性等を考慮して一個所に集約しました。**経済産業省** (本省)製品事故対策室*に報告をして下さい。
- ◆報告の様式は、省令で定めることとしています。当該様式を経済産業省のウェブサイトからダウンロードできるようにします。なお、ウェブサイトから電子的に直接提出できます。*

※生活安全ジャーナル発行時の新しい情報です。

重大製品事故以外の報告(参考)

◆また、<u>重大製品事故以外の製品事故</u>を知った場合には、**独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE**)に報告して下さい。

なお、NITEの報告先は、フリーダイヤルFAX: 0120-23-2529です。

詳細は、NITE事故情報ページ (http://www.iiko.nite.go.ip/) を御覧下さい。

経済産業省による公表

- ◆経済産業省は、<u>重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要がある</u>と認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表します*1。(法第36条第1項)
- ◆重大製品事故の具体的な公表方法は、以下のとおりです。
- (1) ≪<u>ガス機器・石油機器による重大製品事故</u>≫ 報告後直ちに、事業者名、製品の名称、事故の内容 等を記者発表**²するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
- (2) ≪その他の消費生活用製品による重大製品事故≫
- i) 製品起因の事故であることが疑われる場合、報告後直ちに、①製造事業者又は輸入事業者に対し再発防止策を求めるとともに、②事業者名、機種・型式名、事故の内容、消費者の危険回避に資する事項等を記者発表するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
- ii) 製品起因の事故か否かが不明な場合には、以下のような公表方法となります。
 - 【第1ステップ】経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者から報告を受けてから、明らかに報告対象でない事例等を除き、原則、1週間以内に①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を経済産業省のウェブサイトで公表し、事故発生の概要について記者発表を行います。
 - 【第2ステップ】<u>報告を受けた事故情報をさらに分析し、製品起因が疑われる場合</u>には、上記i)と 同様に公表等を行います。
 - ※<u>これら以外の事故</u>については、製品が原因であるとは断定できないことについて第三者委員会(後述)での判定を経た上で、製品安全に資する情報提供の観点から、事業者名、型式名等を経済産業省のウェブサイトにて判定の結果を付して情報提供を行います**。
- ◆いずれにせよ、製品起因の可能性が完全に払拭されない事故については、然るべき理由が付された上で、事業者名、事故概要等について何らかの形で公表されることとなります。
- ◆経済産業省では、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性について 定期的に確認するため、外部委員からなる第三者委員会**。を設置し、四半期に一度の頻度で経済産業 省の運用状況をチェックすることとしています。これにより、行政の恣意的な裁量をできるだけ制限 し、透明性の高い制度運用に努めます。
 - ※1公表に当たり必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に技術上の調査を行わせる こととしています。(法第36条第2項)
 - ※2本資料において「記者発表を行う」と言った場合、資料を配布し、記者に口頭説明を行う場合と、資料配付のみを行う場合があります。
 - ※ 3 消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

報告義務を怠っていると疑われる場合

◆経済産業省は、何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、事故の概要等に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名を、第一ステップを経ることなく、直ちにウェブサイトで公表するとともに、必要に応じて、記者発表を行います。

「体制整備命令」とは

- ◆さらに、経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故の報告を怠ったり、又は虚偽の報告をした場合には、当該製造事業者又は輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内の体制を整備するよう命令(体制整備命令(法第37条))を発動することとしています。
- ★消費生活用製品安全法(抜粋)

(体制整備命令)

第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

罰則

◆製造事業者又は輸入事業者が、上記の体制整備命令に違反した場合には、1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金に処されます。また、これらが併科されることもあります。(法第58条第5号)

販売事業者

- ◆小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集 し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。(法第34条第1項)
- ◆加えて、小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)
- ◆販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う製品回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置について、当該製品の販売停止、在庫情報の提供等を通じて、当該措置に協力するよう努めなければならない。特に、危害防止命令(法第39条)等が発動されている場合は、販売事業者は製造事業者等に協力しなければなりません。(法第38条第2項及び第3項)
 - (※)「危害防止命令」(法第39条)とは、

消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを国(経済産業大臣)が命ずることです。

なお、危害防止命令は、改正前の「緊急命令」に当たるものです。

修理事業者

◆修理事業者は、その修理に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、 その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。 (法第34条第2項)

設置工事事業者

◆設置工事事業者は、その設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った ときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなり ません。(法第34条第2項)

事故情報を知るには

- ◆経済産業省に報告された重大製品事故に関する情報を消費者がタイムリーに入手できるようにするため、経済産業省のウェブサイトから常に最新の重大製品事故情報が得られるようにします。同様に、製品リコール情報等についても、経済産業省のウェブサイトから情報が得られるようにします。なお、緊急性の高い製品事故については、経済産業省が記者発表を行うこととしています。
- ◆また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のウェブサイトにおいても、製品事故やリコールに関する最新情報が掲載されています。

申出制度

- ◆消費生活用製品の安全性の確保に関して、必要な措置がとられていないことにより、一般消費者の生命又は身体に対して危害が発生するおそれがあると認めるときには、直接的な利害関係者のみならず、個人、法人、団体を問わず、どなたでも主務大臣(経済産業大臣)に対して申出を行うことができます。(法第52条)
- ◆経済産業省は、こうした申出がなされた場合には、その申出の事実を確かめ、事実である場合には、 消安法に基づいた措置等を適切に行う義務が課されています。

★消費生活用製品安全法(抜粋)

(主務大臣に対する申出)

- 第五十二条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が 事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

製品安全自主行動計画策定のための ガイドライン

経済産業省

3月2日、経済産業省より出された「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン(製品安全自主行動指針)」です。 製品安全の確保に向けた事業者自らの自主的かつ自律的取組を促すため、

製造事業者に係る自主行動指針

消費生活用製品の製造事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSRレポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

関係業界団体にあっては、以下に掲げる対応を会員企業及び団体自らもとるよう努めるとともに、必要に応じ当該業界の製品特性に応じた対応をとるための指針を明確にする業界団体としての自主行動計画を策定し、それに沿って行動することが望まれる。

なお、これらの自主行動計画は、自社製品だけでなく、他の製造事業者等の製品に係る事故の実態や 科学技術の進展等を踏まえ、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。その際、第 三者専門機関等の助言を得ることも有効であろう。

01.企業トップの意識の明確化について

- ★ (1) 性能の高度化や製品コストの低減を追求するだけではなく、消費者に安全な製品を供給し、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。
 - (2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム(取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制)構築の基本方針を取締役会で議決し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

- (1) リスク管理体制の整備
 - ① 誤使用も含めた製品の使用に伴うリスクの洗い出しを行い、そのリスクを評価し、その結果を製品の設計、部品、警告ラベル、取扱説明書にフィードバックする等、継続的な製品安全向上に努めること。
 - ② 製品の安全基準、品質管理、原材料や部材の調達先の把握、その調達先との製品仕様に関する情報共有体制、事故報告マニュアル、苦情対応マニュアル、製品回収等のリコール発動要件等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。
- ★ ③ 品質管理にとどまらず、原材料や部材の調達、製品の製造、製品の販売等において、社内

- の部署を横断的に指示できる権限を有する製品安全担当部署を設置すること。
- ④ 重大製品事故の発生等により消費者が大きな被害に遭う場面を想定した緊急対応マニュアルを作成し、実効性ある緊急時の体制を整備すること。
- ⑤ 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制を整備するとともに、自主行動計画の実 効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施すること。 また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部 監査手法等を見直すこと。

(2) 情報の収集・伝達・開示等の取組について

- ① 製品事故等(欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故)の情報について、消費者や販売事業者、業界団体等からの積極的な収集体制を整備すること。その際、消費者や販売事業者から見て受付窓口を明確にする等の体制を整備すること。
- ② 製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。
- ③ 製品事故等の情報について、消費者、販売事業者等の社外の関係者に対する開示体制を整備すること。
- ④ 製品事故等の情報について、販売事業者等の社外の関係者との間で情報を共有し、共用できるような体制を整備すること。
- ★ ⑤ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。
 - ⑥ 製品事故等の情報について、消費者の安全・安心を第一として消費者に対して迅速かつ適切に開示すること。
- ★ ⑦ 製品事故等の情報について、販売事業者、修理・設置工事事業者等の製造事業社外の関係 者に対して迅速かつ適切に開示すること。
 - ⑧ 製品事故等の情報について、事故等が製品の部材に起因すると認められる場合においては、 可能な範囲で、当該部材を使用している他の製造事業者等に対して開示すること。
 - ⑨ 製品事故等の情報を提供した販売事業者や同一製品を扱う取引先販売事業者に対し、当該 情報に基づき行った対応策をフィードバックすること。
- ★ ⑩ 国への報告義務となっていない重大製品事故以外の製品事故等についても、積極的に独立 行政法人製品評価技術基盤機構 (nite) へ報告すること。
 - ① グループ企業や業界団体においては、製品事故等の情報をグループ企業又は業界団体各会 員から収集・集約し、適切に公表すること。

(3) 製品回収等の取組について

- ① 製品回収対応マニュアルを作成し、速やかで実効性のある製品回収実施体制を整備すること。
- ② 重大製品事故が発生する等の事態に至った場合、消費者の安全を確保し企業としての社会 的責務を果たす観点から、速やかに製品回収等の対応をとること。
- ③ 製品事故等の情報を基に、製品の設計、部品、警告ラベルや取扱説明書の改良にフィード バックすることにより、製品事故等の再発防止に努め、継続的に製品安全を向上させる こと。
- ④ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、製品の誤使用に関する情報の提供や、国等が主催する啓発活動への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。
- ★ ⑤ 製品回収等の緊急時において、資金的に十分に対応できないおそれがある場合は、保険への加入を検討する等により、体制を整備すること。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

輸入事業者に係る自主行動指針

消費生活用製品の輸入事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSRレポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

関係業界団体にあっては、以下に掲げる対応を会員企業及び団体自らもとるよう努めるとともに、必要に応じ当該業界の製品特性に応じた対応をとるための指針を明確にするため、業界団体としての自主行動計画を策定し、それに沿って行動することが望まれる。

なお、これらの自主行動計画は、自社で輸入する製品だけでなく、他の輸入事業者等の製品に係る事故の実態や科学技術の進展等を踏まえ、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。 その際、第三者専門機関等の助言を得ることも有効であろう。

01. 企業トップの意識の明確化について

★ (1) 高性能な製品や低廉な製品を輸入することを追求するだけではなく、消費者に安全な製品を供

給し、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に 「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

(2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム(取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制)構築の基本方針を取締役会で議決し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

- (1) リスク管理体制の整備
 - ① 製品の輸入の際に、海外の製造事業者から誤使用も含めた製品のリスクアセスメントの結果を入手し、そのリスクを国内の使用環境に照らして評価し、その結果を海外の製造事業者に対して製品の設計、部品、警告ラベル、取扱説明書にフィードバックする等、継続的な製品安全向上に努めること。
 - ② 製品輸入時の安全確認、品質管理(輸送、保管等)、原材料や部材の調達先の把握、当該調達先との製品仕様に関する情報共有体制、事故報告マニュアル、苦情対応マニュアル、製品回収等のリコール発動要件等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。
- ★ ③ 社内の部署を横断的に指示できる権限を有する製品安全担当部署を設置すること。
 - ④ 重大製品事故の発生等により消費者が大きな被害に遭う場面を想定した緊急対応マニュアルを作成し、実効性ある緊急時の体制を整備すること。
 - ⑤ 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制を整備するとともに、自主行動計画の実 効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施すること。 また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部 監査手法等を見直すこと。
- (2) 情報の収集・伝達・開示等の取組について
 - ① 製品事故等(欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故)の情報について、海外の製造事業者、 消費者、販売事業者、業界団体等からの積極的な収集体制を整備すること。その際、消費 者や販売事業者から見て受付窓口を明確にする等の体制を整備すること。
 - ② 製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。

- ③ 製品事故等の情報について、消費者、販売事業者等の社外の関係者に対する開示体制を整備すること。
- ④ 製品事故等の情報について、海外の製造事業者、販売事業者等の社外の関係者との間で情報を共有し、共用できるような体制を整備すること。
- ★ ⑤ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。
 - ⑥ 製品事故等の情報について、消費者の安全・安心を第一として消費者に対して迅速かつ適切に開示すること。
- ★ ⑦ 製品事故等の情報について、販売事業者、修理・設置工事事業者等の社外の関係者に対して迅速かつ適切に開示すること。
 - ⑧ 製品事故等の情報について、事故等が製品の部材に起因すると認められる場合においては、 可能な範囲で、当該部材を使用している他の輸入事業者等に対して開示すること。
 - ⑨ 製品事故等の情報を提供した販売事業者や同一製品を扱う取引先販売事業者に対し、当該情報に基づき行った対応策をフィードバックすること。
- ★ ⑩ 国への報告義務となっていない重大製品事故以外の製品事故等についても積極的に独立行政法人製品評価技術基盤機構 (nite) へ報告すること。
 - ① グループ企業や業界団体においては、製品事故等の情報をグループ企業又は業界団体各会 員から収集・集約し、適切に公表すること。

(3) 製品回収等の取組について

- ① 製品回収対応マニュアルを作成し、速やかで実効性のある製品回収体制を整備すること。
- ② 重大製品事故が発生する等の事態に至った場合、消費者の安全を確保し企業としての社会的責務を果たす観点から、速やかに製品回収等の対応をとること。
- ③ 製品事故等の情報を基に、海外の製造事業者に対し、自社で販売する製品の設計、警告ラベルや取扱説明書の改良にフィードバックすることにより、製品事故等の再発防止に努め、継続的に製品安全を向上させること。
- ④ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、製品の誤使用に関する情報の提供や、国等が主催する啓発活動への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。
- ★ ⑤ 製品回収等の緊急時において、資金的に十分に対応できないおそれがある場合は、保険へ の加入を検討する等により、体制を整備すること。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

修理・設置工事事業者に係る自主行動指針

消費生活用製品の修理・設置工事事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSRレポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

この自主行動計画は、新製品の開発等の技術進歩等を踏まえ、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。その際、第三者専門機関等の助言を得ることも有効であろう。

01. 企業トップの意識の明確化について

- ★ (1) 利便性の向上のための施工を追求するだけではなく、安全に稼働する修理・設置工事を通じて、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。
 - (2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム(取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制)構築の基本方針を取締役会で議決し、 事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

- (1) リスク管理体制の整備
 - ① 修理・設置工事が原因となり得る製品事故発生リスクの洗い出しを行い、そのリスクを評価し、その結果を修理・設置工事の方法等にフィードバックすることにより、継続的な製品安全向上に努めること。
 - ② 製品の修理・設置工事基準、苦情対応マニュアル等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。
 - ③ 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制や施工者のスキルとモラルを持続的に向上させるための教育・研修体制を整備するとともに、自主行動計画の実効性が確保されて

いるかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施すること。また、教育・研 修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部監査手法等を見 直すこと。

(2) 情報の収集・伝達・通知等の取組について

- ① 製品事故等(欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故)の情報について、消費者や販売事業者からの積極的な収集体制を整備すること。
- ② 製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。
- ③ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対する通知体制を整備すること。
- ④ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者との間で情報を共 有できるような体制を整備すること。
- ★ ⑤ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。
- ★ ⑥ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対して迅速かつ 適切に通知すること。

(3) 修理・設置工事等の取組について

- ★ ① 安全性レベルが低下する修理・設置工事は消費者の希望があったとしても絶対に行わない 等、施工者のモラルを維持すること。
- ★ ② 製品事故等の情報を基に、修理・設置工事方法にフィードバックすることにより、継続的 に製品安全を向上させること。
- ★ ③ 製造事業者、輸入事業者が行う製品改修に協力すること。また、その際、購入者が分かる 場合には、製造事業者、輸入事業者と協力して直接製品改修をすることや、個人情報保護 に配慮しつつ製造事業者、輸入事業者に購入者を伝えること等により、製品改修が円滑に 行われるよう積極的に対応すること。
 - ④ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、国等が主催する啓発活動 への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

販売事業者に係る自主行動指針

消費生活用製品の販売事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSRレポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

関係業界団体にあっては、以下に掲げる対応を会員企業及び団体自らもとるよう努めるとともに、必要に応じ当該業界の製品特性に応じた対応をとるための指針を明確にする業界団体としての自主行動計画を策定し、それに沿って行動することが望まれる。

なお、これらの自主行動計画は、自社が販売する製品だけでなく、販売手法の変化等を踏まえ、定期 的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。その際、第三者専門機関等の助言を得ること も有効であろう。

01. 企業トップの意識の明確化について

- ★ (1) 高性能な製品や安価な製品を販売することを追求するだけではなく、消費者に安全な製品を販売し、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。
 - (2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム(取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制)構築の基本方針を取締役会で議決し、 事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

- (1) リスク管理体制の整備
 - ① 苦情対応マニュアル、製品回収等のリコール発動要件等を含めた製品安全の確保のために 必要な各種規程類を策定すること。
 - ② 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制を整備すること。
- (2) 情報の収集・伝達・通知等の取組について
 - ① 製品事故等(欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故)の情報について、消費者や修理・設置工事事業者からの積極的な収集体制を整備すること。

- ② 各店舗で受け付けた事故情報を本部に迅速に伝達し、各店舗間で共有する等、製品事故等 の情報について、社内への伝達体制を整備すること。
- ③ 製品事故等の情報について、直接情報を提供する方法も含め、消費者や修理・設置工事事業者に対する情報提供体制を整備すること。
- ★ ④ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。
- ★ ⑤ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対して迅速かつ 適切に通知すること。また、事故原因に関連する情報を製造事業者、輸入事業者から収集 するよう努めること。
 - ⑥ グループ企業や業界団体においては、製品事故等の情報をグループ企業又は業界団体各会 員から収集・集約し、製造事業者、輸入事業者にフィードバックしつつ、必要に応じ適切 に公表すること。
 - ② 製造事業者、輸入事業者の協力の下、誤使用に関する情報提供を含め、製品の安全な使用 方法を広く消費者に普及させること。

(3) 製品回収等の取組について

- ① 重大製品事故が発生する等の事態に至った場合、消費者の安全を確保し企業としての社会的責任を果たす観点から、製造事業者、輸入事業者が行う製品回収に協力すること。また、その際、購入者が分かる場合には、製造事業者、輸入事業者と協力して直接製品回収をすることや個人情報保護に配慮しつつ製造事業者、輸入事業者に購入者を伝えること等により、製品回収が円滑に行われるよう積極的に対応すること。
- ② 製品事故等の情報を基に、安全性の観点から仕入れの見直しを行う等により、継続的に製品安全を向上させること。
- ③ 製品の安全性向上策に関する提案等を製造事業者、輸入事業者に行うこと。
- ★ ④ 消費者からの相談に対して、製品の安全面でのフォローアップを行うこと。
 - ⑤ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、国等が主催する啓発活動 への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

NITE安全の視点

グラフで見る四半期報

事故情報収集制度における 事故情報の調査結果及び 収集状況について (平成18年度第2四半期)

はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE:ナイト)は、消費生活用製品等に関する事故情報の収集を行い、その事故原因を調査究明し、さらにその結果を公表することによって、事故の未然・再発防止を図り、国民生活の安全・安心の実現に貢献しています。

情報収集に当たっては、経済産業省が、製造・輸入事業者、地方公共団体、消費生活センター、消費者団体等に対して、事故情報をNITEに通知するよう働きかけています。

また、NITEは独自に地域関係機関から 情報収集を行うとともに関連する新聞情報を 日々収集しています。

NITEは、これら関係機関等から通知された事故情報と自ら収集した事故情報のすべてについて、通知者、製造・輸入事業者等から事実関係等を聴取するほか、事故発生現場の確認や事故品の入手等に努めるとともに、必要に応じて事故の再現テスト等を実施して技術的な調査及び評価を行い、事故原因の究明と事業者の再発防止措置の評価を行っています。

これらの事故情報やその調査状況・調査結果は、NITEから随時経済産業省に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表しています。また、必要な場合には経済産業省から事業者や業界に対して行政上の措置が講じられます。

生活安全ジャーナル編集事務局

本報告書は、こうした事故情報収集制度に基づき、平成18年度第2四半期(平成18年7月~9月)において、NITEが事故情報に関し調査、確認、評価を行った上で、専門家により構成される事故動向等解析専門委員会による検討を経た結果及びNITEが収集した事故情報の収集状況について取りまとめたものです。

I . 事故情報調査結果

平成18年度第2四半期中に事故原因等の調査が終了し、事故動向等解析専門委員会の審議を終えたものは439件ありました。その内訳は、平成16年度までの収集分3件、平成17年度収集分257件、平成18年度収集分179件です。

1. 製品区分別事故原因

期間中に調査が終了した事故情報を年度 ごとに製品区分別、事故原因区分別に示し たものが表1です。

「E. 誤使用や不注意によるもの」が多く見られ、燃焼器具が大きな原因となっています。

表 1 製品区分別事故原因

(平成18年度第2四半期分)

					件 数(件)				
\					事故原因区分			,	
	製品区分	製品	品に起因する事	故	製品	に起因しない	事故		合 計
年度		は表示等に問題	B.製品及び使い 方に問題があっ たもの	C.経年劣化よる もの	D.施工、修理又 は輸送等に問題 があったもの	E.誤使用や不注 意によるもの		G.原因不明のも の	
平成	家庭用電気製品	0	0	0	1	1	0	0	2
116	燃焼器具	0	0	0	0	1	0	0	1
年度	合 計	0	0	0	1	2	0	0	3
	家庭用電気製品	12	1	8	4	28	3	23	79
	台所・食卓用品	3	0	0	0	0	1	0	4
	燃焼器具	0	1	1	5	96	0	30	133
	家具・住宅用品	0	1	0	0	2	0	0	3
平 成 17	乗物・乗物用品	17	0	0	1	5	0	9	32
17	身のまわり品	0	0	0	0	1	0	1	2
年度	保健衛生用品	0	0	0	0	1	0	0	1
/Z	レジャー用品	0	0	0	0	0	0	2	2
	乳幼児用品	0	0	0	0	0	0	1	1
	繊維製品	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	32 ^(**1)	3	9	10	133 ^(**2)	4	66	257 (**3)
	家庭用電気製品	15	3	0	2	15	2	14	51
	燃焼器具	0	0	2	0	103	0	8	113
平	家具・住宅用品	1	0	0	0	1	0	2	4
成	乗物・乗物用品	2	0	0	0	3	0	0	5
18 年	身のまわり品 保健衛生用品	1	0	0	0	2	0	0	3
度	保健衛生用品	1	0	0	0	1	0	0	2
	レジャー用品	0	0	0	0	0	0	1	1
	合 計	20 (**4)	3	2	2	125 ^(**5)	2	25	179 ^(※6)
				合 言	†				439

図1は※3と※6を合計したもの、図2は※1と※4を合計したもの、図3は※2と※5を合計したもの

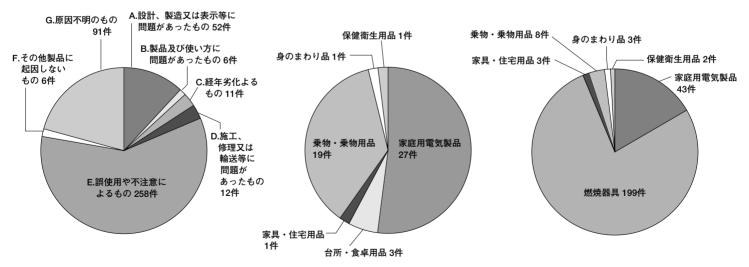


図1 事故原因区分による事故件数 (平成17年・18年度分、合計436件)

図 2 A. 設計、製造又は表示等に問題があったもの (平成17年・18年度分、合計52件)

図3 E. 誤使用や不注意によるもの (平成17年・18年度分、合計258件)

2. 事故原因別被害状況

期間中に調査が終了した事故情報を年度ご とに事故原因別に被害状況を整理したものが 表2です。 「E. 誤使用や不注意によるもの」のなかで、重大事故(死亡、拡大被害)が顕著となっています。

表 2 事故原因別被害状況

(平成18年度第2四半期分)

		被害状况		人的被害			物的被害		合計
		事故原因区分	死 亡	重傷	軽 傷	拡大被害	製品破損	被害なし	古訂
	製す	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	0	0	0	0	0	0
	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	0	0	0	0	0	0
平	因故	C.経年劣化によるもの	0	0	0	0	0	0	0
平成	製品に	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	0	0	0	1	0	0	1
16 年 度	品 に 起事	E.誤使用や不注意によるもの	0	0	0	2	0	0	2
度	因故	F.その他製品に起因しないもの	0	0	0	0	0	0	0
		G.原因不明のもの	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	0	0	0	3	0	0	3
	製士	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	1	17	11	3	0	32
	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	0	1	1	0	1	3
平	因故	C.経年劣化によるもの	0	0	0	6	3	0	9
平成	製品に起因しない事故	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	1	0	3	4	2	0	10
17 年 度		E.誤使用や不注意によるもの	9	6	32	78	6	2	133
度		F.その他製品に起因しないもの	0	0	1	2	1	0	4
		G.原因不明のもの	8	3	9	32	11	3	66
		合 計	18	10	63	134	26	6	257
	製す	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	0	1	13	5	1	20
	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	0	0	3	0	0	3
平	齿故	C.経年劣化によるもの	0	0	0	2	0	0	2
平成	製品にい	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	0	0	0	2	0	0	2
18 年 度	前に事	E.誤使用や不注意によるもの	3	3	33	81	4	1	125
度	因故	F.その他製品に起因しないもの	0	0	0	2	0	0	2
		G.原因不明のもの	4	0	4	16	1	0	25
		合 計	7	3	38	119	10	2	179

3. 製品区分別再発防止措置等の実施状況

製品に起因する事故(平成17年度:44件、 平成18年:25件)について、製造事業者等に よる事故の再発防止措置が行われたものは、 平成17年度32件、平成18年度22件となってい ます。

事故の再発防止措置は、既に製造を終了しており、他に同種事故が発生していないもの

などを除き、再発防止措置が必要と考えられるすべての事故について事業者による措置が とられています。

事故の再発防止のために実施された措置は、いくつかの措置の組み合わせで行われるのが一般的であり、実施された再発防止措置をその措置内容と製品区分別に整理したものが表3です。

	製品区分	:-		再発防止措置						
年度	SCHIE 77	実施 件数	製品交換、 部品交換、 安全点検等	製品の製造、 販売又は輸入 を中止	製品改良、 製造工程改善、 品質管理強化等	表示改善、 取扱説明書 見直し	消費者への 注意喚起	被害者への 個別措置		
	家庭用電気製品	9	8	4	3	0	7	8		
	台所・食卓用品	3	3	3	0	0	3	3		
平成17	燃焼器具	2	1	0	1	0	0	1		
年度	家具・住宅用品	1	0	0	0	1	0	1		
	乗物・乗物用品	17	17	0	17	1	17	17		
	合 計	32	29	7	21	2	27	30		
	家庭用電気製品	17	13	4	16	0	16	17		
	家具・住宅用品	1	1	0	1	0	1	1		
平成18	乗物・乗物用品	2	2	0	0	0	2	2		
年度	身のまわり品	1	1	0	0	0	1	1		
	保健衛生用品	1	1	1	1	0	1	1		
	合 計	22	18	5	18	0	21	22		

注:事故の発生に対して取られた複数の再発防止措置をそれぞれの措置ごとに集計。個別措置のみのものを除く

Ⅱ.事故情報収集状況

1. 事故情報収集件数

平成18年度第2四半期中に収集した製品事故の情報のうち、同一の製品事故に対して複数の情報源から通知(報告)された重複情報を除いた事故情報収集件数は665件でした。

2. 製品区分別事故情報収集件数

事故情報の情報源別の収集件数は、図4のとおりです。

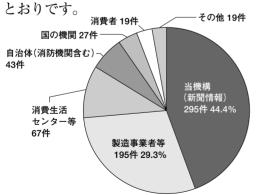


図 4 情報源別事故情報収集件数

製品区分別の事故情報収集件数は、図5に示すとおり「家庭用電気製品」の収集件数が最も多く、次いで「燃焼器具」が主な製品です。

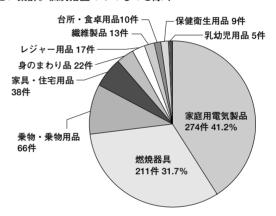


図 5 製品区分別事故情報収集件数

上位2製品区分に係る事故情報の合計は 485件で、収集した事故情報に占める割合は、 約73%となっています。

3. 品目別事故情報収集件数

事故情報を品目別に分け、収集件数の多い順に示したものが表4です。

「ガスこんろ」(火災) の収集件数が最も 多く全体(665件)の約6分の1を占めてい ます。

「シュレッダー」については、幼児の指切 断事故が相次いで発生したことから、経済産 業省が業界団体に対し同種機種事故発生件数 の調査、報告を要請したことに基づき、事業 者からの通知(27件)が加わりました。

4. 被害状況

事故の被害状況は、表5のとおりです。 人的被害の発生した事故情報は237件で、そ の内訳は、死亡事故40件、重傷事故55件、軽 傷事故142件です。

また、人的被害はなく、火災の発生や製品 周辺に被害が広がる等の拡大被害が発生した ものは257件でした。

5. 社告状況

今期間中に、製造事業者等から製品の欠陥 や不具合による事故の発生を防止するための 社告が36件、47事業者から行われ、「浴室暖 房乾燥機」「ガス給湯器」「シュレッダー」 「ノートパソコン用バッテリー」「照明器具」 などの製品について、回収、交換等の措置が とられています。

表 4 事故情報上位 5 品目

	P4 : 4 :44113116—1— + HAICH									
	平成18年度第2四半期(事故情報収集·	件数 665件)							
順位	品目名	件数	割合							
1	ガスこんろ*	116	17.4%							
2	四輪自動車	46	6.9%							
3	エアコン	35	5.3%							
4	シュレッダー	29	4.4%							
5	ふろがま	20	3.0%							
	合 計	246	37.0%							

※ガス種別内訳は次のとおりです LPガス用3件 都市ガス用3件 不明110件

表 5 製品区分別被害状況

(平成18年度第2四半期分)

(1100-1100)								
製品区分	被害	人	的被	害	物的	被害	被害	
	件数	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品被害	なし	
家庭用電気製品	274	3	26	36	134	73	2	
燃焼器具	211	17	9	51	106	21	7	
乗物・乗物用品	66	3	5	13	6	39	0	
家具・住宅用品	38	6	8	6	0	15	3	
身のまわり品	22	1	3	10	5	3	0	
レジャー用品	17	8	1	5	0	1	2	
繊維製品	13	1	0	11	1	0	0	
台所・食卓用品	10	0	1	4	1	3	1	
保健衛生用品	9	1	2	3	3	0	0	
乳幼児用品	5	0	0	3	1	1	0	
승 計	665	40 (図6)	55	142	257	156	15	

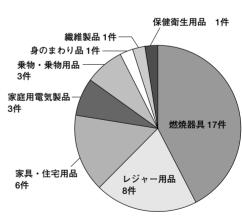


図6 製品区分別の死亡事故件数

おわりに

製品事故に対する社会の関心の高まり、関係者のご協力により事故情報収集件数が前年同期比で拡大(前年同期430件)しています。このうち、今期の特徴は次のとおりです。

1. 事故情報調査結果について

第2四半期に調査の終了した439件の事故 情報で、原因不明を除く事故原因が判明した 348件のうち、69件が「製品に起因する事故」 でした。「製品に起因する事故」に関しては、 再発防止措置が必要と考えられるすべてのも のについて、製造事業者等による消費者への 注意喚起、製品交換、製品の改良などの措置 がとられています。

特に、「自転車」「直流電源装置」「照明器 具(天井つり下げ型)」は、それぞれの製品 の製造・販売事業者が新聞紙上に社告を行い 回収に努めています。

他方、「製品に起因しない事故」279件のうち、「誤使用や不注意によるもの」が約93.2%、260件ありました。

「ガスこんろ」を使用中にその場を離れ、 天ぷら油やなべが過熱して火災に至ったもの、「石油ストーブ」の上部に干していた洗 濯物が落下して火災に至ったもの、「石油ストーブ」の火をつけたまま給油中に灯油がこ ぼれて火災に至ったもの、「電気ストーブ」 を付けたまま就寝してしまい、就寝中にふと んなどが電気ストーブに接触したため火災に 至ったものなど、調理器具や暖房器具による 事故が多く見られました。

2. 事故情報収集状況について

第2四半期に収集した事故情報については、「ガスこんろ」「四輪自動車」「エアコン」が関係する事故が多数収集されたほか、製造事業者等からは、製品の欠陥や不具合による事故が多発した「ゆたんぽ(電子レンジ加熱式)」「電気こんろ」等に関して、拡大被害や人的被害が発生する可能性のある情報が報告されました。

グラフで見る四半期報

事故情報収集制度における 事故情報の調査結果及び 収集状況について (平成18年度第3四半期)

はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE:ナイト)は、消費生活用製品等に関する事故情報の収集を行い、その事故原因を調査究明し、さらにその結果を公表することによって、事故の未然・再発防止を図り、国民生活の安全・安心の実現に貢献しています。

情報収集に当たっては、経済産業省が、製造・輸入事業者、地方公共団体、消費生活センター、消費者団体等に対して、事故情報をNITEに通知するよう働きかけています。

また、NITEは独自に地域関係機関から 情報収集を行うとともに、関連する新聞情報 を日々収集しています。

NITEは、これら関係機関等から通知された事故情報と自ら収集した事故情報のすべてについて、通知者、製造・輸入事業者等から事実関係等を聴取するほか、事故発生現場の確認や事故品の入手等に努めるとともに、必要に応じて事故の再現テスト等を実施して技術的な調査及び評価を行い、事故原因の究明と事業者の再発防止措置の評価を行っています。

これらの事故情報やその調査状況・調査結果は、NITEから随時経済産業省に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表しています。また、必要な場合には経済産業省から事業者や業界に対して行政上の措置が講じられます。

生活安全ジャーナル編集事務局

本報告書は、こうした事故情報収集制度に基づき、①NITEがこれまでに収集した事故情報に関し調査、確認、評価を行った上で、専門家からなる事故動向等解析専門委員会による検討を踏まえ、第3四半期中に結論を得たものと、②第3四半期中に新たに収集した事故情報の概要をとりまとめたものです。

I. 第3四半期中の事故情報調査 終了結果

平成18年度第3四半期中に事故原因等の調査が終了し、事故動向等解析専門委員会の審議を終えたものは479件ありました。その内訳は、平成15年度までの収集分15件、平成16年度収集分4件、平成17年度収集分71件、平成18年度収集分389件です。

1. 製品区分別事故原因

期間中に調査が終了した事故情報を年度ご とに製品区分別、事故原因区分別に示したも のが表1です。

「E. 誤使用や不注意によるもの」が178件と最も多く、このうち燃焼器具が126件を占めています。またこの期間の特徴としては、設計不良等による事故が椅子などの家具・住宅用品に多く(18年度55件)見られたことにあげられます。

表 1 製品区分別事故原因

(平成18年度第3四半期分)

- []					事故原因区分				
1	製品区分		品に起因する事			に起因しない			合 計
年度	数加 区 //	A.設計、製造又 は表示等に問題 があったもの	B.製品及び使い 方に問題があっ たもの	C.経年劣化よる もの	D.施工、修理又 は輸送等に問題 があったもの	E.誤使用や不注 意によるもの	F.その他製品に 起因しないもの	G.原因不明のも の	H 81
	家庭用電気製品	0	0	0	0	0	0	1	1
平	燃焼器具	0	0	0	0	2	0	2	4
成 15	家具住宅用品	0	0	0	0	0	0	2	2
年度	乗物・乗物用品	0	0	0	0	3	0	3	6
度		0	0	0	0	0	0	1	1
まで	乳幼児用品	1	0	0	0	0	0	0	1
Ĺ	合 計	1	0	0	0	5	0	9	15
垩	家庭用電気製品	3	0	0	0	0	0	0	3
16	乗物・乗物用品	0	0	0	0	0	0	1	1
年度	家庭用電気製品 乗物・乗物用品 合 計	3	0	0	0	0	0	1	4
	家庭用電気製品	8	0	1	1	2	1	10	23
	台所・食卓用品	1	0	0	0	0	0	0	1
平	燃焼器具	1	1	0	0	9	0	2	13
成	家具・住宅用品	1	0	0	0	0	0	1	2
[乗物・乗物用品 身のまわり品	7	0	0	0	3	1	5	16
度		12	0	0	0	0	0	1	13
	レジャー用品	2	0	0	0	0	0	1	3
	合 計	32	1	1	1	14	2	20	71
	家庭用電気製品	26	13	12	8	20	4	37	120
	台所・食卓用品	2	0	0	0	0	1	1	4
	燃焼器具	6	0	0	5	115	1	6	133
	家具・住宅用品	55	1	0	1	2	1	4	64
平	乗物・乗物用品	3	0	2	4	16	0	24	49
成	身のまわり品	3	0	0	0	3	1	1	8
18 年 度	保健衛生用品	0	0	0	0	0	0	1	1
度		0	1	0	0	1	0	0	2
	乳幼児用品	4	0	0	0	0	1	0	5
	繊維製品	1	0	0	0	2	0	0	3
	合 計	100 ^(図2)	15	14	18	159 ^(図3)	9	74	389 ^(図1)
				合 i	†				479

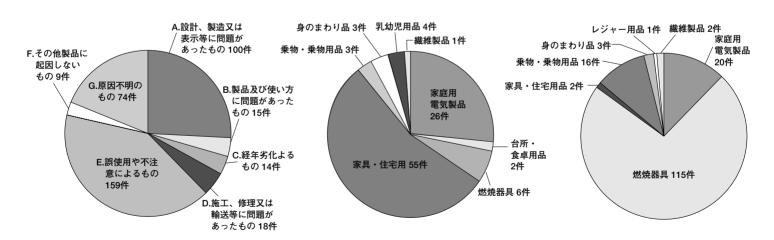


図1 事故原因区分による事故件数 (合計389件)

図 2 A. 設計、製造又は表示等に問題があったもの (合計100件)

図3 E. 誤使用や不注意によるもの (合計159件)

2. 事故原因別被害状況

期間中に調査が終了した事故情報を年度ご とに事故原因別に被害状況を整理したものが 表2です。製品事故の拡大の懸念のある「拡 大被害」が、216件で最も多く、単品破損 (製品破損) 105件がこれに続きます。人的被 害は軽傷事故107件、死亡・重傷事故も45件 にのぼっています。

表 2 事故原因別被害状況

(平成18年度第3四半期分)

		被害状況		人的被害			物的被害		A = I
		事故原因区分	死亡	重傷	軽 傷	拡大被害	製品破損	被害なし	合計
	製士	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	0	1	0	0	0	1
l_	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	0	0	0	0	0	0
平成	起故	C.経年劣化によるもの	0	0	0	0	0	0	0
15	製し	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	0	0	0	0	0	0	0
年	製品にお	E.誤使用や不注意によるもの	0	0	0	2	3	0	5
平成15年度まで	起事因故	F.その他製品に起因しないもの	0	0	0	0	0	0	0
で		G.原因不明のもの	1	1	4	0	3	0	9
		A 計	1	1	5	2	6	0	15
	製す	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	0	0	2	1	0	3
	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	0	0	0	0	0	0
平	因故	C.経年劣化によるもの	0	0	0	0	0	0	0
平成	製し品な	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	0	0	0	0	0	0	0
16年度	ににい	E.誤使用や不注意によるもの	0	0	0	0	0	0	0
度	起事因故	F.その他製品に起因しないもの	0	0	0	0	0	0	0
		G.原因不明のもの	0	0	0	0	1	0	1
		· 함	0	0	0	2	2	0	4
	製す	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	0	16	2	14	0	32
	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	0	0	1	0	0	1
平	齿故	C.経年劣化によるもの	0	0	0	1	0	0	1
平成	製した	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	0	0	0	1	0	0	1
17年度	製品に起	E.誤使用や不注意によるもの	1	2	5	4	2	0	14
度	因故	F.その他製品に起因しないもの	0	0	2	0	0	0	2
		G.原因不明のもの	1	0	5	8	6	0	20
		· 함	2	2	28	17	22	0	71
	製す	A.設計、製造又は表示等に問題があったもの	0	2	24	40	31	3	100
	製品に起因する事故	B.製品及び使い方に問題のあったもの	0	1	1	8	5	0	15
平	齿故	C.経年劣化によるもの	0	0	2	6	6	0	14
平成18年度	製し	D.施工、修理又は輸送等に問題があったもの	2	0	4	7	5	0	18
IS	製品に起因しない事故	E.誤使用や不注意によるもの	9	10	36	94	9	1	159
度	因故	F.その他製品に起因しないもの	1	1	2	5	0	0	9
		G.原因不明のもの	6	7	5	35	19	2	74
		· 함	18	21	74	195	75	6	389

3. 製品区分別再発防止措置等の実施状況

製品に起因する事故(平成15年度まで:1件、平成16年:3件、平成17年度:34件、平成18年:129件)について、製造事業者等による事故の再発防止措置が行われたものは、平成15年度まで1件、平成16年度3件、平成17年度34件、平成18年度121件となっています。

事故の再発防止については、既に製造を終了しており、他に同種事故が発生していないものなどを除き、再発防止措置が必要と考えられるすべての事故について事業者による措置がとられています。

事故の再発防止のために実施された措置 は、いくつかの措置の組み合わせで行われる

	製品区分				再発防	止措置		
年度	жин <i>—</i> 33	実施 件数	製品交換、 部品交換、 安全点検等	製品の製造、 販売又は輸入 を中止	製品改良、 製造工程改善、 品質管理強化等	表示改善、 取扱説明書 見直し	消費者への 注意喚起	被害者への 個別措置
平成15	乳幼児用品	1	0	0	1	1	0	1
年度まで	合 計	1	0	0	1	1	0	1
平成16	家庭用電気製品	3	2	1	3	0	2	2
年度	合 計	3	2	1	3	0	2	2
	家庭用電気製品	9	8	4	7	0	7	7
	台所・食卓用品	1	1	1	1	1	0	0
	燃焼器具	2	1	0	2	0	0	0
平成17	家具・住宅用品	1	1	0	1	0	1	1
年度	乗物・乗物用品	7	6	0	7	0	6	6
	身のまわり品	12	12	0	0	0	12	12
	レジャー用品	2	2	1	1	0	2	2
	合 計	34	31	6	19	1	28	28
	家庭用電気製品	45	31	1	35	1	41	42
	台所・食卓用品	2	1	1	1	1	2	2
	燃焼器具	6	4	0	5	0	4	6
	家具・住宅用品	56	54	52	56	2	38	39
	乗物・乗物用品	3	1	0	3	0	1	1
年度	身のまわり品	3	1	1	1	0	1	1
	レジャー用品	1	0	0	0	1	0	0
	乳幼児用品	4	4	2	3	0	4	4
	繊維製品	1	1	0	1	0	1	1
	合 計	121	97	57	105	5	92	96

注:事故の発生に対して取られた複数の再発防止措置をそれぞれの措置ごとに集計。個別措置のみのものを除く。

のが一般的であり、実施された再発防止措置 をその措置内容と製品区分別に整理したもの が表3です。

Ⅱ.第3四半期中に収集された事故情報の概要

1. 事故情報収集件数

平成18年度第3四半期中に収集した製品事故の情報のうち、同一の製品事故に対して複数の情報源から通知(報告)された重複情報を除いた事故情報収集件数は1027件でした。

2. 製品区分別事故情報収集件数

事故情報の情報源別の収集件数は、図4のとおりです。新聞情報(419件)と製造事業者等からの通知(335件)が主な情報源ですが、今期は消費生活センター等からの情報が増加(108件)しました。

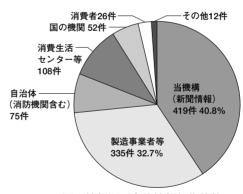


図 4 情報源別事故情報収集件数

製品区分別の事故情報収集件数は、図5に示すとおり「燃焼器具」の収集件数が最も多く、次いで「家庭用電気製品」「身のまわり品」の順に収集件数が多くなっています。

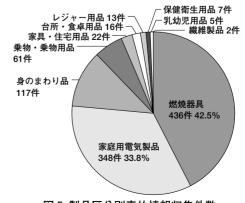


図 5 製品区分別事故情報収集件数

上位3製品区分に係る事故情報の合計は901件で、収集した事故情報に占める割合は、約88%となっています。

3. 品目別事故情報収集件数

事故情報を品目別に分け、収集件数の多い 順に示したものが表4です。

「ガスこんろ」(すべて火災につながった) の収集件数が最も多く全体(1027件)の約 14%を占めています。

「ゆたんぽ(電子レンジ加熱式)」については、加熱のし過ぎにより容器が破損して中の高温の液体が漏れだし火傷(重傷)を負った事故が発生したことから、経済産業省が過去の事例を調査した結果、今期の5件に過去の68件が加わっているものです。

表 4 事故情報上位 5 品目

7	平成18年度第3四半期(事故情報収集件数 1027件)									
順位	品目名	件数	割合							
1	ガスこんろ*	143	13.9%							
2	ゆたんぽ (電子レンジ加熱式)	73	7.1%							
3	石油給湯器	54	5.3%							
4	石油ストーブ	51	5.0%							
5	ガスふろがま	44	4.3%							
5	電気ストーブ	44	4.3%							
	合 計	409	39.9%							

※ガス種別内訳は次のとおりです LPガス用41件 都市ガス用17件 不明85件

4. 被害状況

事故の被害状況は、表5のとおりです。

人的被害の発生した事故情報は332件で、その内訳は、死亡事故86件、重傷事故51件、軽傷事故195件です。

また、人的被害はなく、火災の発生や製品 周辺に被害が広がる等の拡大被害が発生した ものは416件でした。

いずれも燃焼器具や家庭用電気製品が大半 を占めています。

表 5 製品区分別被害状況

(平成18年度第3四半期分)

製品区分	被害状況	人	的被	害	物的	被害	被害
	件数	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品被害	なし
燃焼器具	436	46	13	74	200	74	29
家庭用電気製品	348	21	6	36	168	107	10
身のまわり品	117	0	14	43	36	23	1
乗物・乗物用品	61	11	6	13	4	26	1
家具・住宅用品	22	3	7	10	0	2	0
台所・食卓用品	16	0	3	9	2	2	0
レジャー用品	13	4	1	4	1	3	0
保健衛生用品	7	0	0	3	4	0	0
乳幼児用品	5	0	0	3	1	1	0
繊維製品	2	1	1	0	0	0	0
合 計	1027	86 (図6)	51	195	416	238	41

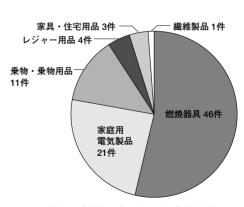


図6 製品区分別の死亡事故件数

5. 社告状況

今期間中に、製造事業者等から製品の欠陥 や不具合による事故の発生を防止するための 社告が60件、のべ76事業者から行われ、「融 雪用電熱シート」「ビデオテープレコーダー」 「ラミネーター」「野球用バット」「デスクト ップパソコン」などの製品について、回収、 交換等の措置がとられています。

また、「ゆたんぽ(電子レンジ加熱式)」 「ガス衣類乾燥機」については事業者から再 社告が行われました。

おわりに

製品事故に対する社会の関心の高まり、関係者のご協力により事故情報収集件数が前年同期比で拡大(前年同期702件)しています。このうち、今期の特徴は次のとおりです。

1. 事故情報調査終了結果について

第3四半期に調査の終了した479件の事故情報で、原因不明を除く事故原因が判明した375件のうち、167件が「製品に起因する事故」でした。「製品に起因する事故」に関しては、再発防止措置が必要と考えられるすべてのものについて、製造事業者等による消費者への注意喚起、製品交換、製品の改良などの措置がとられています。

特に、「いす (ガス昇降式)」「デスクマット」「テーブル (ガラス製)」は、それぞれの製品の製造・販売事業者が新聞紙上に社告を行い回収に努めています。

他方、「製品に起因しない事故」208件のうち、「誤使用や不注意によるもの」が約86%、178件ありました。「ガスこんろ」を使用中に

その場を離れ、天ぷら油やなべが過熱して火 災に至ったもの、「石油ストーブ」の上部に 干していた洗濯物が落下して火災に至ったも の、「電気ストーブ」に布団や紙など可燃物 が接触して火災に至ったものなど、調理器具 や暖房器具関連の事故が多く見られました。

2. 収集された事故情報の概要について

第3四半期に収集した事故情報については、「ガスこんろ」「ゆたんぽ(電子レンジ加熱式)」「石油給湯器」が関係する事故が多数収集されたほか、製造事業者等からは、製品の欠陥や不具合による事故が多発した「電気こんろ」「ガスふろがま」「バッテリー(携帯電話用)」等に関して、拡大被害や人的被害が発生する可能性のある情報が報告されました。

事故動向等について

(平成18年度第2四半期・第3四半期)

事故情報収集件数の分析

(平成17年度第2四半期、平成18年度第2四半期に収集した公表時データ及び平成17年度第3四半期、平成18年度第3四半期 に収集した公表時データに基づく)

■平成18年度第2四半期(7月~9月)及び平成18年度第3四半期(10月~12月)事故情報収集の傾向(速報値)

平成18年度第2四半期(7月~9月)に収集した事故情報は665件(重複情報除く)で、前年度同期間比では、約1.5倍の大きな伸びとなっています(図1参照)。

また同第3四半期(10月~12月)に収集し

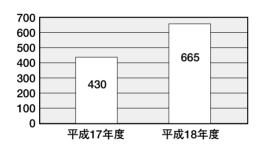


図1 平成17年度、18年度7月~9月事故情報収集件数

表 1 情報源別事故収集件数 (平成18年度第2四半期分)

(1成10十及初2日1初7)								
情報源	件数及び割合							
当機構(新聞情報)	295	44.4%						
製造事業者等	195	29.3%						
自治体(消防機関含む)	67	10.1%						
消費生活センター等	43	6.5%						
国の機関	27	4.1%						
消費者	19	2.8%						
その他	19	2.8%						
合 計	665	100.0%						

た事故情報は1,027件(重複情報除く)で、 前年度同期間比では、同様に約1.5倍の伸び となりました(図2参照)。

第2・第3四半期で、前年度同期間と比べ 収集件数が増加している情報源は「国の機関」 で第2四半期27件、第3四半期52件(前年 度第2・第3四半期合計14件)で約5.6倍に、 「消費生活センター等」も第2四半期43件、第 3四半期108件(前年度合計55件)で約2.7倍、 「製造事業者等」は第2四半期195件、第3四 半期335件(前年度合計222件)で約2.4倍とそ れぞれ大きく増加しました。(表1~表4参 照)。

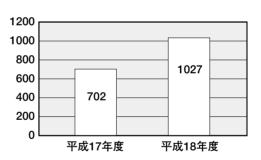


図 2 平成17年度、18年度10月~12月事故情報収集件数

表 2 情報源別事故収集件数 (平成17年度第2四半期分)

(1 × 11 + × 3 × 11 × 13)								
情報源	件数及び割合							
当機構(新聞情報)	247件	57.4%						
製造事業者等	101件	23.5%						
自治体(消防機関含む)	33件	7.6%						
消費生活センター等	21件	4.9%						
国の機関	8件	1.9%						
消費者	8件	1.9%						
その他	12件	2.8%						
合 計	430件	100.0%						

表 3 情報源別事故収集件数 (平成18年度第3四半期分)

(1:00:01:2:00:00:1:00:00)						
情報源	件数及	び割合				
当機構(新聞情報)	419	40.8%				
製造事業者等	335	32.7%				
自治体(消防機関含む)	75	7.3%				
消費生活センター等	108	10.5%				
国の機関	52	5.0%				
消費者	26	2.5%				
その他	12	1.2%				
合 計	1027	100.0%				

製品区分別の事故情報件数では、前年度同期間と比べ、収集件数が大きく増加しているものは第2四半期では「家庭用電気用品」と「燃焼器具」、「家具・住宅用品」です(図3参照)。「家具・住宅用品」は約2倍(38件)、

元命兵」、「家兵・住宅用品」 とり (図3)。「家具・住宅用品」は約2倍(38件)、 0 50 100 150 200 250 300

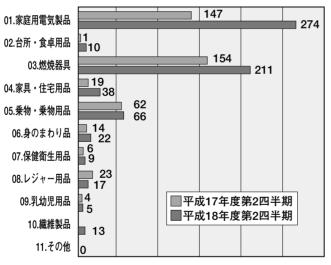


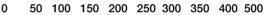
図3 製品区分別事故情報収集件数

品目別にみると、第2四半期では、家庭用電気製品に区分される「シュレッダー」の事故が多く通知されました。これは幼児の指切断事故が相次いで発生したことを受け、経済産業省が、業界団体に同種事故の発生件数の調査及び報告を要請したことによるものです(図5参照)。

表 4 情報源別事故収集件数 (平成17年度第3四半期分)

情報源	件数及び割合		
当機構(新聞情報)	479件	68.2%	
製造事業者等	121件	17.2%	
自治体(消防機関含む)	36件	5.1%	
消費生活センター等	34件	4.9%	
国の機関	6件	0.9%	
消費者	15件	2.1%	
その他	11件	1.6%	
合 計	702件	100.0%	

「家庭用電気用品」は約1.9倍 (274件)と増加しました。また、第3四半期では「身の回り品」約7.3倍、「家庭用電気製品」約1.5倍など収集件数の増加が顕著でした(図4参照)。



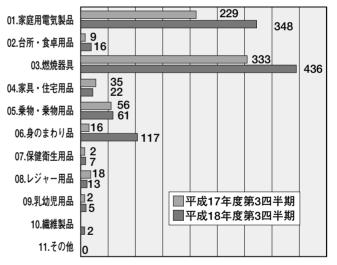


図 4 製品区分別事故情報収集件数

第3四半期では「身のまわり品」に区分される「ゆたんぽ(電子レンジ加熱式)」の事故が多く通知されました。これも同様に、加熱のし過ぎにより容器が破損して中の高温の液体が漏れだし火傷(重傷)を負った事故が発生したことから、経済産業省が過去の事例を調査した結果、過去の事故も報告され件数を押し上げたものです(図6参照)

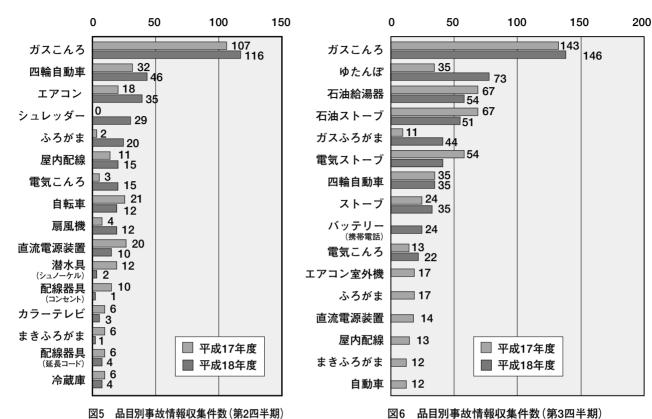


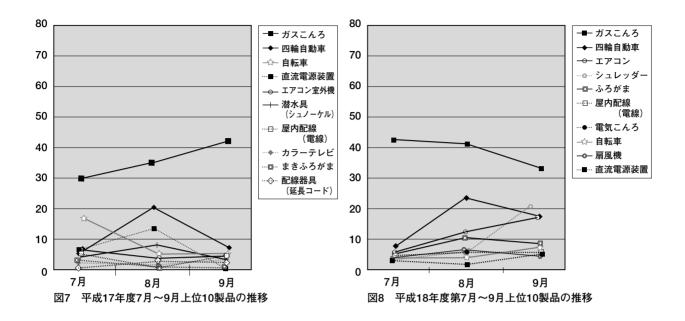
表 5	事故情報収集件数上位10品目(第2四半期)							
7	平成 17年度 (7月~9月))	2	平成18年度 (7月~9月))			
順位	品目名	件数	順位	品目名	件数			
1	ガスこんろ	107	1	ガスこんろ	116			
2	四輪自動車	32	2	四輪自動車	46			
3	自転車	21	3	エアコン	35			
4	直流電源装置	20	4	シュレッダー	29			
5	エアコン室外機	18	5	ふろがま	20			
6	潜水具(シュノーケル)	12	6	屋内配線	15			
7	屋内配線	11	6	電気こんろ	15			
8	配線器具	10	8	自転車	12			
9	カラーテレビ	6	8	扇風機	12			
9	まきふろがま	6	10	直流電源装置	10			
9	配線器具(延長コード)	6						
9	冷蔵庫	6						

表 6 事故情報収集件数上位10品目(第3四半期)

2.0 4-W184K X = 1-044 1/330 1/33/								
平	平成17年度 (10月~12月)			平成18年度 (10月~12月)				
順位	品目名	件数	順位	品目名	件数			
1	ガスこんろ	140	1	ガスこんろ	143			
2	石油ストーブ	67	2	ゆたんぽ	73			
3	電気ストーブ	54	3	石油給湯器	54			
4	四輪自動車	35	4	石油ストーブ	51			
5	ストーブ	24	5	ガスふろがま	44			
6	エアコン室外機	17	5	電気ストーブ	44			
6	ふろがま	17	7	四輪自動車	35			
8	直流電源装置	14	8	ストーブ	31			
9	屋内配線	13	9	バッテリー(携帯電話用)	24			
10	まきふろがま	12	10	電気こんろ	21			
10	自転車	12						

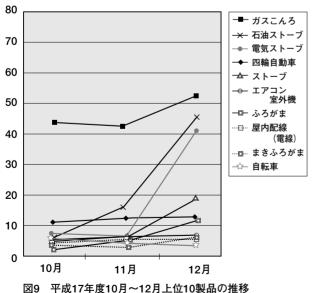
第2四半期における月別の上位10品目の事故情報収集件数の推移を図7,図8に示しました。常に上位にランキングされる「ガスこんろ」は今期も同様の位置にあり、件数はさらに増加していますが、今期は8月をピーク

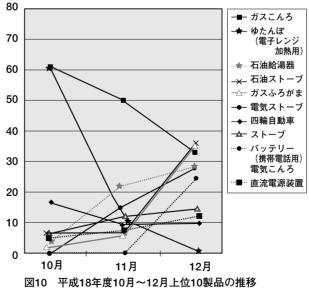
に減少傾向を示しました。また、前年同期の 事故件数の推移は、8月から9月にかけて減 少あるいは横ばい傾向でしたが、今期は横ば いあるいは増加傾向を示す製品が多くありま した。



第3四半期における月別の上位10品目の事故情報収集件数の推移を図9、図10に示しました。今期の前年同期同様11月から12月にかけて暖房機の事故が急増しています。例年「ガスこんろ」も同様に増加傾向を示しますが、今期は月を追うごとに減少し、12月の事

故収集件数は10月の約半分にまで減少しました。また、10月にピークを示したゆたんぽは、 事業者から過去の案件も含めて報告されたことを受けたもので、その後事故収集件数は収束しています。





注目事故

NITEでは、死亡または重傷の人的被害や火災等の拡大被害が発生した重大事故、同一型式製品で同種事故が多発した事故、法令の技術基準に係わる事故等、注視する必要がある事故は、第一報のみならず、その後の調査等で得た情報についても入手次第、調査を進めることとしています。

注目して調査を行った事故は以下の通りです。

製品名	事故内容及び調査概要	調査結果に基づく対応
電気こたつ (中間スイッチ付コード) 【多発事故】	木造2階建ての1階居室で使用していた電気こたつ付近から出火し、部屋の一部を焼損したとの通知があった。 調査を行った結果、電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものに限り可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定した。	事業者は、平成17年12月13日付けの新聞に 社告を掲載し、顧客リストによるダイレクトメール等で周知し、中間スイッチ付きコードを他メーカー製のものと無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施している。なお、工場内のシリコングリスを使用禁止し、作業標準書により作業指導(グリス塗布の方法)の徹底を行った。
配線コード (延長コード) 【多発事故】	事務所の机上で使用していたマルチタップから発火し、上に載せていた紙袋が燃え、液晶ディスプレイ筐体が熱で変形し、パーテーションの一部が焦げたとの通知があった。 調査を行った結果、サージ(**1)防止用のセラミックバリスター(**2)の取り付け部の焼損が著しく、はんだ付け不良もみられたことから、セラミックバリスターが絶縁破壊し、電極板が短絡して火災に至ったものと推定した。	事業者は、平成18年1月13日からホームページで製品回収の告知を行い、平成18年2月6日付の新聞に社告を掲載し、製品の回収を実施している。
自転車【多発事故】	自転車で走行中、ハンドルが重くなって転倒し、男性が打撲と擦過傷を負ったとの通知があった。 調査を行った結果、ハンドルステム(**3)と一体となった錠付き自転車の安全機構として、走行中に誤ってハンドルロックした場合に錠内部の本体ギアが割れる設計になっていたものが、ギアの材質不良によりギアの歯の一部が欠けたことから、その金属片が回転部にかみ込み、ハンドル操作ができなくなり転倒したものと推定した。	事業者は、ハンドル錠のギア方式を変更し、 平成17年8月12日付け及び平成18年5月24日 付けのホームページに社告を掲載するとともに、 顧客リストをもとにダイレクトメールを郵送して、 製品点検とハンドル錠の無償交換を実施する こととした。
照明器具 (天井つり下げ型) 【多発事故】	居間で使用していたペンダントライトの吊り下げフック部分が折れて落下し、テーブル上の食器などを破損したとの通知があった。 調査を行った結果、当該品のL字型吊り下げフック部の耐久性が 劣っていたため器具の自重に耐えられず、フックが伸びた(または破断 した)ことにより器具が落下したものと推定される。	事業者は、平成18年1月16日より当該品の 販売を停止し、2月11日にはホームページ等で 自主回収を実施し、更に5月17日付けの新聞に 社告を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、吊り下げフックをL字型からO型に変更 することとした。
電気湯沸かし器【多発事故】	調乳ポットの取っ手とガラス容器をつなぐ取り付け部分が破損したとの通知があった。 調査を行った結果、ポリカーボネート製の取っ手のネジ穴部分が破損しており、この破面は最大応力の負荷されている部分からクラックが発生し繰り返しの応力で破壊に至る典型的な疲労破壊の破面であった。また、回収した商品のトルクを調べたところ、基準値を超えたものがあったことから、ネジを強く締め付けすぎたため金属バンド側からクラックが発生しはじめ、繰り返しの使用により破損に至ったものと推定される。	事業者は平成17年3月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し商品の回収を行い、取っ手の樹脂をポリカーボネート製からメラミン樹脂製に変更した。
電気ストーブ【注目事故】	木造2階建て住宅のトイレ付近から出火し、約90平方メートルを焼いたとの通知があった。 調査を行った結果、ヒーターのリード線の圧着端子とリード線の圧 着不良により、接触不良となり発熱し、発火したものと推定される。	事業者は、平成17年12月8日付けの新聞に 社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。 また、リード線の線径を太くすることで許容電流 を大きくするとともに、圧着端子も小型から大 型へ変更し、本体ケースの難燃性を強化する こととした。なお、当機構ではホームページ上の 「事業者からのお知らせ」で、消費者への注意 喚起を行った。

- ※1 サージとは、短い時間、過電圧(定格負荷以上の電圧がかかる電圧異常)の状態になること。
- ※2 バリスターとは、加える電圧によって、抵抗値が変化する半導体(電圧-電流特性が直線でない半導体)。
- ※3 ハンドルステムとはハンドルをフレームに固定するためのパーツ。

製品名	事故内容及び調査概要	調査結果に基づく対応
両手鍋 【注目事故】	なべで黒豆を調理後、ふたをしたまま放置していたら、大きな音がして 内容物が飛び散り、ふたがへこんでつまみが砕けたとの通知があった。 調査を行った結果、気密性を高めるためなべ本体と接するふた先端部の平らな部分が広く、密着しやすい構造になっており、さらにふたには蒸気口がないため、なべが冷えていく過程でなべ内の気圧が低くなりふたがへこみ、その際にふたのつまみ部がはじき飛ばされるように破損するとともに外れた衝撃で内容物が飛び出たものと推定される。	事業者は、無償で店頭及びチラシにより蒸 気口を加工したふたとの交換を行っている。また、 現在販売されている製品には蒸気口を設けると ともに取扱説明書にて注意喚起を行っている。 なお、当該製品は、既に販売を終了している。
電動車いす【多発事故】	駐車場で輪止めに乗り上げた後、着地した際に左前輪タイヤが横を向き、アッパーアームを取り付けているブラケット溶接が外れたとの通知があった。 調査を行った結果、電動車いすのアッパーアームが取り付くブラケットの溶接加工において、当該作業の習熟不足であったため、ベース側(パイプ)の溶け込みが不足していたため、走行時や輪止め等の段差乗り越えで前輪に負荷が加わり、ブラケットからアッパーアームが外れたものと推定される。	事業者は、平成18年2月23日付けのホームページに社告を掲載し、ダイレクトメールでの注意喚起を実施し、当該フレームを点検し、アッパーアーム取り付けブラケットの溶接不良品を交換することとした。なお、溶接方法を手溶接部品からロボット溶接部品へ変更することとした。
デスクマット【注目案件】	両前腕に皮膚炎を発症した。担当医師はパッチテストの結果、使用していたデスクマットによるアレルギー性接触皮膚炎と診断したとの通知があった。 調査を行った結果、当該デスクマットの表面には皮膚感作性物質である有機系抗菌剤(2,3,5,6ーテトラクロロー4ー〔メチルスルホニル〕ピリジン)が含有されていることから、この有機系抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。	事業者は、平成18年10月11日付けの新聞及 びホームページに社告を掲載し、注意喚起、製 品交換を実施している。
照明器具 【多発事故】	照明器具のセードが落下し、テーブルに傷がつき、壁のクロスが破れたとの通知があった。 調査を行った結果、製造工程におけるアクリル樹脂製セードの成形不良により、コーナー部分の肉厚が薄くなり、更に社内倉庫へ移送の際に衝撃を受けたことにより、コーナー部分にクラックを生じたセードが、そのまま出荷されたため、使用環境での震動等でクラックが進行し、本体取付金具からセードが外れ、落下したものと推定される。	事業者は、平成18年7月14日、8月8日付けの 新聞及びホームページに社告を掲載し、無料 で点検・修理を実施している。また、セード成形 金型を修正し、成形条件管理によるセードの肉 厚を確保し、出荷検査、受入検査を強化し、包 装仕様を変更し、取付金具の形状の改善を行っている。
エアコン【多発事故】	運転中のエアコン室内機から発煙したので、水及び消火器で消火したとの通知があった。 調査を行った結果、当該機内部のファンモーター電源コネクター部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすい電解物質がコネクター部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。	事業者は、平成16年8月20日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクター部のトラッキングを誘発した原因と見られるエアコンクリーニング時における洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入防止策としてファンモーター電源コネクター部にカバーを取付け、さらにコネクターカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。
いす (ガス昇降式、学習用) 【多発事故】	いすのプラスチック製(ポリプロピレン)の脚が折れ、子供が転倒し、 打撲を負ったとの通知があった。 調査を行った結果、事故品の断面には気泡及び銀白色現象(シルバーストリーク)が見られることから、樹脂材料の温度管理が不十分であったこと等が考えられるが、発生時期及び発生数が限定的であることから、成形工程において樹脂温度及び金型温度が安定するまでに製造された強度の低い不良品(捨て打ち品)が混入し、出荷されたことから強度不足で折れたものと推定される。	事業者は、当該品の輸入・販売を中止するとともに、平成18年1月23日付けのホームページに社告を掲載し、製品の回収を実施している。なお、製造工程で発生する捨て打ち品等の不良品は、良品と明確に区別して管理し、混入を防止することとした。
テーブル (ガラス製) 【多発事故】	テーブルのガラス製天板を固定している金具の接着部分が天板から外れ、これが床に落下し、子どもの足に当たり、打撲を負ったとの通知があった。 調査を行った結果、天板と金具を固定するための接着剤の保管時の温度が高く、開栓したまま放置していたことに加え、塗布面にほこりが付着し、接着剤の塗布面積が50~70%であり、接着時間にばらつきもあったことから、十分な接着力が得られない製品が一部混在していたものと推定される。	事業者は、平成18年2月13日付けのホームページに社告を掲載し、無償で製品の回収・代替製品との交換を実施し、輸入及び販売を中止した。なお、接着剤の管理を徹底し、接着条件を作業標準に明記・検査項目に追加した。また、接着工程の作業環境を整備することとした。

社告情報は、NITEホームページ (http://www.jiko.nite.go.jp/) にも掲載しています。

海外事情

■ 海外の製品事故情報

近年、消費生活用製品は国内外に広く流通するようになってきております。そのため、製品事故についても国際的に共通性が見られる状況となってきており、NITEとしても米国(CPSC)、欧州(EC)などの主要機関からの情報収集、データ分析、広報を積極的に進める必要があると考えています。

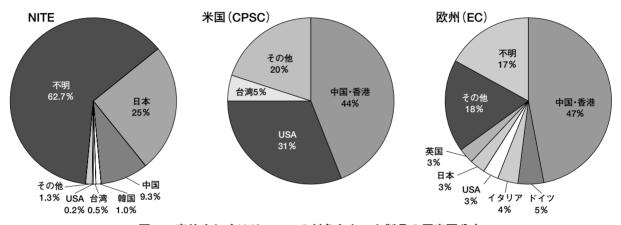


図1 事故もしくはリコールの対象となった製品の原産国分布

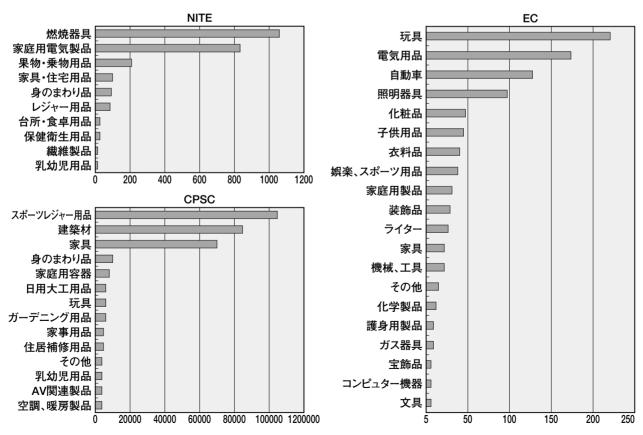


図2 事故もしくはリコールの対象となった製品の製品別分類

注)NITEは平成17年度報、CPSCは2004年Compliance部門公表データ、ECは2006Annual Report、による

国際会議にも積極的に参加

NITEでは、昨年より、これらの機関との 積極的な交流を図るとともに、重要な国際会 議にも積極的に参加しています。特に、1993 年に発足したInternational Consumer Product Health and Safety Organization(ICPHSO:国 際消費者製品健康安全機関)は、欧米、最近 ではアジアの主要国なども参加する情報交換 等のための大きな機関となっています。

NITEは、2007年の2月26日から3月1日までアメリカのフロリダ州オーランドで開催されたICPHSOの第14回総会に参加しました。総会は、政府機関や認証機関、事業者など250名以上が参加する大規模なもので、各国、各地域の製品安全施策の現状、製品安全にお

ける今後の課題、企業が実施しているリスクアセスメントの紹介、消費者教育、広報手段など、消費者製品の安全確保をテーマとした報告や議論が行われ、NITEからは消費生活用製品安全法の改正や最近の事故情報などを説明しました。



昨年2月に開催されたICPHSO総会で発表するNITE

社告・リコール情報

社告情報はリスクアセスメントの観点から、事故等が発生後、事業者が事故の被害の大きさと事故の発生確率が社会に許容されるかどうか、検討・判断し、最終的に社告に至ったとみることができるものであり、大変参考になる情報です。NITEが収集している社告情報を関係者が使いやすいように品目別に整理しました。

社告情報はNITEホームページ (http://www.jiko.nite.go.jp) にも掲載しています。

■ 平成18年度第2四半期

平成18年度第2四半期(7月~9月)にNITEで収集した社告情報は36件です。当社告情報は、 平成18年7月~9月まで、新聞等に社告を掲載し、製品の回収・交換等を実施しているもの(再社告情報含む)の中から、事故情報収集制度における対象製品で、事故が発生したか事故の起こる可能性の高い製品の社告を収集したものです。

レジャー用品 1 乗物・乗物用品 1 台所・食卓用品 1 乳幼児用品 2 繊維製品 3 燃焼器具 5 家具・住宅用品 6

平成18年度第2四半期の社告情報品目別内訳

平成18年度第2四半期〔平成18年7月~9月〕の社告回収等一覧表

【家庭用電気製品】

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電気フライヤー	サン株式会社 0120-333-812 フリーダイヤル	クリーンフライヤー 商品番号:DF505 製造番号:L000001~L088037	H12年2月~ H14年1月 製造	H18年7月5日 <新聞>	電源接続部分の不具合により、ごくまれに、 発煙、発火に至る危険性のあることが判明した。	無償で点検・ 修理
照明器具 (ペンダント)	株式会社ヤザワコー ポレーション 0120-152711 フリーダイヤル http://www.yazawa. co.jp/info2.html	ペンダントライト P30SL・P31SL・P32SL・P33SL・ P34SL・P35SL・P36SL・P51SL・ P52SL・P53SL	H17年2月~ H18年6月 販売	H18年7月12日 <新聞,HP>	周囲の温度や電球の定格容量を超え長期間使 用すると発煙事故につながる可能性があること が判明した。	製品回収

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
照明器具 (天井直付型)	コイズミ照明 株式会社 0120-101-756 フリーダイヤル http://www.koizumi. co.jp/	住宅用角型天井直付け蛍光灯器具 BHN 5103 M BHN 5108 D BHN 5109 D AHN 538 320 AHN 538 321 AHN 538 322 (平成18年8月8日に対象機種追加)	H18年1月~6月 販売	H18年7月14日 <hp></hp>	一部部品に不具合があり、ごくまれにセードが割れ、その状態で使用した場合には外れる可能性があることが判明した。	無償で点検・修理
電気ポット	象印マホービン株式 会社 0570-011874 ナビダイヤル http://www.zojirushi .co.jp/pot.html	CD-M型、CV-GX型	(CD-M型) H9年5月~ H9年12月 (CV-GX型) H10年12月~ H12年7月 製造	H18年8月11日 <hp></hp>	容器の溶接不具合から、きわめてまれに水漏 れするものが発生した。使用中に水漏れが発生 した場合は感電の恐れがある。	無償修理
浴室暖房 乾燥機 (再社告)	株式会社 ハーマンプロ 株式会社ハーマン 株式会社ノーリツ 0120-13-2587 フリーダイヤル http://www.harman.co. jp/news/news01.html http://www.noritz.co.jp/cont act/important/07/index.html	FD2809F 2 FD2809F 3 FD2809J 2 FD2809J 3 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H12年12月~ H18年3月 販売	H18年8月21日 <新聞,HP>	本体に付属の電源線が発熱・発火し、火災に 至る可能性があることが判明したため、平成18 年6月22日に公表し、点検・部品交換作業を めているが、8月12日に部品交換完了後の大を 府内の住宅で該当機種が焼損する浴室火災が新 たに1件発生した。 (平成18年6月22日に行った社告の再社告)	
	東京ガス株式会社 0120-600-446 フリーダイヤル http://www.tokyo-gas.co.jp/ Press/20060622-01.html	BBD-3300ACSK-2 BBD-3300ACSK-3 BBD-3301ACSK-J3 BBD-3302ACSK-J2 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H13年4月~ H17年11月 販売	H18年8月18日 <新聞,HP>	本体の中の電源線から発熱・発火し、火災に 至る可能性のあることが判明したことから、平 成18年6月22日に公表し、点検・部品交換を行 っているが、8月12日に部品交換完了後の大阪 府内の住宅で該当機種が焼損する浴室火災が新 たに1件発生した。 (平成18年6月22日に行った社告の再社告)	原因が判明する まで使用中止
	大阪ガス株式会社 0120-00-7573 フリーダイヤル http://www.osakagas.co.jp/ Press/pr06/060622_1.htm	161-5501、5510、5511型 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H12年8月~ H18年4月 製造	H18年8月18日 <新聞,HP>	本体に付属の電源線が発熱・発火し、火災に 至る可能性があることが判明したため、平成18 年6月22日に公表し、点検・部品交換作業を進 めているが、8月12日に部品交換完了後の大阪 府内の住宅で該当機種が焼損する浴室火災が新 たに1件発生した。 (平成18年6月22日に行った社告の再社告)	原因が判明する まで使用中止
浴室暖房 乾燥機 (再社告)	株式会社 ハーマンプロ 株式会社ハーマン 株式会社ノーリツ 0120-13-2587 フリーダイヤル http://www.harman.co. jp/news/news01.html http://www.noritz.co.jp/cont act/important/07/index.html	FD2809 F 2 FD2809 F 3 FD2809 J 2 FD2809 J 3 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H12年12月~ H18年3月 販売	H18年8月24日 <新聞,HP>	本体に付属の電源線が発熱・発火し、火災に至る可能性があることが判明したため、平成18年6月22日に公表し、点検・部品交換作業を放ているが、8月12日に部品交換完了後の大筋内内の住宅で該当機種が焼損する浴室火災ががたに1件発生し、該当機種からの発熱・発火として考えられる全ての可能性につい、大統証した結果、4機種について点検作業を追加実施することとした。 (平成18年6月22日及び平成18年8月21日に行った社告の再社告)	無償で点検・部品交換
	東京ガス株式会社 0120-600-446 フリーダイヤル http://www.tokyo- gas.co.jp/Press/200 60622-01.html	BBD-3300ACSK-2 BBD-3300ACSK-3 BBD-3301ACSK-J3 BBD-3302ACSK-J2 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H13年4月~ H17年11月 販売	H18年8月24日 〈新聞,HP〉	本体の中の電源線から発熱・発火し、火災に至る可能性のあることが判明したことから、そ 成18年6月22日に公表し、協検・部品交換を大阪 府内の住宅で該当機種が焼損する浴室火災が新 たに1件発生し、該当機種からの発熱・発火と して考えられる全ての可能性について経証した 結果、2機種(BBD-3301ACSK-J3、BBD- 3302ACSK-J2)について再度点検・部品交換 を実施することとした。 (平成18年6月22日及び平成18年8月18日に行った社告の再社告)	無償で点検・ 部品交換
012 フリ http://	大阪ガス株式会社 0120-00-7573 フリーダイヤル http://www.osakagas.co.jp/ Press/pr06/060622_1.htm	161-5501、5510、5511型 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H12年8月~ H18年4月 製造	H18年8月24日 <新聞,HP>	本体に付属の電源線が発熱・発火し、火災に至る可能性があることが判明したため、平成18年6月22日に公表し、点検・部品交換作業の大阪のでは、8月12日に部品交換完了後の次が新内の住宅で該当機種が焼損する浴室火災が新たに1件発生した。該当機種からの発熱・発火として考えられる全ての可能性について検証した結果、1機種について点検作業を追加実施することとした。(平成18年6月22日及び平成18年8月21日に行った社告の再社告)	
ノート パソコン用 バッテリー	アップルコンピュー タ株式会社 下記WEBサイトを参照 https://support.apple.com /ibook_powerbook/batter yexchange/index.html Applicate+プエルサポートライン 0070-800-27753-1		H15年10月頃~ H18年8月頃 販売	H18年8月25日 <hp></hp>	日本のソニー株式会社製のバッテリーセルが 含まれた特定のリチウムイオンバッテリーがま れな状況で過熱するという安全上の問題を引き 起こす可能性がある。	製品交換 (バッテリー)
工作用電気 温風機	太洋電機産業株式会社 0120-096-910 フリーダイヤル E-mail:info@goot.co.jp http://www.goot.co.jp/	gootヒートガン HG-900 HG-910 (平成18年9月29日に対象機種追加)	H7年5月~ H18年8月 販売	H18年8月29日 <新聞,HP>	使用を続けると、電源コードが損傷し、火花 により火傷する恐れがある。	無償で部品交換

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電気床暖房器	ジェイ・ビー・エイチ 株式会社 0120-92-3737 フリーコール http://www.jbh-net.co. jp/jbh_060831-1.htm	マイダンディIV 型番: Cxxxxxxx Dxxxxxx Hxxxxxxx Mxxxxxx (頭文字がC、D、H、Mで始まる8桁の型番)	H15年11月1日~ H17年3月22日 販売	H18年8月31日 <hp></hp>	使用上の注意を記載しているがその使用方法が守られないまま長時間連続運転を行う事により、床面が焼損する事故が発生した。当該商品に使用しているカーボンインク(発熱体)の特性が、保温性の良い物が床面に置かれ、長時間の連続運転で使用されるという条件とが重なった場合、異常加熱となり上記の事故に至る。	無償点検及び注 意喚起
複写機	キヤノン株式会社 キヤノンマーケティン グジャパン株式会社 0120-570-007 フリーダイヤル http://cweb.canon.jp/newsrele ase/2006-09/pr-060912pfc.html	小型複写機 PC7 PC80 PC100	S62年〜H9年 製造・販売	H18年9月12日 <新聞,HP>	製造時または修理時における定着器ヒーター の配線接続時の作業不良により、極めてまれで はあるが、接触不良を起こして、状況によって は、発煙・発火に至る可能性があると判明した。	無償点検、及び、 今後の修理時に おける作業不良 防止のための部 品交換
ノート パソコン用 バッテリー	レノボ・ジャパン株 式会社/日本アイ・ ビー・エム株式会社 http://download.boulder.ibm. com/ibmdl/pub/pc/pccbbs/m obiles/batteryrecall ja.html レノボ PC 特設窓口 0120-277-874 フリーダイヤル	(1)下記モデルの付属バッテリ ThinkPad R シリーズ(R51e,R52,R60,R60e) ThinkPad T シリーズ(T43,T43p,T60,T60p) ThinkPad X シリーズ(X60,X60s) (2)上記モデルおよびT40番台シリーズ、 R50番台シリーズ用の交換又は追加バッテリー	H17年2月~ H18年9月 販売	H18年9月29日 〈新聞,HP〉	極端なオーバーヒートが発生し、また発火に よる危険の可能性があることを確認した。	無償で製品交換 (バッテリーパ ック)

【台所・食卓用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
マグカップ	株式会社リテイルネットワークス 03-5773-2547 (8/20まで) 03-5773-1580 (8/21以降) http://www.disneystore.co.jp/	ジェリードットマグカップ (ミッキー/ミニーの2種類) ※国内のディズニーストア53店舗及びディズニー・モール(公式オンラインショッピングサイト)で販売	H18年2月3日~ H18年7月4日 販売	H18年8月8日 <新聞,HP>	飲料用の取っ手付きマグカップの取っ手が、本体から外れる可能性があることが判明した。	製品回収

【燃焼器具】

【燃烧器具】						
品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ガス給湯器	パロマ工業株式会社 0120-314-552 フリーダイヤル http://www.paloma. co.jp/	屋内設置型湯沸器 PH-81F PH-82F PH-101F PH-102F PH-131F PH-132F PH-161F	S55年~H1年 製造	H18年7月15日 <新聞,HP>	正常な状態の製品では使用中に排気ガスを屋外に排出するための排気が正常に行われない場合に自動的に製品の燃焼を停止する安全装置が働くが、何らかの理由で安全装置が働いた場合にも無理に運転しようとして、改造が行われたために、一酸化炭素中毒による死亡事故が起きている。	無償で点検
ガス給湯器(再社告)	パロマ工業株式会社 /株式会社パロマ 0120-314-552 フリーダイヤル http://www.paloma.co.jp/	屋内設置型湯沸器 PH-81F PH-82F PH-101F PH-102F PH-131F PH-132F PH-161F	S55年~H1年 製造	H18年7月19日 <新聞,HP>	安全装置が正常に作動せず事故に至る可能性があることが判明した。 (平成18年7月15日に行った社告の再社告)	無償で点検及び 修理・回収
ガス給湯器	株式会社ハーマン 株式会社 ハーマンプロ 0120-31-3800 フリーダイヤル http://www.harman. co.jp/news/news03. html	半密閉式ガス瞬間湯沸器 ブランド 機器型式 S857型 S1057型 S1057型 S1057型 S1057型 S1057型 S1057型 S1058型 S1058型 S1058型 S1058型 S1058型 S1058型 S1058型 S1058型 S1058型 S1057型 (F610F S1358型 S1057型 (F610F S1357型 S1057型	S56年~S60年 製造	H18年8月4日 <新聞,HP>	平成6年3月に一酸化炭素中毒事故が1件発生 していたことが判明した。	無償点検
ガス栓	株式会社桂精機製作所 0120-35-2334 フリーダイヤル http://www.katsuraseiki.co. jp/company/onegai.html	L P ガス用フレキガス栓 FC-2L FC-2S	H2年2月~ H16年2月 製造	H18年8月26日 <新聞,HP>	浴室内に設置した場合、ガス漏れが発生し着 火すると火災に至る可能性があることが判明し た。	無償で製品交換

【燃焼器具(つづき)】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
温風暖房機(再社告)	松下電器産業株式会社 0120-872-773 フリーダイヤル https://sec.panasonic. co.jp/appliance/info/ heating/index.htm		S60年~H4年 製造	H18年9月15日 <新聞,HP>	平成17年4月21日「謹告」にて部品交換等の実施に関わるお知らせを行っていたが、未点検品において新たな一酸化炭素中毒事故が発生した。当該対象製品を未点検のまま使用すると、一酸化炭素を含む排気ガスが、室内に漏れ出し、場合によっては死亡事故に至る恐れがある。(平成17年4月21日、11月30日、12月6日及び12月7日に行った社告の再社告)	買い取り又は無 僧で部品交換 (エアホース)

【家具・住宅用品】

【	豕具・住宅用品 】								
品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法			
いす	コクヨファニチャー 株式会社 0120-201594 フリーダイヤル http://www.kokuyo.co.jp/	アリーナC CK-780□□□およびCK-785□□□	H15年12月~ H18年1月 製造	H18年7月19日 <新聞,HP>	背もたれの樹脂が急速な経時変化により強度 低下を起こし、まれに破損する可能性があることが判明した。	製品交換			
いす (アップ ライトピアノ 付属品)	ヤマハ株式会社 0120-465-808 フリーダイヤル http://www.yamaha. co.jp/service/2006/ 06082501.html	アップライトピアノ付属椅子 ・アップライトピアノ(黒塗りタイプ) YU30シリーズ YP30シリーズ YP30シリーズ YS30シリーズ MI102シリーズ MI201シリーズ MI201シリーズ YU10シリーズ YU10シリーズ YU10シリーズ YU50シリーズ YU50シリーズ YU50シリーズ Yアップライトピアノ(特注色タイプ) 特注色椅子	H18年1月~7月末製造	H18年8月24日 <hp></hp>	昇降機構部の溶接不良により使用中に「座板の上下調整ができない」という不具合が発生した。この状態のまま使用すると、座板の片方が下降し傾く可能性がある。座板が高い状態にある場合は、傾きが大きくなり、演奏者がバランスを失い転倒する恐れがある。	無償で点検			
洗面化粧台	松下電工株式会社 0570-081-365 http://www.mew.co. jp/corp/oshirase/06 0830/	三面鏡・二面鏡付き洗面化粧台	限定せず	H18年8月30日 <hp></hp>	鏡扉は、上下2か所の固定金具でキャビネット(収納戸棚)に取り付けられており、この固定金具が磨耗することにより鏡扉がガタつき、ごくまれにキャビネットから外れ、手前に倒れ掛かってくる恐れがある。次のような場合には、鏡扉の開閉を避けて、修理を依頼すること。・・鏡扉の開閉時のガタツキが大きくなってきた場合・鏡扉がキャビネットから外れた場合	注意の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
ジェット噴流 バス	大阪ガス住宅設備株 式会社 0120-135-498 フリーダイヤル http://www.ogj.co.jp/jet_ bath/index.html http://www.osakagas.co.jp /Press/pr06/060919.htm	「吸込みロカバー」交換対象のポンプユニット品番(平成12年以前の設置品) 03-134,03-520,03-540,03-560,03-561,03-562,03-563,31-014,65-560,65-561,65-590,03-551,03-640,03-650,03-660,03-680	S59年~H12年 製造	H18年9月19日 <新聞,HP>	他ブランド機器において吸込口に髪の毛が絡まる死亡事故が発生したことを受け、平成12年11月以降、部品交換を行ってきたが、平成18年8月24日に、部品交換していない家庭で、入浴中の子供が髪の毛を吸込口に絡ませるという事態が発生した。 (平成12年11月14日、平成12年12月5日及び平成13年1月11日に行った社告の再社告)	無償で部品交換 (吸込ロカバー) 及び注意喚起			
ジェット噴流 バス	株式会社ノーリツ 0120-018-170 フリーダイヤル http://www.noritz.co.jp/cont act/important/02/index.html	ワールプールバス	S61年1月~ H12年12月 製造販売	H18年9月19日 <hp></hp>	平成13年より弊社ジェット噴流バス(ワール ブールバス)吸込ロカバーの無料部品交換につ いて告知しているが、けが等にはいたらなかっ たものの、未交換の家庭で入浴中の子どもが髪 の毛を吸込口に絡ませるという事態が発生した。	無償で部品交換 (吸込ロカバー) 及び注意喚起			
ドアストッパー	英国ドラマウス社 有限会社エスアールジー 0120-878-759 フリーダイヤル	ドアストップ	H18年1月10日 輸入	H18年9月20日 <新聞>	商品の1点に針の混入があった。	無償で検針			

【乗物・乗物用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
折り畳み自転 車	株式会社ラパーチェ 0120-151-610 フリーダイヤル http://lapace.co.jp/ oshirase.html	Grandride ・20インチシングルギャ (黒、白、シルバー、ピンク、茶色(マーブル) *ブルーは対応済み) ・20インチ外接6段ギャ (黒、白、ジルバー、ピンク、茶色(マーブル) *ブルーは対応済み) P-CICLO ・16インチシングルギャ(黒、白、シルバー、オレンジ、ブルー、レモン TEMPS ・20インチシングルギャ(黒、白、シルバー、オレンジ、ブルー) MONOS ・20インチ外接6段ギャ(黒、白、シルバー、オレンジ、ブルー)	H18年4月~ 6月10日 販売	H18年9月19日 <hp></hp>	折り畳み自転車の一部においてペダルが破損 する恐れがあることが判明した。	無償で部品交換(ペダル)

【レジャー用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
TID (23 7713)	ダイワ精工株式会社 0120-506-204 フリーダイヤル http://fishing.daiwa 21.com/colum2/ite m.asp?ltemID=1363	スペシャルジョグSP-2050R(ブラック) サイズS・M・L・LL・3L	H15年6月~8月 販売	H18年9月11日 <hp></hp>	スペシャルジョグSP-2050Rに装着のフェルトソールにおいて、層間剥離が発生する可能性があることが判明した。	

【乳幼児用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
子守帯	YKK台湾社 YKK株式会社 ラッキー工業株式会社 0120-00-2455 フリーダイヤル http://www.ykk.co.jp/jap anese/corporate/g_news/ 2006/20060718_obi.html http://www.lucky-baby.co.jp/ information/060714/index.html	ラッキー工業株式会社製 子守帯 「Buddy Buddy」 (1) 「かんたん抱っこタイプ:製品番号P0130」 (2) 「ヒップバックタイプ:製品番号P7500」	H15年5月~ H18年6月 製造	H18年7月15日 <新聞,HP>	子守帯の腰ベルト部分に使用している脱着式 樹脂バックル(LB50RD 50ミリメートル側の一部に、本来の仕様と異なる素材の部品が混入したため、それにより異素材の部品が組み合わさるとバックルの接続部分が外れる恐れがあることが判明した。	検品および修理
玩具(笛)	株式会社 アトリエ ニキティキ 0120-366-034 フリーダイヤル http://www.nikitiki.co. jp/top/index.html	乳児用笛(ジョイ/赤・白木) (ドイツ・WALTER社製)	H18年6月6日~ H18年8月25日 販売	H18年8月30日 <新聞,HP>	接着不良により音を出すパーツが取れてしまうものがあることが判明した。	製品回収

【繊維製品】

【心性发口】						
品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ストール	株式会社三越 0120-3254-46 フリーダイヤル http://www.mitsuko shi.co.jp/	婦人ストール ブランド名:サルダリーニ (Saldarini) ※2枚重ねの薄手の商品 品番・販売価格: N-29 8,400円 (セール価格 5,250円) N-30 12,600円 (セール価格 5,250円) N-34 12,600円 (セール価格 5,250円) 販売店:日本橋・銀座・池袋・千葉・恵比寿・仙台・札幌・名古屋栄・高松・松山	H18年2月~ H18年7月24日 販売	H18年7月27日 <新聞,HP>	在庫の一部に、製造工程で使用した針の抜き 忘れがあることが判明した。	問い合わせ先に 連絡
女性用下着	株式会社ワコール 0120-039-056 フリーダイヤル http://www.wacoal. co.jp/	スタイルサイエンス 2005年春夏 EV1591 GDC550 GDC555 GSC550 GSC555 2005年秋冬 AEY400 EQ0812 EQ0813 EQ0814 EZN203 EZN204 GCL755 GFA375 GRA503 GTJ325 GWF203 2006年春夏 EQ0815 EQ0863 EQ0864 EZN205 GFA310 GFA311 GFA321 GLT80 GRA513 GWF205 MG2345 2006年秋冬 AEY001 AEY401 AEY500 BRN205 BRN206 EQ0872 EQ0873 EQ0875 EZN206 EZN207 GCL300 GCL366 GDC570 GDC571 GDC575 GRA563 GSC570 GSC571 GSC575 GT J352 GWF206 GWF207 MGR320 PV1860	H13年4月~ H17年11月 販売	H18年9月1日 <hp></hp>	「スタイルサイエンス」商品は、はいて歩く ことで、自然に歩き方が変わり、腰をひねった り、歩幅が広がったりすることで筋肉を鍛形外 機能を持つ。そのため、腰にトラブル(整形外 科医に腰椎椎間板ヘルニア、座骨神経症、腰部脊柱管狭 症(ぎっくり腰)、腰椎分離症、腰部脊柱管狭 窄症、腰椎すべり症などと診断された人)があ る場合は着用を避ける必要がある。	
男児用ズボン	株式会社 西松屋チェーン 079-252-3301 http://www.24028.com/	男児ハーフパンツ (迷彩柄) 品番:06S-EPD421 (製品の洗濯ラベルに表示) サイズ:100・110・120・130センチ	H18年3月末~ 8月末 販売	H18年9月21日 <新聞,HP>	販売した商品の一着から工業用ミシン針が発 見された。	製品回収

【その他】

品	. 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
シュ	レッダー	アイリスオーヤマ株式会社 0120-211-299 フリーコール http://www.irisohyama. co.jp/20060823.html	ペーパーシュレッダー 「SCA-410D」「SCA-407D」 「SCA-415D」「OF-18C」「SSA-418D」	H16年8月~ H18年7月 販売	H18年8月23日 <新聞,HP>	オフィス用ペーパーシュレッダー「SCA-410D」において電源が入った状態で2歳の子どもが誤って紙投入口に指を入れたため、指を9本切断する不測の事故が一件発生した。	無償で部品交換
シュ	レッダー	カール事務器株式会社 0120-666-912 フリーダイヤル http://www.carl.co.jp /index2.html	対象商品:事務用シュレッダー(デスクパーサー)品番DS-4000	H15年9月~ H18年7月 販売	H18年8月23日 <新聞,HP>	事務用シュレッダー品番DS-4000にて、2歳4カ月の幼児が指を2本切断するという事故が発生した。	幼児安全対策 (紙挿入部の開 口幅を狭くする ための部品を取 り付け)

※再社告について:概ね1か月以上の間隔を空けずに、同一内容(対象機種、対処方法等)の社告が新たに行われた場合は、再社告としてカウントしていません。 ※本情報はN I T Eが情報収集した当時のものです。本文中の連絡先(フリーダイヤル、ホームページ等)が終了している場合がありますのでご注意ください。

平成18年度第3四半期

平成18年度第3四半期(10月~12月)にNITEで収集した社告情報は56件です。当社告情報は、平成18年10~12月までに、新聞等に社告を掲載し、製品の回収・交換等を実施しているもの(再社告情報含む)の中から、事故情報収集制度における対象製品で、事故が発生したか事故の起こる可能性の高い製品の社告を収集したものです。なお、同四半期中に同一内容(対象機種、対処方法)の社告が新たに行われた場合は、社告情報の件数としてはカウントしていません。

乳幼児用品 1 乗物・乗物用品 2 身のまわり品 3 家具・住宅用品 3 燃焼器具 9

平成18年度第3四半期の社告情報品目別内訳

平成18年度第3四半期〔平成18年10月~12月〕の社告回収等一覧表

【家庭用雷気製品】

外胚用电ス	《姓州电刘袋印》								
品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法			
携帯電話用 ACアダプター	株式会社ウィルコム /株式会社ネットイ ンデックス 0120-526-156 フリーダイヤル http://www.willcom- inc.com/ja/corporat e/press/2006/10/05/ index.html	ネットインデックス製音声端末 「nico.(WS005IN)」の一部に付属する A C アダプター(製造:ダイヤテック)	H18年7月14日~ 10月5日 販売	H18年10月5日 <hp></hp>	使用状況により発熱し、ACアダプター本体が変形する事象が確認された。本事象の発生により、やけどなどにつながる可能性がある。	製品回収			
電気式床暖房 (再社告)	ジェイ・ビー・エイ	 製品名:マイダンディIV 製造元・販売元:ジェイ・ビ・・エイチ株式会社 製品名:ほっとたいむES 製造元: ジェイ・ビ・・エイチ株式会社 販売元: 三洋工業株式会社 型番: Cxxxxxxx Dxxxxxxxx Hxxxxxxxx Mxxxxxxx (頭文字がC、D、H、Mで始まる8桁の型番) 	H15年11月1日~ H17年3月22日 販売	H18年10月14日 <新聞,HP>	床暖房を設置している床面上に、保温性の良い座布団やクッションなたって、保温性の力を特別の連続運転を行った場合、一部のが発生した。当該製品に使用しているカーボンインク(発熱体)の特性が、保温性の良い物が床面に置かれ、長時間の連続運転で使用されるという条件とが重なった場合、異常加熱となり上記の事故に至る。	無償点検・修理			
電気ストーブ (ハロゲン ヒーター) (再社告)	株式会社メディア・ プライス 0120-80-7272 フリーダイヤル	ハロゲンアイムソーラー 型番:NSH-800RI H15アイムソーラー 型番:NSH-800-14AI	H14年10月~ H16年1月 販売	H18年10月18日 <新聞>	内部の電圧切替部品の不具合により、発熱、 き損のおそれがあることが判明した。 (平成18年4月25日に行った社告の再社告)	無償で点検・修理			
ノート パソコン用 バッテリー	株式会社日立製作所 0120-223961 フリーダイヤル http://www.hitachi.co. jp/Prod/comp/OSD/i/i nformation/info1006. html	1. FLORAシリーズ ・ FLORA 210W(NL6、LL1) ・ FLORA Se210(SL6、SL7) 2. FLORA 210WおよびFLORA Se210用バッテリーパック(オプション購入品) PC-AB7330 PC-AB7330A PC-AB7340 PC-AB7340A PC-AB7350 PC-AB7350A	~H18年10月6日 販売	H18年10月19日 <hp></hp>	ソニー株式会社がノートパソコン用バッテリーパックに関して「自主交換プログラム」の実施を公表した。現時点においては、日立Priusシリーズ/FLORAシリーズのノートパソコンでは、ソニー製バッテリーを使用している際に生じる不具合は、発生していないが、ソニー株式会社の自主交換プログラムを受けて、同プログラムで対象とされるソニー製バッテリーの自主交換を実施することとした。	無償で製品交換 (バッテリーパ ック)			

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ヘアドライヤー	株式会社日立製作所 /九州日立マクセル 株式会社 0120-121-319 フリーダイヤル http://www.hitachi.co.j p/information/support _1023/index.html	イヤー HD-N1260DU	H16年11月~ H18年9月 販売	H18年10月23日 <新聞,HP>	電子部品の一部に不具合があり、ごくまれに 発煙、発火する可能性のあることが判明した。	無償で製品交換
ジューサー	ツインバード工業株 式会社 0120-355-928 フリーダイヤル http://www.twinbird. jp/docs/osirase/200 61023/index.html	ツインバード パワフルジューサー KC-4633型 プライム マルチジューサー 「ベジタリア」 PKC-101型	H16年10月18日 ~12月16日 販売	H18年10月23日 <新聞,HP>	フィルターの一部に 強度不足のものがあり、 極めてまれではあるが、亀裂が入った場合に そのまま使用すると、フィルター及びフタが破 損し、場合によっては、けがに至る可能性があ ることが判明した。	無償で部品交換(フィルター)
ノート パソコン用 バッテリー	ゲートウェイ社 0120-574-222 フリーダイヤル http://jp.gateway.com /battery/	GatewayノートブックPC MX1020j	H17年9月~ 販売	H18年10月24日 <hp></hp>	ソニーエナジー・デバイス株式会社によって 製造されたある一部のリチウムイオンバッテリーがごくまれな状況において過熱する可能性が ある。これらのバッテリーを搭載したGateway システムにおいて同様の問題は起きていないが、 米国消費者製品安全委員会およびソニーに協力 したのバッテリーを自主的に回収することにした。	無償で製品交換 (バッテリーパ ック)
浴室暖房 乾燥機 (再社告)	株式会社ハーマンプロ 株式会社ハーマン 株式会社ノーリツ 0120-13-2587 フリーダイヤル http://www.harman. co.jp/ http://www.noritz.co. jp/	FD2809J2 FD2809J3 FD2809J3W RCA-326M (製造:株式会社ハーマンプロ)	H12年12月~ H18年3月 販売	H18年10月30日 <新聞,HP>	機器内部から発熱・発火し、火災に至る可能性があることが判明したため、平成18年6月より中継線の交換作業を進めており、また8月の大阪府内の浴室火災を受け、100V配線の保日業をできたが、10月28日に大阪府内で電装基板の交換を新たに追加し実板の交換が完了していない住宅で該当機種が焼損する事故が新たに1件発生した。電装基板交換作業が完了するまでは、機器の使用を控えること、平成18年8月24日及び平成18年8月24日に行った社告の再社告)	無償で部品交換
	東京ガス株式会社 0120-600-446 フリーダイヤル http://www.tokyo- gas.co.jp/	BBD-3301ACSK-J3 BBD-3302ACSK-J2 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H13年4月~ H17年11月 販売	H18年10月30日 <新聞,HP>	機器内部から発熱・発火し、火災に至る可能性があることが判明したため、平成18年6月より中継線の交換作業を進めており、また8月保護作業と電装基板の交換を新たに迫加し実施してきた。同様に大阪府内の沿室投資を10月28日に大阪府内で電装基板の交換が完了していない住宅で該当機種が焼損する事故が新たに1件発生した。電装基板交換作業が完了するまでは、機器の使用を控えること。平成18年8月24日に行った社告の再社告)	無償で部品交換
	大阪ガス株式会社 0120-00-7573 フリーダイヤル http://www.osakagas. co.jp/Press/pr06/061 030_3.htm	161-5501型 (製造:株式会社ハーマンプロ)	H12年8月~ H18年4月 製造	H18年10月30日 <新聞,HP>	機器内部から発熱・発火し、火災に至る可能性があることが判明したため、平成18年6月より中継線の交換作業を進めており、また8月よの大阪府内の浴室火災を受け、1000配線の保護作業と電装基板の交換を新たに追加し実施してきたが、10月28日に大阪府内で電鉄焼板の支換が完了していない住宅で該当機種が規する事故が新たに1件発生した。電装基板交換作業でするまでは、機器の使用を控えることで成18年6月22日、平成18年8月18日及び平成18年8月24日に行った社告の再社告)	無償で部品交換
融雪用電熱 シート	JFEスチール株式会社 0120-308-873 フリーダイヤル http://www.jfe-steel. co.jp/information.html	屋根下設置型融雪装置 (川鉄ファインヒーター株式会社および ケイエフエイチ (KFH) 株式会社が製造)	H元年1月~ H7年12月 製造	H18年10月31日 <新聞,HP>	部品の経年劣化などにより発火する可能性が あることが判明した。	無償で製品撤去 等
食器洗い 乾燥機	松下電器産業株式会社 0120-871-227 フリーダイヤル http://panasonic.co. jp/info/	卓上型食器洗い乾燥機 NP-40SX1 NP-40SX2	H13年5月~ H14年5月 製造	H18年11月1日 <新聞,HP>	食器洗い乾燥機内部の洗浄水がファンモータ 部に浸入して、まれに発煙・発火に至る可能性 があることが判明した。	無償で部品交換
	東京ガス株式会社 0120-355-426 フリーダイヤル http://www.tokyo- gas.co.jp/	卓上型食器洗い乾燥機 MA-D543A	H14年1月~4月 製造	H18年11月1日 <新聞,HP>	食器洗い乾燥機内部の洗浄水がファンモータ 部に浸入して、まれに発煙・発火に至る可能性 があることが判明した。	無償で点検及び 部品交換
	大阪ガス株式会社 0120-0-94817 フリーダイヤル http://www.osakagas. co.jp/	卓上型食器洗い乾燥機 115-1076型	H14年4月~5月 製造	H18年11月1日 <新聞,HP>	食器洗い乾燥機内部の洗浄水がファンモータ 部に浸入して、まれに発煙・発火に至る可能性 があることが判明した。	無償で点検及び 部品交換

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電気食器洗い 機/電気衣類 乾燥機 (再社告)	ボッシュ株式会社 0120-975-132 フリーダイヤル http://www.bosch.co. jp/ http://www.bosch.co.j p/jp/rbjp/contact/dish washer_n_drier.pdf	電気食器洗い機 SPI、SPS	S59年1月~ H4年12月 販売	H18年11月1日 <新聞,HP>	一部に内部部品の不具合があり、極めてまれ に、使用中に発煙・発火に至る可能性がある。 (平成16年11月1日に行った社告の再社告)	無料で点検・修理
電気ストーブ (再社告)	株式会社山善 0120-680-286 フリーダイヤル http://www.yamazen. co.jp/	(1) YAMAZEN カーボンヒーター CBH-D900 CBHI-D900 (2) YAMAZEN パワーヒーター PH-970 (W) PH-9701 (W)	H15年7月~9月 製造	H18年11月6日 <新聞,HP>	(1)カーボンヒーター 首振り機構部品の不具合により、ごくまれに 電線コードが断線と、発煙・発火に至る可能性 があることが判明した。(平成16年2月12日、 平成17年2月21日及び平成17年12月13日に行っ た社告の再社告) (2)パワーヒーター 接続端子の加工不良により、使用中に発熱・ 発火に至る危険性のあることが判明した。(平 成18年2月6日に行った社告の再社告)	(1)製品回収 (2)無償で点検・ 修理
ビデオテープ レコーダー/ カラーテレビ	株式会社東芝 (1)カセットVTR 0120-509-541 (2)カラーテレビ 0120-609-221 フリーダイヤル http://www.toshiba. co.jp/	(1)カセットVTR A-B8.A-B78.A-B88 A-BK80.A-BDN8.A-BY2 (2)カラーテレビ 25J-S52、25C-S60 28J-Z52	(1)カセットVTR H10年4月~ H11年8月 製造 (2)カラーテレビ・25J-S52、 25C-S60 S61年9月~ S63年6月 ・28J-Z52 S61年8月~ S63年7月 製造	H18年11月7日 <新聞,HP>	(1) カセットVTRの該当機種において、テープ 挿入口の扉が何らかの原因で破損し、その扉に ついているパネが外れて特定の回路基板上に落 下した場合、発煙、発火に至る可能性があった とが判明した。(平成17年11月29日に行った 社告の再社告) (2) カラーテレビの該当機種の一部において、 高圧部品の経年劣化と、長期間の使用 発煙、 火に至る可能性のあることが判明した。(発成 大口3年3年24日、平成16年4月13日に行った社告 の再社告)	無償で点検・修理
電気冷蔵庫(再社告)	株式会社富士通ゼネ ラル 0120-623-667 フリーダイヤル http://www.fujitsu- general.com/jp/	冷凍冷蔵庫 ER-F43KA-G, ER-F43KA-H, ER-F43KB-G ER-F43KB-H, ER-F43MA-G, ER-F43MA-H ER-F43MB-G, ER-F43MB-H, ER-F39MB-G ER-F39MB-H, ER-F35MB-G, ER-F35MB-H ER-F35MC-G, ER-F35MC-H, ER-F35MD-H ER-M436ALG, ER-M43JB-G, ER-M42J1-G ER-M436ALH, ER-M35JB-H, ER-M35JC-H ER-D427M-H, ER-D420V-G, ER-D420V-H ER-D359M-H, ER-D450M-H ER-V43KD-G, ER-V43KD-H, ER-V43KDLH ER-V43KD-G, ER-V43KG-C ER-S428M-G, ER-42MSU-G	H7年~H13年 販売	H18年11月7日 <新聞,HP>	庫内に食品汁等をこぼした場合、電装部に流れ込むことがあり、ごくまれに「発煙」や「発火」等が発生する可能性があることが判明した。(平成17年9月2日及び平成18年6月2日に行った社告の再社告)	無償で点検・修理
ノート パソコン用 バッテリー	ソニー株式会社/ソニ ーマーケティング株式 会社/ソニースタイル ・ジャパン株式会社/ ソニーイーエムシーエ ス株式会社 0120-151-133 フリーダイヤル http://vcl.vaio.sony. co.jp/iforu/hotnews/ 2006/11/001/index. html	パーソナルコンピューター VAIO用バッテ リーパック VGP-BPS2B、VGP-BPS3Aの一部 <vgp-bps2b を同梱した製品型名=""> 自主交換の対象となる製造番号(シリア ル番号)のVGP-BPS2Bを同梱した製品 は日本国内向けには販売していない、 <vgp-bps3a を同梱した製品型名=""> VGN-T92PSY・T92PS・T92S・T72B/L ・T72B/T・T52B/L VGN-T91PSY・T91PS・T91S・T71B/L ・T71B/T・T51B/L *VAIO 本体の製品型名表記では "/L" や "/T" など、"/" 以降は省略</vgp-bps3a></vgp-bps2b>	不明	H18年11月7日 <hp></hp>	電池セルが過剰発熱や発火に至らないよう、各種の安全施策を考慮したシステム構成となっているが、電池セルの一部に微部な接触したがあるが、電池セル内の他部でなら、ョを起これにではあるが、電池セル内の他部で対象を対し、ョとを起こした電池セルは電池機能を失うが短絡をが、あるまれな状況下においては、内部短路では、内部短路では、大り部をがまると考えられるため、自主交換プログラムを実施する。	無償で製品交換 (バッテリーパ ック)
ラミネーター	フジプラ株式会社/ 住友商事マシネック ス関西株式会社 http://www.fujipla. co.jp/ ※上記WEBアドレス にアクセスできない 場合 の120-227-846 フリーダイヤル	ラミネーターキュービックシリーズ CUBIC A3 (LPD3217) CUBIC A4 (LPD2317)	H17年2月~ H18年10月 販売	H18年11月8日 《新聞,HP>	ヒーター配線接続部の不具合によりまれに発煙・発火に至る可能性があることが判明した。	無償で点検(修理)または交換
換気扇	高須産業株式会社 0120-775-191 フリーダイヤル http://www.takasu- tsk.com/	強制吸気用パイプファン PFF-100K(高須産業株式会社) SFF-100K(株式会社シンコー)	H13年7月1日~ H16年7月27日 製造	H18年11月10日 <hp></hp>	電源接続端子部の取り付け構造に加え、その 商品の施工作業のバラツキにより、水滴の侵入 保護に対して不十分である場合などの要因が重 なることにより、電源接続端子部に埃・塩分・ 水流等が堆積することによって、ごくまれに発 煙、発火に至る可能性があることが判明した。	無償で点検・ 部品交換
電気ストーブ (再社告)	株式会社山善 0120-219-700 フリーダイヤル http://www.yamazen. co.jp/	YAMAZEN カーボンヒーター NC-WT900	H17年8月~ H17年11月 製造	H18年11月14日 <新聞,HP>	配線の結線不具合により、使用中に発熱・発 火に至る危険性のあることが判明した。 (H18年2月6日に行った社告の再社告)	製品回収

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電気ストーブ (ハロゲンヒ ーター)	株式会社シー・アイ ・シー/ヤマダ電気 株式会社 0120-338-622 フリーダイヤル http://www.yamada- denki.jp/information/ pdf/061114.pdf	YS-F803R	H16年9月1日~ 販売	H18年11月15日 <新聞,HP>	他の家庭電化製品から発生するノイズが原因となり、当該機種の電源等が作動する障害が発生することが判明した。	
電気ストーブ (ハロゲンヒ ーター)	株式会社アイアン 0120-848450 フリーダイヤル http://www.iron.co.jp/	速暖カーボンヒーター IR-4622 誤作動対象品は2003年と2004年製造の ロット F03********は2003(H15)年製 F04*******は2004(H16)年製 2005(H17)年以降の発売製品は誤動作 対策に対応済み。	H15年~H16年 製造	H18年11月15日 H18年12月12日 <hp></hp>	家電製品のリモコンボタンに反応し誤作動する場合があることが判明した。 (平成18年11月15日に行った社告の再社告)	無償で製品交換
ヘッドホン	オンキヨー株式会社 0120-10-9090 フリーダイヤル http://www.jp.onky o.com/oshirase/	デジタルワイヤレスヘッドホン MHP-AV1 MHP-A1 WP-1	不明	H18年11月21日 <hp></hp>	付属の単3形ニッケル水素充電池が充電中または使用中、まれに発熱して電池から液漏れが発生する事が確認された。	無償で部品交換 (充電池)
照明器具 (シャンデリア)	三菱電機株式会社 0120-827-087 フリーダイヤル http://www.mitsubis hielectric.co.jp/oshi rase/chandelier/ind ex.html	シーリングファン専用白熱灯シャンデリア LK4725	H16年11月~ H18年5月 製造	H18年12月5日 <hp></hp>	ガラスグローブの先端部分が割れて破片が落下する場合がまれにあることが判明した。	無償で部品交換 (ガラスグロー ブ)
携帯電話用バッテリー	NTTドコモグループ /三菱電機株式会社 0120-800-000 フリーダイヤル http://www.nttdoco mo.co.jp/info/notice /page/061207_00.ht ml	三菱電機製携帯電話「FOMA D902i」対応 電池パック「D06」のうち、次の7タイプ の製品。 「OKA」「OLA」「PAA」「PBA」 「PCA」「PDA」「PEA」	H17年11月~ H18年5月 製造	H18年12月7日 <新聞,HP>	製造工程上の問題により、充電中などに電池 パック本体が異常発熱し、場合によっては破裂 するおそれのある不良品が存在することが確認 された。	製品回収
循環式風呂湯 沸器 (24時間風呂)	株式会社荏原シンワ 0120-263-278 フリーダイヤル http://www.shinwa. ebara.com/support/ index.html	浴槽用電気循環浄化器 湯々 (型式/BC-100)	H2年~H6年 販売	H18年12月12日 <hp></hp>	使用環境や長期間の使用により、操作パネルにおけるコネクタ部、あるいは端子部等の経年 劣化が促進され、極めてまれではあるが、発熱、 発煙、発火の可能性がある。	無償点検
電気温水器	東芝機器株式会社 0120-7543-22 フリーダイヤル http://www.toshiba- kiki.co.jp/corp/notic e_20061212.htm	東芝電気防食電極型電気温水器 HPL-3703SH	S50年 製造	H18年12月12日 <hp></hp>	長期間 (3年程度以上) 100 V 電源を通電したまま、お湯を使用しなかった場合にタンク内で水の電気分解が起こり水素と酸素のガスが蓄積され、極めてまれに破損事故が起きることがある。	無償点検
電気ストーブ	株式会社アルバジャ パン /二光株式会社 0120-252-283 フリーダイヤル https://www.nicoh.co. jp/halogen.html	サンライズ ハロゲンヒータースタンダ ード HH-A11型 製造番号BJ01~30、BK01~10	H14年10月~ 販売	H18年12月13日 <新聞,HP>	一部商品に電源端子のネジ止めが緩くごくまれに発火・発煙に至る原因となる不具合が判明した。	無償で点検・ 修理
家庭用ビデオ ゲーム機用コ ントローラ	任天堂株式会社 0120-345-164 フリーダイヤル http://www.nintendo. co.jp/wii/news/strap. html	Wiiリモコン (ストラップの「ひも」が0.6ミリメート ルのもの)	H18年12月2日~ 販売	H18年12月15日 <hp></hp>	想定を超えた動作をしたことにより、ごく一部ではありますが、Wiiリモコンのストラップの0.6ミリメートルの「ひも」が切れるなどの報告が寄せられている。	無償で部品交換 (Wiiリモコン 用ストラップ)
携帯ゲーム機 用ACアダプタ	任天堂株式会社 0120-210-557 フリーダイヤル http://www.nintendo. co.jp/n10/news/0612 15_2.html	(1) ニンテンド - DS (2) ニンテンド - DS Lite にそれぞれ同梱のACアダプタ (長野日本無線株式会社が製造)	(1)H18年1月~6月 (2)H18年7月~10月 出荷	H18年12月15日 <新聞,HP>	生産工程に一部不具合があったため、故障が 発生したり、更に故障が発生した状態で通電し た場合には、極めてまれではあるが、過熱によ り外部樹脂が損傷し、発煙や火傷の原因になる 可能性があることが判明した。	無償で部品交換 (ACアダプタ)
デスクトップ パソコン	日本電気株式会社 /NECパーソナルプ ロダクツ株式会社 0120-891-218 フリーダイヤル http://121ware.com /navigate/support/v sh/?id=top	液晶TV搭載デスクトップパソコン 「VALUESTAR H」 型番:PC-VH3007A 「VALUESTAR G タイプH (Web直販専用モデル)」 型番:PC-VG11NWZEF	H15年11月~ H16年6月 製造	H18年12月18日 <新聞,HP>	電源ユニットに使用されている一部の部品が 不良により発熱し、発煙・発火に至る可能性の あることが判明した。	無償で部品交換(電源ユニット)
電気式浴室換 気乾燥暖房機 (再社告)	株式会社INAX フリーダイヤル 0120-1794-57 http://www.inax.co.jp /warnings/060630/	UH-1A、UH-2A、UH-2B、UH-2A-L、 SH-1A、V-100BZ4-IX	H10年6月~ H15年10月	H18年12月18日 H18年12月25日 <新聞,HP>	電源電線接続工事が不適切な場合、接続部が 使用時に発火・発熱し火事に至る可能性がある。 (平成18年6月30日、12月18日及び12月25日 に行った社告の再社告)	使用中止と点検

【燃焼器具】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ガス給湯器 (再社告)	パロマ工業株式会社 0120-314-552 フリーダイヤル http://www.paloma. co.jp/	屋内設置型湯沸器 PH-81F PH-82F PH-101F PH-102F PH-131F PH-132F PH-161F	S55年~H1年 製造	H18年10月3日 <新聞,HP>	安全装置が正常に作動せず事故に至る可能性 があることが判明した。 (平成18年7月15日及び7月19日に行った社告 の再社告)	無償で点検及び 修理・回収
石油給湯器(再社告)	東陶機器株式会社 0120-444-309 フリーダイヤル http://www.toto.co.jp /News/yupro/index. htm	(販売会社名/ブランド名) 東陶機器株式会社/TOTO (先頭6桁が下記の6製品) RPE32K RPH32K RPE40K RPH40K RPH40K RPE41K RPH41K	H 7年8月~ H11年6月 製造	H18年12月4日 <新聞,HP>	使用時ごくまれに器具の内部で発火し、器具 を損傷する可能性がある。	無償で点検
	株式会社ノーリツ 0120-018-170 フリーダイヤル http://www.noritz.co. jp/contact/important /01/index.html	(株)ノーリツ ブランド名: NORITZ OTQ-302*・303*・305*・403*・405* OOB-302*・305*・403*・405* ※製品名の末尾の*には英数字が続きますが、すべて該当品です。高木産業(株) ブランド名: パーパス AX-400ZRD (株)日立ハウステック(日立化成工業(株)) HO-350*・HO-450*・KZO-460*・製品名の末尾の*には英数字が続きますが、すべて該当品です。	H9年3月~ H13年3月 製造	H18年12月4日 <新聞,HP>	一部部品の不具合により微量の油漏れが発生する可能性があることが判明した。当該対象商品を、未点検のまま使用すると、漏れた油が器具内で発火のおそれがあるため、周辺に可燃物があると危険である。 (平成14年10月24日及び平成15年7月28日に行った社告の再社告)	無償部品交換
	長州産業株式会社 /株式会社ワカサ 0120-652-963 フリーダイヤル http://www.choshu. co.jp/2006/12/04_0 00000.html	長州産業 PDX-403D、DX-403D PDF-403D、DF-403D、DX-403DF (株) ワカサ WBF-400C 東京ツチヤ販売(株) AX-4022A、EX-403A、FK-405A、 FC-406A	H8年5月~ H11年10月 製造	H18年12月4日 <新聞,HP>	一部部品の不具合により油漏れが発生し、使用時に器具の内部で発火し、器具を損傷または周辺に拡大被害を与える可能性がある。	無償点検
ガス 衣類乾燥機 (再社告)	(株)ツナシマ商事 0120-50-2740 http://www.tsunashi mashoji.co.jp/tsuna shima/www/topics/i ndex.htm	GLGQ642AS, FSG447GHS, FSG748GFS, FSG747GES, FSG747GCS, GLGR341AS, GLGR331AS, FDG546RES, MDG546RES	H8年8月~ H16年10月 輸入販売	H18年12月5日 <新聞,HP>	温風通気カバーにリント(繊維くず等)が堆積し、そのリントがバーナーの炎または熱により着火し、機器の内部部材に延焼することにより、数件の出火事故が発生している。 (平成16年12月15日に行った社告の再社告)	点検・サービス の実施
ふろ釜	株式会社ガスター フリーダイヤル 0120-211-871 (株)ガスター/(株)INAX 0120-250-711 リンナイ(株) http://www.gastar. co.jp/PressRelease 20061212.html	シャワー付きBFふろ釜 株式会社ガスター/株式会社INAX YUMEX SR-133SDX リンナイ株式会社 Rinnai RBF-133SDX	H10年12月~ H16年8月 製造	H18年12月13日 <新聞,HP>	給湯・ふろガス電磁弁の不具合から繰り返し 給湯やシャワーを使用中、場合により、高温水 や蒸気が出るおそれのあることが判明した。	点検及び部品 交換
	東京ガス株式会社 0120-660-416 フリーダイヤル http://www.tokyo- gas.co.jp/Press/200 61212-01.html	シャワー付BFふろ釜 KG-813BFA-FXS KG-813BFA-FXSH1 KG-813BFA-FXSH2 KG-813BFA-FXSM1 KG-813BFA-FXSM2 (製造:株式会社ガスター)	H10年12月~ H17年3月 販売	H18年12月12日 <新聞,HP>	給湯・風呂ガス電磁弁の不具合から、繰り 返し給湯やシャワーを使用する中で、場合に より高温水や蒸気が出るおそれのあることが 判明した。	点検及び部品 交換
	大阪ガス株式会社 0120-0-94817 フリーダイヤル http://www.osakagas. co.jp/oshirase/furo. html	シャワー付BFふろ釜 32-876型 32-877型 32-878型 32-879型 (製造:株式会社ガスター)	H11年3月~ H15年8月 販売	H18年12月13日 <新聞,HP>	給湯・風呂ガス電磁弁の不具合から、繰り返し給湯やシャワーを使用する中で、場合により高温水や蒸気が出る可能性のあることが判明した。	点検及び部品 交換
石油ファンヒ ーター (再社告)	株式会社トヨトミ 0120-104-1514 フリーダイヤル http://www.toyotomi. jp/kaisyuu.html	豊臣工業(現 トヨトミ) 石油ファンヒーター ・LCR-3 ・LCR-3-1 ・LS-3 ・LS-3-1 ・LS-6	S57年~S59年 製造	H18年12月21日 〈新聞,HP〉	一酸化炭素中毒事故が起こる可能性がある。 (昭和61年2月13日に行った社告の再社告)	製品交換

【家具・住宅用品】

品	名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
いす		DCMJapan株式会社	木製ステップチェア DCM-FR909 (カーマ、ダイキの各店舗において販売)	H16年10月~ H18年9月 販売	H18年10月5日 <折り込みチラシ>	一段目ステップを支えている回転軸の木製横 棒が折れる不具合が発生した。	製品回収
太陽熱(再社	(温水器 :告)	日本電気硝子株式会社 0120-305-324 フリーダイヤル http://www.neg.co.jp/	家庭用真空式ソーラー温水器 日本電気硝子株式会社 「サンファミリー」	S63年以降 販売	H18年10月26日 <新聞,HP>	長期使用や厳冬期の凍結等によりガラス管が 破損し、極めてまれに破損したガラスが屋根か ら落下する可能性がある。 (平成18年3月29日に行った社告の再社告)	安全対策の実施
すのこ ベッド	.ソファ `	株式会社ジェイテックス フリーダイヤル 0120-770-138 http://www.club-ones. com/pdf/20061222.pdf	すのこソファベッドⅡ型	H15年 製造・ 販売	H18年12月22日 <hp></hp>	ソファからベッドへ仕様変更する際に、誤っ て開口部に手を置いたまま後面を開き指を挟ん でけがをする事故が発生。	注意喚起

【乗物・乗物用品】

1/1/10									
品	名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法		
リチウ	いす用 ムイオ テリー	ヤマハ発動機株式会社 0120-855-214 フリーダイヤル http://www.yamaha- motor.co.jp/recall/ot hers/2006-10-05/ index.html	(1) 軽量型電動車イス 「JWアクティブ」(型式 XOC1,XOC2) (2) 車イス用電動ユニット 「JWW-1」(型式 XOC1,XOC2) (3) リチウムイオンバッテリーキット ※既販モデル用 「JW-I」(型式 XA7) 「JW-B」(型式 XA7) 「JW-II」(型式 XA4) 「タウニィジョイ」(型式 XOB)	H17年10月~ H18年9月22日 販売	H18年10月5日 <新聞,HP>	日立ビークルエナジー社製セル(単電池)の 製造工程が不適切なため、当該バッテリー内部 の正極の端子部分にバリを生じたものがあり、タ 充電時等に負極板が膨張し、バリがセパレータ を破り、両極板が接触して短絡することがある。 そのため、短絡部の発熱により、電解液等が気 化し内部の圧力が高くなり、高温の白煙ととも に電解液が噴き出し、最悪の場合、火災に至る おそれがある。	無償で製品交換		
自動車 非金属 チェー (再社	タイヤン	株式会社ソフト99 コーポレーション 0120-344-599 フリーダイヤル http://www.soft99.co. jp/support/tinet/inde x.html	タイネットX ラチェットロック 品番TX1~TX12	H16年10月20日~ H17年1月8日 販売	H18年11月28日 <雑誌,HP>	製品接合部の不具合があり、使用中にチェーンが外れてしまう可能性がある。 (平成 1 7年1月8日及び平成17年10月26日に行った社告の再社告)	製品回収		

【身のまわり品】

【身のよわり前】									
品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法			
ゆたんぽ (電子レンジ用) (再社告)	株式会社タカラトミー 0120-35-1031 フリーダイヤル http://www.takarato my.co.jp	レンジでチン ハローキティホット2フレンド	H10年~H12年 販売	H18年10月2日 H18年12年22日 <新聞,HP>	加熱により容器が破損して中身の液体が飛散し、やけどの原因となることが判明したため、平成12年4月および同11月、新聞広告等により商品の回収を実施してきたが、現時点において未回収の商品があり、平成18年9月、当該商品加熱時にやけどを負う事故の発生が判明した。(平成12年4月17日、平成12年11月27日及び平成18年10月2日に行った社告の再社告)	製品回収			
ゆたんぽ (電子レンジ用) (再社告)	株式会社ADEKA 0120-963-240 フリーダイヤル http://www.adeka.co. jp/news/2006/061002. html	商品名 () 内は販売元 「夢暖」(旭電化工業株式会社) 「安眠物語」 (株式会社バイオスインコーボレーション) 「あったまりーな」(山甚物産株式会社) 「レンジで湯たんぽ」「チビ暖くん」 (ビップトウキョウ株式会社)	~H10年 製造販売	H18年10月2日 H18年12日22日 <新聞,HP>	加熱の仕方により一部の製品で容器が破損して中身の高温の液体が飛散し、やけどを負う事故が発生している。 (平成11年11月12日、平成15年2月7日及び平成18年10月2日に行った社告の再社告)	製品回収			
デスクマット	コクヨS&T株式会社 0120-201594 フリーダイヤル http://www.kokuyo. co.jp/info/20061011. html	デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様) マ-400NM マ-500N マ-MX517N マ-406NM マ-507N マ-MX547N マ-407NM マ-511N マ-MX567N マ-411NM マ-511N マ-MX567N マ-412NM マ-512N マ-413NM マ-515N マ-415NM マ-515N マ-417NM マ-517N マ-417NM マ-517N マ-427NM マ-527N マ-428NM マ-528N マ-447NM マ-548N マ-447NM マ-548N マ-447NM マ-568N	H9年10月~ H12年8月 製造	H18年10月11日 H18年12月20日 <新聞,HP>	抗菌剤(ピリジン系有機抗菌剤)が原因で、体質により、アレルギー性接触皮膚炎を発症する可能性のあることが判明した。 平成18年10月11日に行った社告後、皮膚炎の発症があったお客様が新たに確認された。今後の発症を防止する為、製品を回収し交換する。対象製品をご使用になり、赤み、はれ、かゆみなどの症状がみられる場合は、ただちに使用を控え、皮膚専門医に相談していただくこと共に、間合せ窓口へご連絡していただくこと。(平成18年10月11日に行った社告の再社告)	無償で製品交換			

【レジャー用品】

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
靴 (釣り用)	ダイワ精工株式会社 0120-768-940 (10月12日~12月8 日まで) ※お客様センター (TEL:0120-506- 204)にても受け付け フリーダイヤル http://fishing.daiwa 21.com/colum2/ite m.asp?ltemID=1400	(1)製造番号を問わず、すべての機種が対象となる商品機・鮎・渓流シューズ RS2100BP、RS2300BP、RS2500BP、AS2100BP、AS2500BP - T.SP1030BP(A-1ブラック、ブラック)、PLS2500BP フォールナンバーF1J1500 (2)製造番号によって、一部の機種が対象となる商品機シューズ:AH2500BP、RH2500BP、PV2500BT (※製造番号が、6A、61、5~、4~、3~、2~、0商品が対象。上記商品でも、6T、6氏、60、60、6K、6S の製造番号の商品(対象外)	H12年以降 販売	H18年10月12日 <hp></hp>	経年使用や使用環境・条件等により接着力が 低下し「靴底のはがれ」が発生する可能性が判 明した。	製品検査回収
野球用バット	株式会社サクライ貿易 0120-782-077 フリーダイヤル http://www.japansa kurai.co.jp/	少年用木製カラーバット (ブルー、ブラック:中国製)	H17年6月~ H18年11月13日 販売	H18年11月14日 <新聞,HP>	接合されたバットが混入していることが判明 した。ごくまれに破損するおそれがある。	製品回収
電動玩具	株式会社ユー・エス・ジェイ ・ジェイ /株式会社ピー・シー・エー 0120-104955 フリーダイヤル http://www.usj.co.jp /news/news_index/ 06_popup/1130_go ods.html	クリスマス・シンギングエルモ (電池式)	H18年11月1日~ 11月27日 販売	H18年12月1日 <新聞,HP>	スピーカーの取り付け不具合による動作不良 と底面の電池ボックス付近が発熱するものがあ る事が判明した。	製品回収
玩具 (ラジコンへ リコプター)	大陽工業株式会社 0237-48-1179 http://www.taiyo- toy.co.jp/osirase/ah _sp_juden/index.ht ml	ホバリングバード AH-64アパッチ ホバリングバード スカイパッション	不明	H18年12月29日 <新聞,HP>	充電時に本体のコネクターに充電器コネクターを通常接続ではなく、「上下逆に接続」すると、充電器が発熱し、高温に達し破損することがあることが判明した。	注意喚起

【乳幼児用品】

品 名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
いす (乳幼児用品)	有限会社 木村製作所 0120-415-801 フリーダイヤル http://kimurass-net. co.jp/attention/index. html	乳幼児用テーブルチェア ケーズデザイン フックオンチェア	H18年6月19日~ 11月15日 販売	H18年11月28日 <hp></hp>	縫製の強度不足により布地の縫い目が裂ける という不具合が発生することが判明した。 現在の所、けがや事故には至っていないが、 そのまま使用を続けると最悪の場合、落下の可 能性がある。	製品回収

※本情報はNITEが情報収集した当時のものです。本文中の連絡先(フリーダイヤル、ホームページ等)が終了している場合がありますので、ご注意ください。

消費生活用製品のリコール・ キャンペーンを考える

社団法人 日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント協会 西日本支部 自主研究会「流通研究会」 谷口 直子



2002年から今日まで、新聞に掲載された社告を「おわび広告」と題して、消費者の立場から研究を続けているNACSの「流通研究会」。ここでは、おわび広告研究を通して実感した企業の情報伝達に対する意識の変化や、おわび広告にまつわる費用の問題を通し、これからのリコール情報伝達システムのあり方を提言しています。そのキーワードは「費用のかからない」リコール情報伝達システムです。

はじめに

2007年は、私たち消費者にとって特別な年になりそうである。消費生活用製品安全法の改正により事故情報の報告・公表制度が強化されて、製品事故の未然防止・拡大防止に大きな一歩を踏み出したからだ。本改正により、消費者の生命や身体が予測もしない不慮の事故の脅威から守られるのであれば、歓迎すべきことである。

法律改正の内容について本稿で触れるつもりはないが、筆者が所属する社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(通称NACS)西日本支部の自主研究会である「流通研究会」が取り組んできた「おわび広告研究」の観点から、製品事故後のリコール・キャンペーンはどうあるべきかを、消費者に対する情報伝達を中心に意見を述べたい。

■ おわび広告研究とは

「おわび広告」とは、商品、製品の自主回

収に伴い、新聞に掲載される「謹告」「お詫びとお願い」といった表題のいわゆる社告である。流通研究会では、この広告を、不祥事が発覚したクライシス時を越えて、消費者との関係を再構築するコミュニケーションツールととらえ、あえて、ソフトなひらがな表記で「おわび広告」としている。

研究のきっかけは、2002年に起こった「未 承認香料混入事件」に伴い、新聞社会面の下 段が5日間にわたり、未承認香料を使用した 食品メーカーが掲載したおわび広告でうまっ たことだった。掲載新聞によって全掲載数に は誤差があろうが、「流通研究会」が確認し た掲載数は51件で、同じ内容の広告でありな がら、読みやすさに差が感じられた。

「なぜ、読みやすさに違いが出るのか?」 その疑問を解明するために、51件のおわび広 告を分析・評価し、読みやすいおわび広告と はどのような構成であるかを追及した。その ためには、過去3年間に掲載されたおわび広 告を掲載枠の大きさ、枠線、表題、前文、日 付、社名、回収商品名の記載方法、連絡先の記載方法の8パーツに分けて抽出集計し、最も標準的なおわび広告を割り出し、その標準的おわび広告と比較して、51件の同じ内容のおわび広告を目立ち度、読みやすさ、消費者視点、表現、理解度(わかりやすさ)について、それぞれ5ポイント満点で感性評価した。その評価結果をもとに、読みやすいおわび広告作成のポイントを割り出して、企業がクライシス時に掲載するおわび広告による情報伝達がよりスムーズに行われるための一助になればと願ったものだった。

その後、おわび広告を見守り続けてきて感じることは、企業倫理、CSRの観点から、おわび広告の内容が飛躍的に分かりやすくなったということである。できるだけ目立ちたくない「負の広告」だったおわび広告の常識を覆し、写真、図表を活用して積極的な情報伝達に努めようと言う意識を前面に出したおわび広告が増加したことだった。もとより、消費生活用製品のおわび広告は、予測される事故の深刻さから、写真、図表を駆使し、視覚に訴えるものが大半であったが、掲載枠を大きくすることにより、空白のとり方、文字の大きさなどが工夫されて、読みやすさ、目立ち度への配慮がより明確になったように感じる。

大規模なリコール・キャンペーン に見る情報伝達の値段

新聞へのおわび広告掲載とホームページでの告知が一般的であったリコール情報告知の常識を一転させたのが、消費生活用品安全法による回収命令第1号となったFF式石油温風機の自主回収だった。この製造事業者(以

下、同社)は、2005年11月の回収命令発動後、おわび広告のみならず、テレビ、新聞折り込みチラシ、郵便、戸別訪問などあらゆる手段を講じて回収にあたってきた。まさに、欧米では一般的である「キャンペーン」のはじまりである。

初期対応の遅れもあり、批判的な意見が聞かれたこのFF式石油温風機リコール・キャンペーンも、時間の経過とともに好意的な評価に変わり、同社に対して激励の手紙が届いたり、民間のCM好感度調査では同社の告知CMが1位になった。また、2007年、年頭の日本経済新聞記事によれば、同社は「あなたの家庭に最も役立っている企業」第1位に選ばれている。さらに、同社が提出した99期有価証券報告書(平成2005年4月から2006年3月期)によれば、売上高は順調に推移しており、株価もリコールの影響をまったく受けていない。同社は、完全にレピュテーショナルリスク(企業の評判が悪くなり、業績が悪化する危険)を回避したことになる。

このリスク回避費用はどれくらいだったのだろうか。上述の有価証券報告書によれば、特別損失の内訳として、市場品質対策費約343億円を計上している。保険等で補てんされていたとすれば、実際的にはさらに多大な費用が発生していたのかもしれない。これだけの費用拠出は、連結売上高約9兆円の同社だからこそ、なしえたことで、消費生活用製品を扱うメーカーや輸入業者のうち、どれだけの企業が達成可能だろうか?

費用がかからない リコール情報伝達システムの構築を

筆者は、消費生活センターに勤務し、相談

業務にあたっており、現場の経験も踏まえて、 いくつかの提案をしたい。

結論から述べれば、「おわび広告の時代で はない」ということである。個別企業がそれ ぞれにメディアを使って告知するのではな く、危険性が認識されるならば、社会で共有 すべき公共情報として、最小限の費用負担で、 いち早く情報伝達できるようなシステムをイ ンフラとして構築するべきだ。日本の企業組 成の99.7%は、中小・零細企業である。資金 力がない中小零細企業に340億円ものリコー ル・キャンペーン費用の負担は現実的ではな い。個別企業に対する制裁は別の問題として、 どのような製品であっても消費者に対してリ コール情報がスムーズに伝わるような社会基 盤の整備が望ましい。費用の多大さで、リコ ールをすることに尻込みするような状況の回 避が消費者保護の観点で重要だ。

「費用がかからない」で、まず、発想するのはインターネットだろう。リコール情報告知のポータルサイト導入が検討されているようだ。ポータルサイトでの一括情報提供は有意義だ。しかし、インターネットが利用できる若年層はターゲットになりえるが、高齢層のインターネット利用人口はまだまだ低い。多くの高齢者が利用できる通信機器は電話およびファクスが限界である現状を踏まえれば、インターネットでの告知は、あくまで補完的に考える必要があるのではないだろうか。情報伝達方法はできるだけユニバーサルであってもらいたい。

最も効果的なのはテレビ放送である。視覚、 聴覚に訴える情報伝達の効果は高い。次に、 効果が期待できるのは新聞だ。その両方に、 公告として一括で放送あるいは掲載すること はできないだろうか。メディアの社会的な責任として協力を望みたい。

リコールリストを市町村の広報紙に掲載することは不可能だろうか。掲載したリコールリストの詳細をファクスで取り出すことができれば、情報伝達の効果は増幅されるだろう。

販売店は、消費者にとって最も身近な情報 伝達窓口である。特に、昨今ではポイント制 などの販売戦略による消費者の囲い込みが功 を奏して、定期的に同じ販売店に足を運ぶ消 費者は多い。販売店では、リコール製品メー カーの別の製品を扱っている可能性もあり、 店頭での告知は困難であることが予想される が、消費者の理解があれば乗り切ることがで きそうである。リコール情報を提供してくれ る販売方法を付加価値と見ることが出来るよ うな消費者の意識改革が必要だ。

企業に対しては、ステークホルダーコミュニケーション(利害関係者との対話)を提案したい。企業を取り巻く利害関係者の最大公約数は消費者である。クライシス時に、にわかに消費者に対してコミュニケーションをとることは難しい。平素より自社ユーザーとインタラクティブな関係を構築しておけば、そのネットワークを使った情報伝達や信頼回復を行うことができるだろう。

以上のように、リコールを当該企業のみの問題とせず、行政、メディア、販売店、消費者など企業をめぐるステークホルダーが連携して取り組むことで、「費用がかからない」リコール情報の伝達システムが構築できるはずだ。

おわりに

消費生活相談の現場にいる者は、消費者か

らの事故情報に接したときに大企業の製品な らば、まずは安堵する。少なくとも「補償」 という面で消費者が保護、救済される可能性 が高いからである。また、欠陥が確認された 後の情報伝達もスムーズに行われることが期 待できる。ところが、グローバル化した経済 社会から私たちに供給される生活用品は、大 企業の製品ばかりとは限らない。消費者側か ら事故が報告されても、輸入製品の場合、原 因究明にメーカーの協力を得ることが困難 で、輸入業者の財務的な脆弱性から、事故情 報の伝達が十分に行われないといった現実か らすれば、規制はできても、事故情報の報告 率には残念ながら期待しにくい。筆者が読ん だコンシューマーリポーツ(アメリカ消費者 連合(CU)が発行する消費者情報誌)の記 事にも、アメリカにおける事故報告率の低さ が問題視されていた。

企業の自主的な事故報告は理想的ではある が、「できれば報告したくない」というイン センティブが企業側にはたらいた場合、その 反面を担い、企業側を指摘できるのは、事故 情報の件数と原因究明である。ところが、財 政削減のあおりを受けて、自治体のテスト室 は閉鎖を余儀なくされ、事故原因究明機関は 減少の一途をたどっている。消費生活用品事 故の原因究明は周知のように、欠陥なのか誤 使用であるのか、その判断に綿密な調査と高 度な専門的知識および多大な費用を要する。 消費生活用製品安全法が改正され、これまで も事故情報の収集・分析・伝達機関であった 製品評価基盤機構には、米国で製品部門の監 視を行う消費者製品安全委員会(CPSC) の役割を担うものと大きな期待が寄せられて いる。しかしながら、上述のコンシューマー

リポーツの記事によれば、発足当時の消費者製品安全委員会は、強力な監視人(powerful product-safety watchdog)であったのに、予算が絞られた結果、砂ネズミ(gerbil)に成り下がったと批判されていた(筆者の理解ではあるが、どう猛な番犬から小さなペットになった。転じて、権限が著しく縮小されたの意)。

日本で整備されようとしている制度は、諸 外国の焼き直しではなく日本の文化・風土に 合致した独自のものとして成立してほしい。 また、中心機関には潤沢な予算や人的資源が 継続的にそして集中的に配分されて、その役 割を十分に果たし、事故情報の発信基地とな ることを願っており、消費者としては、長い 目でバックアップしていかなければならない と考えている。

<参考文献>

自主研究会「流通研究会」;「おわび広告を考える」、2003 社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協 会西日本支部;「アンサンブルvol.1 (おわび広告につい て)」、2006

内閣府国民生活局;「ハンドブック消費者2005」

内閣府国民生活局;「製品回収措置に関する情報の利用 状況についての調査研究」、2006

国民生活センター;「製品回収をめぐる現状と問題」、2003 国民生活センター;「国民生活」6月号、2006

アメリカ消費者連合(C U);「CONSUMER REPORTS」 PRODUCT RECALL LESS THAN MEETS EYE、p732p735、1994

日本経済新聞

日本消費経済新聞



読みやすい取説作りを

商品の使いやすさとマニュアル研究会

以前実施した当研究会の調査では、購入後に 取扱説明書(以下取説)を読まないユーザーが全 体の4分の1ありました。できれば取説は読ま ずに製品を使いたいのが消費者の本音でしょう。

これまでの家電製品や燃焼機器の取説は、画一的な堅いイメージのものが大半で、地味な表紙と目次、形式的な注意事項の羅列では読む気が起こりません。例えば女性雑誌のようなソフトな編集構成であれば、取説はもっと読まれるはずです。見出しや本文の文字が大きくて、カラーのイラストや写真入りならば、親しみやすくなります。中でも使用上の注意は、消費者の誤使用が製品事故の3分の1を占めているという現状では、警告表示を理解して読んでもらう工夫がぜひとも欲しいところです。最近の洗濯機の取説では、ユーザーの立場に立って工夫さ

れた事例も出てきました。目次には、コールセンターへの問い合わせの多い項目が大きい文字で書かれ、思わず本文に引き込まれてしまいます。

また、取説での用語は、必要な時にすぐ読みたい項目が検索できるよう、一般的な用語で目次や索引を作るようにお願いします。専門用語、業界用語、技術用語、メーカー独自の用語で目次が書かれていると、消費者には何かわからず、知りたい項目が検索できません。製品を使っていて困った時に、すぐ欲しい情報が出てくる優しい取説作りを望みます。

「商品の使いやすさとマニュアル研究会」は、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (NACS) 西日本支部内に発足した自主研究グループ。今まで、洗濯機やパソコン、ビデオ、多機能電話、食器洗い乾燥機、高齢者にとっての家電製品の使いやすさなどについて調査研究を実施し、報告書をまとめるなどの活動を行っている。

製品安全

名称	会期	開催場所	開催内容	問い合わせ
製品事故に関する啓発品の展示	5月7日(月) ~31日(木)	福井県消費生活 センター展示情報 ルーム (福井市手寄)	消費者月間の一環として、約1か月にわたり、展示で製品事故防止の情報を提供。5月13日(日)の「いきいき消費者フォーラムin2007」では、NITE職員による事故品とポスター展示、解説もある	福井県消費生活センター 0776-22-1102
家庭用医療機器 新人社員研修	5月9日(水) をはじめ 全3回	全国家電会館 (東京都文京区湯島) など、全国3都市で 開催	新人社員にとって、知って役立つ薬事法、製造 物責任法、電気用品安全法、特商法の解説	(社)日本ホームヘルス 機器協会 03-5805-6131
品質トラブル防止のための ヒューマンエラー防止策と 目でみる管理の実践セミナー	5月14日(月) 15日(火)を はじめ全13回	日科技連東高円寺ビル (東京都杉並区高円寺 南)など、全国7都市で 開催	作業方法・設備・環境などの改善で防ぐことのできるヒューマンエラー。ヒューマンエラーの考え方を学び、いかにして起こるか、その防止策を習得する。2日間の連続講座	(財)日本科学技術連盟 事業部 QCサークル推進課 03-5378-9816
くらしの安心推進員養成 研修	5月15日(火)	京都テルサ消費者 研修室 (京都市南区東九条下)	地域の消費生活リーダーとして、身近な人に消費生活情報を提供するボランティア(京都市内を除く京都府内に在住の20歳以上の人)を育成する研修会。受講後は「声かけ」を通じ、消費者被害防止の啓発や製品事故・消費者トラブルなどにあった人を相談窓口へつなげる役割を担う	京都府消費生活安全 センター 075-671-0030
くらしの安心推進員養成 研修	5月18日(金)	宮津総合庁舎 (京都府宮津市吉原)	地域の消費生活リーダーとして、身近な人に消費生活情報を提供するボランティア(京都市内を除く京都府内に在住の20歳以上の人)を育成する研修会。受講後は「声かけ」を通じ、消費者被害防止の啓発や製品事故・消費者トラブルなどにあった人を相談窓口へつなげる役割を担う	京都府消費生活安全 センター 075-671-0030
明治大学リバティ・アカデミー 「安全学概論-社会の中に 安全を創る」	5月19日(土) 26日(土) 6月2日(土) 9日(土)	明治大学秋葉原 サテライトキャンパス (東京都千代田区外神田)	国際安全規格、リスク分析手法などの基礎理解から、過失による裁判事例、製品事故の事例などの具体例を通じて、安全の概念を体系的に学ぶ公開講座を開講	明治大学リバティ・アカデミー 03-3296-4423
消費者月間講演会	5月21日(月)	長野県上田合同庁舎 (長野県上田市材木町)	「みんなで築こう 身近な安全・安心」をテーマにした、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事・三村光代氏の講演。エレベーターやガス瞬間湯沸かし器などにかかわる事故など、家庭や地域で起こる身近な事故、被害について考える	長野県上田消費生活センター 0268-27-8517
R一Map実践研究会	5月~ 平成20年3月	日科技連・東高円寺ビル (東京都杉並区高円寺南)	リスクアセスメントに特化した、異業種メンバーで構成する研究会。事前評価段階で「見える化」を可能にするR-Map手法を活用し、それぞれの課題を解決する。8月・10月・12月を除く全8回の月例会。初回は5月22日(火)に開催	(財)日本科学技術連盟 事業部 クオリティマネジメント一課 03-5378-9850
消費者月間事業「消費者のつどい」	5月23日(水)	貝塚市職員会館 (大阪府貝塚市畠中、 貝塚市役所隣)	消費生活に関する知識を積極的に取り入れ、市民の生活の向上を図る「消費者のつどい」を開催。「もし、製品事故に遭った時、あなたはどうしますか?」をテーマに、NITE職員が製品安全について講演する	貝塚市環境生活部商工課 072-433-7192

名称	会期	開催場所	開催内容	問い合わせ
消費者月間連続講座	5月25日(金)	高槻市立総合市民 交流センター (高槻市紺屋町)	「くらしの危険〜身近な安全・安心を考える〜」をテーマにした、消費生活用製品等の事故の未然・再発防止のためのセミナー。誤使用、不注意による事故の事例、品物を選ぶ際に消費者が何に気をつければいいのか、危険に遭遇した場合の説明など	高槻市立消費生活センター 072-683-0999
ものづくりのユニバーサル デザインフェア	5月25日(金) 26日(土)	かがわプラザ (香川県高松市サンポート、 高松シンボルタワー内)	県内の企業を中心にした、ユニバーサルデザインへの取り組みを紹介。デザインや機能など、すべての人に利用しやすい商品になるよう、工夫を施した商品やパネルを展示	香川県経営支援課 087-832-3342
クリスタルフェスティバル 2007記念講演会	5月26日(土)	神戸クリスタルホール (神戸市中央区東川崎町、 神戸クリスタルタワー内)	「生活用品による事故を防ぐために〜企業・行政の責任と消費者意識〜」をテーマにした、弁護士・中村雅人氏による講演	兵庫県神戸生活創造 センター 078-360-8531
ユニバーサルデザイン・ セミナー	5月30日(水)	岡山県立図書館 (岡山市丸の内)	ユニバーサルデザインに理解を深めるための セミナー。学識経験者による講演や「だれもが 暮らしやすいおかやまづくり」を目指す県の施 策を紹介	岡山県企画振興課 ユニバーサルデザイン推進班 086-226-7249
第15回春季信頼性 シンポジウム	6月1日(金)	日科技連・千駄ヶ谷本部 (東京都渋谷区千駄ヶ谷)	日本ヒューマンファクター研究所・渡利邦宏氏 による講演や、信頼性技術・ディペンダビリティ 技術関係者の成果発表、討論、意見交換など	日本信頼性学会 03-5378-9853
消費者問題講演会	6月1日(金)	諫早市文化会館 (長崎県諫早市宇都町)	「身近な安全・安心の確保~高齢者を見守る ネットワークの充実~」をテーマにした、中央大 学法科大学院教授・升田純氏による講演	長崎県消費生活センター 095-823-2781
かすがいエコライフフェア 2007	6月8日(金) 9日(土)	春日井市役所・ 市民ホールほか (愛知県春日井市 鳥居松町)	身近な環境問題をはじめ、製品安全など消費 者のくらしに役立つ情報をパネル、催しなどに より発信	春日井市市民経済部 市民生活課消費生活担当 0568-85-6616
消費生活セミナー	6月12日(火)	岩手県立県民生活センター (岩手県盛岡市中央通)	「家庭用製品の安全な取扱い」をテーマにした、 東北経済産業局職員及びNITE職員によるセミ ナー	岩手県立県民生活センター 019-624-2586
PL関連講演会	6月19日(火)	メルパルク東京 (東京都港区芝公園)	改正消費生活用製品安全法の施行を受けて、 経済産業省製品安全課・藤岡氏による講演「製 造企業と消費者の新たな関係構築(仮)」。基 本は会員対象、会員以外は要問合せ	キッチン・バス工業会 03-3436-6453
消費生活セミナー(前期) 製品事故の現状と安全な暮らし	6月21日(木)	札幌市消費者センター 札幌エルプラザ (札幌市北区)	「くらしの安全・くらしの健康」を守るために消費生活に関するさまざまな知識を習得する、全7回の連続講座のうちの1回。製品事故情報収集の現状や事故防止のための留意点を学ぶ	(社)札幌消費者協会 011-728-3131
製造物責任・製品安全 基礎講座PL・PS入門コース	6月25日(月) ~27日(水)	日科技連・千駄ヶ谷本部 (東京都渋谷区千駄ヶ谷)	製造物責任、製品安全 (PS) について、法律から技術まで十分理解できる入門コース	(財)日本科学技術連盟 事業部 クオリティマネジメント一課 03-5378-9850
第7回家庭用医療機器の 講習会	6月25日(月) をはじめ全5回	全国家電会館 (東京都文京区湯島) など、全国4都市で開催	家庭用医療機器のJIS T(薬事法関係規格)、 QMS(品質マネジメントシステム)基準書、認証 申請、QMS実施調査の解説	(社)日本ホームヘルス機器 協会 03-5805-6131
安全工学シンポジウム2007	7月5日(木) 6日(金)	日本学術会議 講堂·会議室 (東京都港区六本木)	「安全工学の創造的発展」をテーマに、安全、 化学、電気、建築、医学など各分野からの問題 提起や研究結果の講演、技術交流を通じて、 安全技術における「人間」のかかわりを多面的 に検討する	(社)日本建築学会 03-3456-2055
消費者問題セミナー	7月6日(金)	名古屋市伏見ライフ プラザ (名古屋市中区栄)	「これで大丈夫!安心・安全なくらし」をテーマに した、全10回の連続講座のうちの2時間。消費 生活用品の誤使用事故と防止策を学び、事故 にあわないための製品の取扱い方法を知る	名古屋市消費生活センター 052-222-9679

名称	会期	開催場所	開催内容	問い合わせ
信頼性・保全性 シンポジウム 一安全と安心を守る 「使用の信頼性」—	7月17日(火) 18日(水)	国立オリンピック記念 青少年総合センター (東京都渋谷区代々木 神園町)	信頼性、耐久性のみならず、フェールセーフ設計、 改造への対応、保全性などについて幅広く議論 し、安全に安心して暮らせる社会に貢献できる「使 用の信頼性」について発表・議論を行う。中央 大学教授・宮村鐵夫氏による基調講演や学識 経験者によるパネル討論、展示コーナーなど	(財)日本科学技術連盟 事業部 クオリティマネジメント一課 03-5378-9850
くらしのセミナー	8月30日(木)	坂出市府中公民館 (香川県坂出市府中町)	暮らしの中での電気製品の安全チェック。家電製品の取扱いの注意と事故防止策について、 具体的な取り組みや考え方を学ぶ	香川県消費生活センター 087-831-3151
製品安全専門講座 製品安全技術者コース	9月10日(月) 11日(火)	日科技連・東高円寺ビル (東京都杉並区高円寺南)	技術者のためのリスクアセスメント、製品安全 技術が理解できる。確実なリスク対策を可能に し、消費者・使用者に安全な製品を提供するた めのR-Map手法を習得	(財)日本科学技術連盟 事業部 クオリティマネジメントー課 03-5378-9850
豊橋市明るい暮らしの 消費者展	10月20日(土) 21日(日)	豊橋市役所 (愛知県豊橋市今橋町)	消費者団体や市上下水道局、NITEなど関係 団体が多数参加。製品安全などの消費者の暮 らしに役立つ情報をパネルや催し物等により発 信。豊橋まつりと同時共催	豊橋市文化市民部 安全生活課 0532-51-2306
名古屋市消費生活フェア	11月17日(土) 18日(日)	オアシス21銀河の広場 (名古屋市東区東桜)	環境問題や製品安全など暮らしに役立つ様々な消費生活情報を、パネル展示やステージイベントなどの多彩な催し物で提供する	名古屋市市民経済局 消費流通課 052-972-2434

※詳細は各問い合わせ先まで

「第二火曜日は火二注意」

経済産業省では、平成19年3月より、毎月第2火曜日を製品安全点検日と定め、製品安全についての セミナーを行ったり、消費者へは情報提供や注意喚起を行っていきます。

製品安全に関するセミナーや講座、イベントなど、本ページで紹介する情報を募集しています。 次回の掲載は8月以降の催しです。下記で受け付けていますので、ご連絡ください。

〒540-0008大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 独立行政法人製品評価技術基盤機構 生活安全ジャーナル編集事務局 電話:06-6942-1113 FAX:06-6946-7280

事故情報収集制度とNITE

◎暮らしの中で起こった製品の事故情報を集めています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、経済産業省の製品安全行政の一環として、 暮らしの中で使用する経済産業省の所管製品によって起こった事故の情報を集めています。 NITEは、昭和49年10月から事故情報を収集しています。

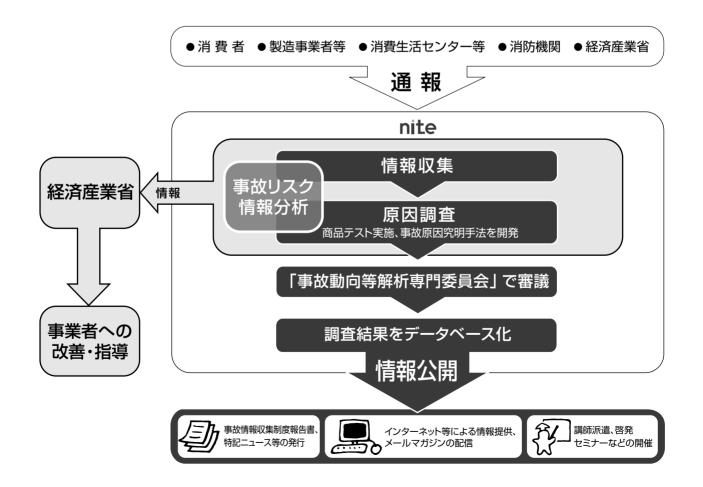
◎集めた事故情報を調査し、その結果を公表して製品事故の未然・再発防止に役立てています。(被害者救済のための調査等は行っておりません。)

NITEは、集めたすべての事故情報の内容を調査・分析し、必要な場合には原因究明のためのテスト等を実施しています。さらに、学識経験者等により構成される事故動向等解析専門委員会による審議・評価を経た上で、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的にその結果を公表しています。

なお、事故に遭われた方々の個別救済のための仲介・あっせん、原因究明のためのテストは行っておりません。

◎必要な場合、経済産業省から行政上の措置が講じられます。

集めた事故情報や調査・分析状況は、随時、経済産業省に報告され、必要な場合には、経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。



●編集後記

- ◇昨年の第165回臨時国会で成立した改正消安法が施行されます。今号はその大特集です。本誌があれば、今回の法改正のポイントから消安法の34年間の歩みまで全てわかる1冊にしようと欲張った結果、100ページを優に超す厚い冊子になりました。
- ◇今回の法改正で、製造事業者・輸入事業者のみなさんには重大製品事故の報告が義務づけられました。事故が起こらないことが一番ですが、もしもに備え、どんな製品が、どんな事故が報告の対象になるのか本誌16ページの「消安法Q&A」では51の疑問に答えています。一度開いてみてください。また、重大製品事故以外の事故はNITEに情報提供をお願いします。国への報告様式、NITEへの報告様式も併せて掲載しています。
- ◇ところで、法律用語は馴染みがないだけに難しいですね。法律がいつできたかを調べるだけでも「成立」「制定」「公布」「施行」と4つの用語が出てきます。法律が効力を持つ「施行」は理解できても「成立」「制定」「公布」ってどう違うの?と入り口から迷走してしまいました。「成立」は両議院が法律案を可決した日で、本法では平成18年11月29日、「公布」は国民が法令を知ることができる状態におかれること(=官報に掲載された日)で、同年12月6日、また「公布」をもって法の「制定」となります。ご存じでしたか?
- ◇さて、生活安全ジャーナルも創刊から1年が経ちました。この1年間は製品事故が相次 ぎ、又表面化した年でもありました。NITEの事故情報データベースも急増していま す。事故の未然防止・再発防止につなげていける情報の発信がこれからの大きな課題だ と感じています。

生活安全ジャーナルの購読をご希望の場合

送付先(ご住所、お名前)を明記し、290円分の切手を貼った返信用A4版封筒を同封のうえ、下記、編集事務局「製品安全ジャーナル第4号送付」係宛にお送りください。バックナンバー及び複数部数ご希望の場合は、編集事務局までお問い合わせください。

- - ○生活安全ジャーナル編集委員会
 - ○生活安全ジャーナル編集事務局

長田 敏 佐々木 茂 小田 泰由 新井 勝己 穴井美穂子 山田 秀和 山田 幸子 井神由美子 朝山 聖子 在間 順子

平成19(2007)年5月 第4号発行(年4回発行)

〈編集・発行〉

生活安全ジャーナル編集事務局

〒5400-0008

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE・ナイト)

生活・福祉技術センター内

電話:06-6942-1113 FAX:06-6946-7280

〈印刷・制作〉

株式会社 ゼネラルアサヒ

NITE 生活・福祉技術センター(製品安全担当)の本所・支所のご案内

バイオテクノロジー本部

化学物質管理センター

認定センター

生活・福祉技術センター



〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4 - 1 -67 大阪合同庁舎第 2 号館別館

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

計画課 電話 06-6942-1112 FAX 06-6946-7280 (東京分室) 電話 03-3481-6566 FAX 03-3481-1870 製品安全企画課 雷話 06-6942-1113 FAX 06-6946-7280 製品安全技術課 電話 06-6942-1114 FAX 06-6946-7280 検査業務課 電話 06-6942-1116 FAX 06-6946-7280 技術業務課 雷話 03-3481-1820 FAX 03-3481-1934

北海道支所 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎

電話 011-709-2324 FAX 011-709-2326

東北支所 〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4 - 5 - 18

電話 022-256-6423 FAX 022-256-6434

北関東支所 〒376-0042 群馬県桐生市堤町 3 - 7 - 4

電話 0277-22-5471 FAX 0277-43-5063

中部支所 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

電話 052-951-1931 FAX 052-951-3902

北陸支所 〒920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎

電話 076-231-0435 FAX 076-231-0449

中国支所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館

電話 082-211-0411 FAX 082-221-5223

四国支所 〒760-0023 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F

電話 087-851-3961 FAX 087-851-3963

九州支所 〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原 2 - 1 -28

電話 092-551-1315 FAX 092-551-1329

講習業務課 標準化センター



